

り、本要領ニ規定セル以外ノ腕章（臂章ヲ含マズ）ハ一切使用セザルモノトス 但シ徽章類ノ佩用ハ差支ナシ
ぬ、辨當携帶者ニシテ之ヲ背囊又ハ雜囊ニ收容シ得ザルモノハ上衣下ノ腰部ニ胸巻ノ如ク纏フモノトス

3. 参列者及参列團體ノ服装

- (一) 参列者ノ服装ハ分列参加者ノ服装「イ」又ハ奉唱隊参加者ノ服装「イ」ニ依ル
 - (二) 團體ノ役員ハ参列者ノ服装ニ準ジ或ハ其ノ團體ノ制服ヲ用フルモノトス
 - (三) 團體員ノ服装ハ其ノ學校又ハ團體ニテ定メタル制服又ハ質素ニシテ不敬ニ互ラザル服装トス
 - (四) 参列團體ノ引率者（附添人）ハ白地ニ團體名ヲ記セル小旗ヲ携帶シ標幟トナスモノトス
4. 援助委員（軍部）並係員ノ服装
- (一) 援助委員タル將校准士官ハ儀式ノ場合ノ軍装トシ（尉官及准士官ハ脚絆ヲ穿ツ）下士官以下ハ徒手帶劍（在郷軍人ハ徒手）脚絆ヲ穿ツモノトス
 - (二) 係員ノ服装ハ陪列、陪觀者ニ準ス

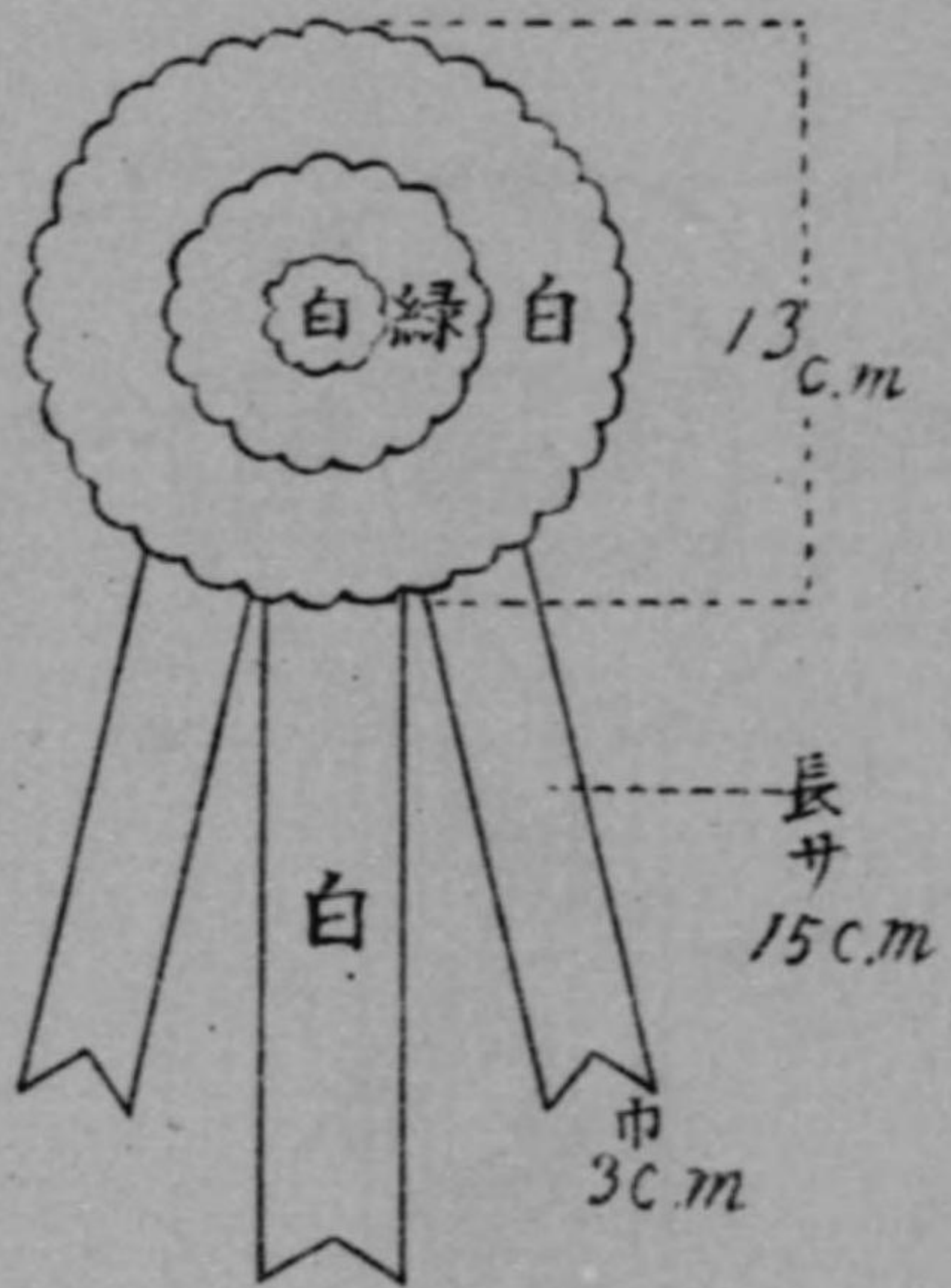
第七 委員並参入者徽章

委員並参入者徽章

委員 徽章

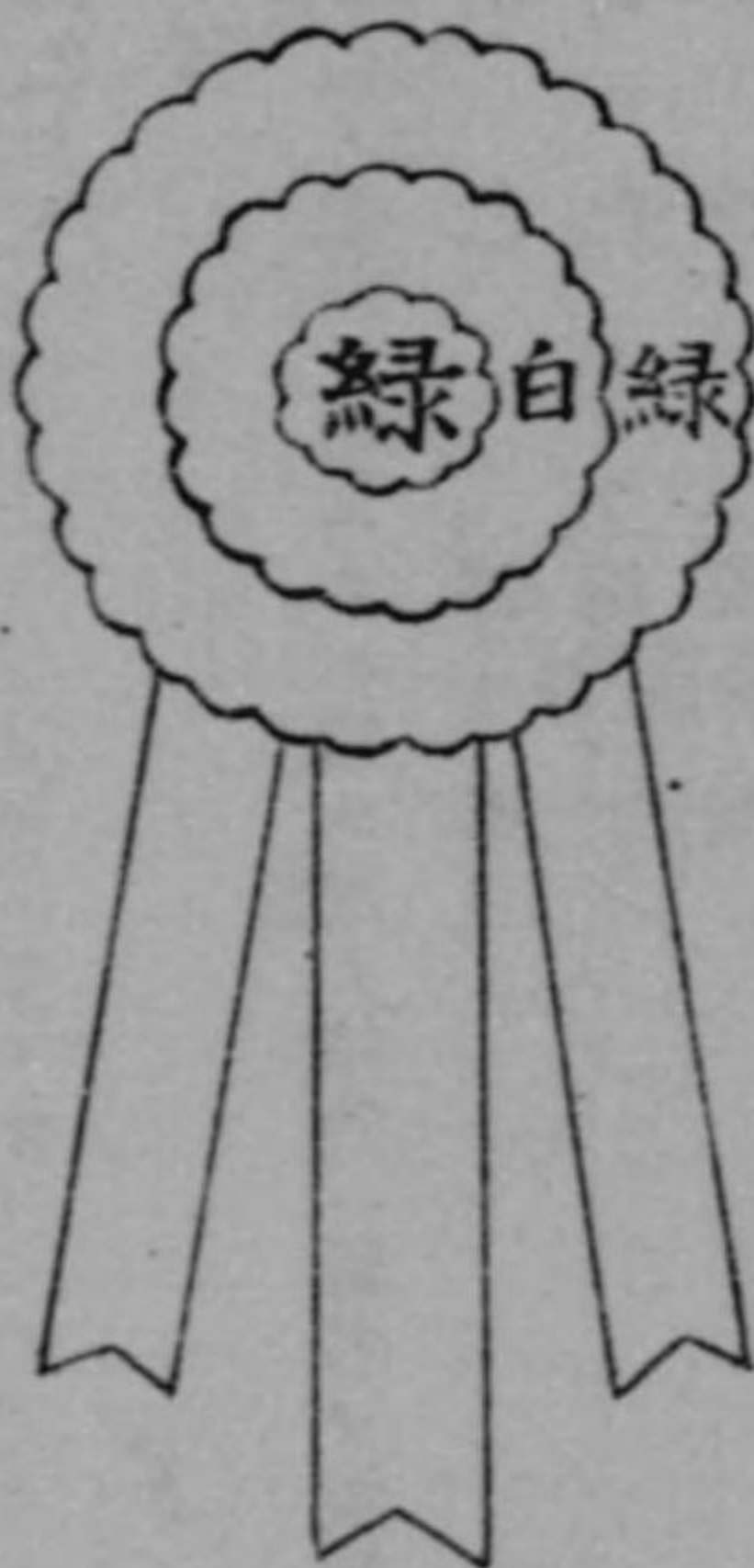
1. 業務委員ノ徽章

左ノ如キ徽章ヲ左胸部ニ附ス
委員 長（群馬縣知事）



願 問（群馬縣ヲ除ク主催縣知事、陸軍省、文部省、鐵道省、局長、師團司令部附少將、歩兵第二十八旅團長、大日本聯合男女青年團並少年團日本聯盟理事）

大キサ（委員長ノ徽章ニ同ジ）



副委員長（各學務部長）

委員長ト同型ニシテ「リボン」ヲ二本トス

御親閱

參與

文部省、陸軍省、鐵道省關係者、歩兵第十五聯隊長、關係聯隊區司令官、副委員長ト同型ニシテ内ヲ綠色、外ヲ白色トス

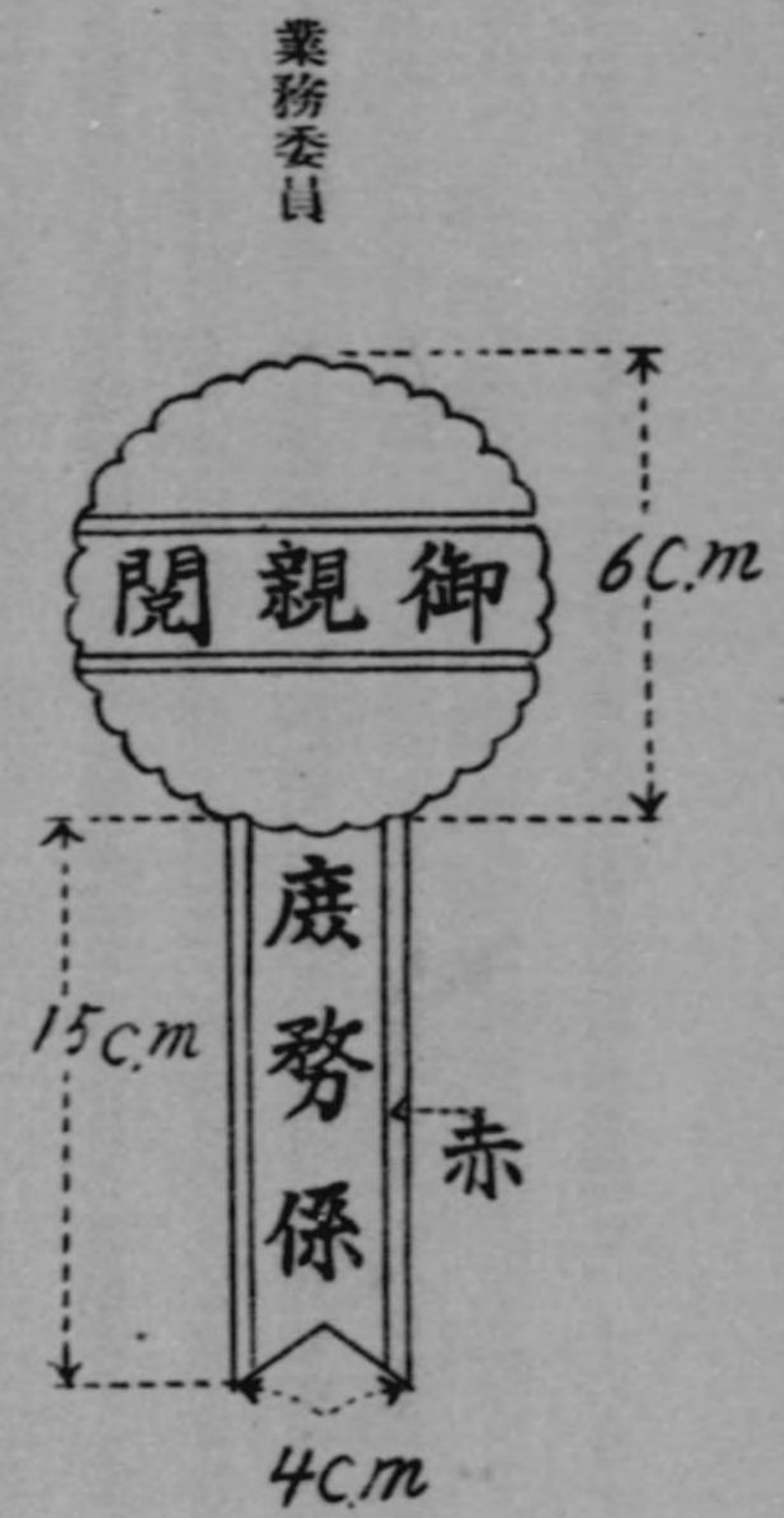
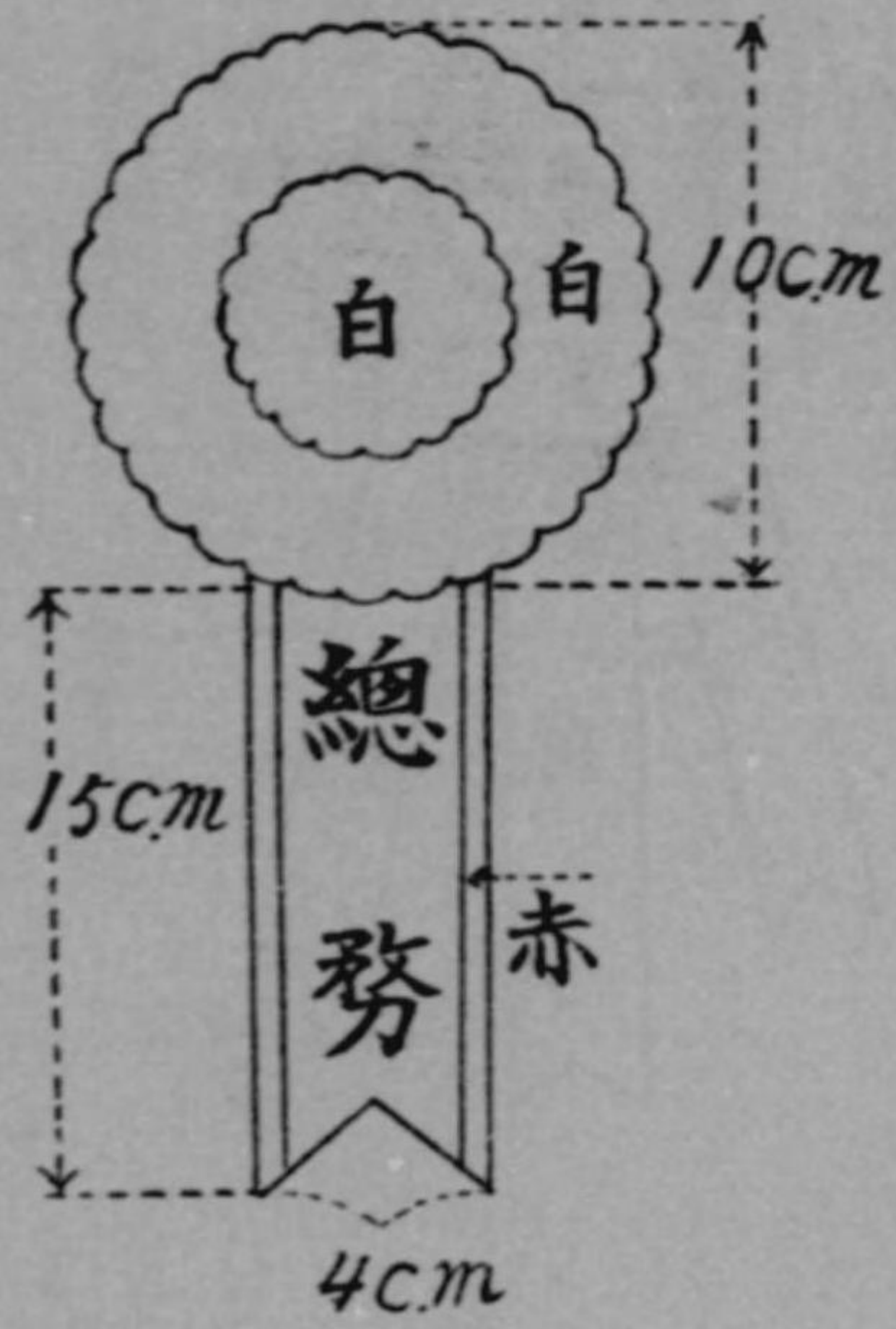
各縣委員

各縣委員ノ識別ヲ明ニスル爲メ左ノ地色ニ縣名ヲ染抜キタル腕章(巾二寸ニシテ縣名ヲ記ス)

薄	薄	綠	桃	黃	白
茶	紫	色	色	色	色
新	長	柄	茨	埼	群
潟	野	木	城	玉	馬

總務

(各縣ノ課長)



2. 援助委員ノ徽章

左ノ如キ赤色腕章(幅10^{mm}長36^{mm})ヲ左腕ニ纏フ

員委助援

3. 參入者ノ徽章

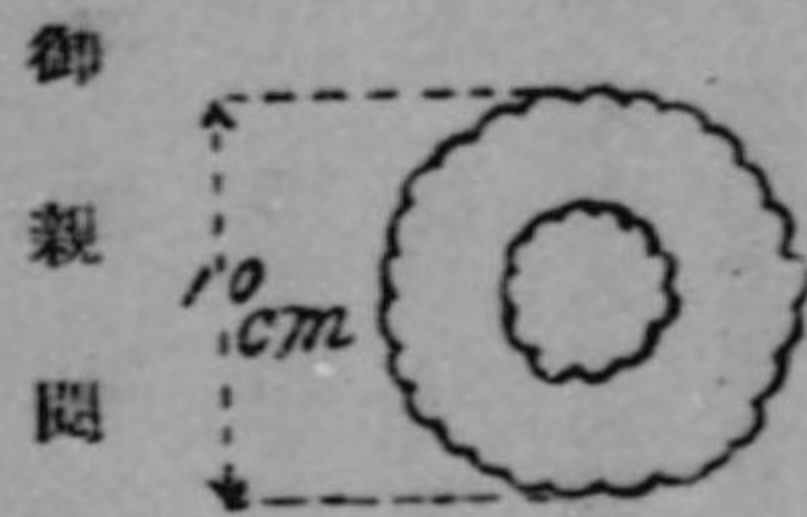
陪觀者

黃

上圖ノ徑ヲ7^{mm}トシ白色トス

參列者

上圖ノ徑ヲ5^{mm}トシ赤色トス



御親閱

第八 御親閱ニ於ケル心得

1. 全員心得

- (一) 唯一人ノ行動ガ團體全員ノ成績ヲ左右スルモノナルコトヲ想ヒ各員最善ノ努力ヲ拂フベキコト
- (二) 終始指揮者ノ命ニヨリ秩序整然タル行動ヲナスコト
- (三) 御親閱中ハ特ニ靜肅ニシ絶對ニ私語雜談セザルコト
- (四) 後方部隊ニアリテハ一層コノ點ニ注意スルコト
- (五) 集合場式場ニ於テハ氣分ヲ緊張シ規律ヲ恪守シ濫リニ離列散策セザルコト
- (六) 午後一時三十分ヨリ還御マデハ喫煙セザルコト
- (七) 式場内ノ待機中ニアリテハ距離間隔ヲ紊サヌ範圍ニ於テ踞坐休憩スルハ差支ナキモ横臥スルガ如キ見苦シキ態度ヲトラザルコト
- (八) 兩便其ノ他ノ諸用ハ成ルベク午後一時三十分迄ニ済シ臨御後ハ病氣若ハ全ク已ムヲ得ザル事情ノ外列ヨリ離レテ隨意ノ行動ヲナサザルコト
- (九) 式場内ニ於テハ辨當聲、紙屑、煙草吹殻等ハ各自ニ雜糞ポケット等ニ收容シ一切放棄セザルコト
- (十) 健康ニ異狀ヲ來セル者ハ指揮官ニ届出其ノ指示ヲ受クルコト
- (十一) 陪列、陪觀、參列者等ニシテ制服ヲ着用セザル者ノ「最敬禮」ノ方法ハ第六、九ノ(六)ニ準シテ行フモノトス

第四節 御親閱御模様

六縣下男女四萬三千餘の若人が、待ちに待ち奉りたる御親閱は、十一月十七日午後二時三十分より清流烏川の畔、上毛

の三山を一眸に收むる、高崎市乗附練兵場に於て舉行せられたり。

先之、我が郷土の光榮を一身に荷ひ、此の空前の盛儀に參列すべき隊員は、無限の歡喜を高鳴る胸に包み、肌寒き拂曉より夫れぞれ豫定の行動を開始して、五箇所に設けられたる式場入口より陸續として參入し、午前十時には早くも各參加部隊は秩序正しく所定の位置に整列を終へ、同十一時半より參加部隊全員の豫行演習を實施せり。之と相前後して參列諸團體、陪觀者、一般拜觀者等も亦式場の内外に參集して、聖上の著御を御待ち申上げたり。

高崎歩兵第十五聯隊營庭に於ける、郷軍の御親閱を終へさせ給ひたる 聖上陛下には午後二時二十九分供奉員を從へさせられ、自動車兩薄にて式場に御臨幸、軍樂隊の嚙啞たる「君が代」奏樂及滿場大衆の奉迎裡に、設けの玉座に 著御あらせられたり。是の時一聲の喇叭を合圖に全員最敬禮を行ひ、再び起る「君が代」の奏樂に、滿場肅然として莊重の氣漲れるとき、金澤本縣知事は鞠躬如として、整列線より御前に進み「謹みて御親閱を仰き奉る旨」を奏上し所定の位置に復すれば、援助委員長山田少將の總指揮により、分列は開始せられ、軍樂隊竝喇叭鼓隊の奏する勇壯なる行進曲に和し、本縣各中等學校生徒を先頭に、本縣青年訓練所生徒、同青年團員を始めとし、埼玉・茨城・栃木・長野・新潟各縣の中等學校生徒・青年訓練所生徒・青年團員及大學・高等學校・專門學校生徒等三萬餘人三十箇大隊は、次第の如く歩武堂々、秋光に絢爛たる校旗、團旗に續きて行進し 玉座御前通過の際は大隊毎に「頭右」の號令に應じて嚴肅なる敬禮を行へば 陛下には之に對し、畏くも一々擧手の御會釋を賜ひ、共に御親閱あらせられたり。斯くて男子各部隊の分列は全く終了を告げて所定の位置に復するや、場内の正面及左右に待機せる一萬三千の女子奉唱隊は三方より前進し 玉座に正對して最敬禮を行ひ、軍樂隊の伴奏にて選ばれたる若き女性が「菊の香の妙なるこの日 御車を迎へまつれば 尊さに胸ぞとどろく うれし今日の日 うれし今日の日……」と、奉迎歌を奉唱すれば、感激に高潮せる其の聲音は、聽く者をして自ら襟を正さしめたり。奉迎歌の奉唱終りて全員の「君が代」奉唱あり、次で軍樂隊長と代り、指揮臺上に昇れる金澤知事の發聲にて

Table with columns: 御還, 禮, 敬, 唱三歳萬, 代カ君. Contains detailed notes on procedures and personnel for the '御親閲' event.

御親閲拜受人員並參列拜觀人員表

Table for '前橋工業學校' (Maebashi Industrial School) listing personnel and their roles.

前橋市立高等家政女學校

Table for '前橋市立高等家政女學校' (Maebashi Municipal Senior Home Economics Women's School) listing personnel.

Table for '前橋工業學校' (Maebashi Industrial School) listing personnel and their roles.

桃井青年訓練所

Table for '桃井青年訓練所' (Tomoi Youth Training Center) listing personnel.

午後八時	午後七時	午後六時	午後五時	午後四時	午後三時	午後二時	午後一時	正午	午前十一時	午前十時	午前九時
			設營隊夕食	設營隊用幕合構築諸材料器具ノ整理整頓	野營諸材料ノ授受分配	野營箇所ノ標示	野營地區ノ分配	設營隊集合			
軍樂ノ夕	軍歌講話	夕食	大縣中隊長ノ注意	幕合ノ構築野營全般ノ設備完了	野營部隊集合	備ヲ完了ス	野營部隊ノ案内				
キャンプ、フアイヤ	感激ノ夕	軍歌講話	國野營地へ降下	御親閱拜受	晝食	御親閱豫行參加	場へノ整列				
					解散	右完了點檢	國旗降下 本縣部長ノ訓示 野營撤去作業ノ實施				

二、野營日課

野營日課豫定表

午前八時	午前七時	午前六時	時刻	月	日
					十一月十五日
					十一月十六日
					十一月十七日
					十一月十八日

御親閱
野營本部
群馬縣
埼玉縣
茨城縣
栃木縣
長野縣
新潟縣
合計
一五、〇九七人

落合北方地區
四、一九八人
三、〇四〇人
二、〇四四人
三、〇三五人
二、〇〇〇人
七八〇人

落合附近
中石原附近
聖石附近
下乘附近
上乘附近
中乘附近

御親閱		午後九時	設營隊就寢	日夕點呼	就寢
午後十時				就寢	日夕點呼

五三八

三、本市參加人員 (前橋工業學校)

計	學校長氏名	職官氏名		生徒ノ人員	合計
		職官	氏名		
一	塚越萬平	教諭	石濱正己	第五學年	三四
		教諭	安田昭信	第四學年	三三
		教諭	原澤四郎		
		教諭	住谷淺造		
		教諭	國井英一		
		配屬兵少佐			
		重兵將校			
		輔導長			
		步兵佐			
五					
六七					
七三					

第五篇 陸軍特別大演習

第一章 統監部

第一節 御統監御豫定

大元帥陛下 特別大演習間に於ける御行動の御豫定は、左記の如し。

演習 第一日 (十一月十一日)	
午前六時十五分	大本營御出門 野外自動車鹵簿
午前六時二十二分	前橋驛御發車 宮廷列車
午前七時三十二分	佐野驛御著車 野外自動車鹵簿
御途中傷痍軍人整列	
寺岡野外統監部 午前七時五十分著御	御戰線御巡視乘馬鹵簿
演習御統監 (約一時間三十分)	午前九時二十分發御
戰線御巡視 (約一時間三十分)	
午前十時五十分	道光鹵簿立替所發御 野外自動車鹵簿
陸軍特別大演習	

五三九

陸軍特別大演習

午前十一時 佐野驛著御

東軍司令官戰況上奏 (約十分)

午前十一時十五分 佐野驛御發車

午後零時三十五分 前橋驛御著車

午後零時四十二分 大本營還御

御前講演 (午後二時ヨリ約二十分)

參謀總長上奏 (午後八時)

天候等ニ依リ戰線御巡視御取止ノ場合

午前十時五分 野外統監部發御

午前十時二十分 佐野驛著御

東軍司令官戰況上奏 (約十分)

午前十時三十五分 佐野驛御發車

午前十一時五十五分 前橋驛御著車

午後零時二分 大本營還御

宮廷列車

野外自動車鹵簿

御徒車鹵簿

宮廷列車

野外自動車鹵簿

演習 第二日 (十一月十二日)

御前講演 (午前九時三十分ヨリ約二十分)

西軍司令官戰況上奏 (午前十時頃約二十分)

午前十一時五十分 大本營御出門

午前十一時五十七分 前橋驛御發車

午後零時二十九分 神保原驛御著車

御途中傷痍軍人整列

神流川野外統監部

午後零時四十八分著御
午後一時三十分發御

演習御統監 (約四十分)

午後二時十分 飯倉鹵簿立替所著御

戰線御巡視 (約三十分) 戰線御巡視乘馬鹵簿

午後二時四十分 沼之上鹵簿立替所發御

午後三時五分 新町驛御發車

午後三時三十三分 前橋驛御著車

午後三時四十分 大本營還御

參謀總長上奏 (午後九時)

天候等ニ依リ戰線御巡視御取止ノ場合

午後二時 野外統監部發御

午後二時二十六分 新町驛御發車

午後二時五十四分 前橋驛御著車

午後三時一分 大本營還御

野外自動車鹵簿

宮廷列車

野外自動車鹵簿

野外自動車鹵簿

野外自動車鹵簿

宮廷列車

野外自動車鹵簿

野外自動車鹵簿

宮廷列車

野外自動車鹵簿

陸軍特別大演習

演習 第三日 (十一月十三日)

觀音山野外統監部ニ臨御ノ場合

午前六時五十分 大本營御出門 野外自動車鹵簿
 午前六時五十七分 前橋驛御發車 宮廷列車
 午前七時十二分 高崎驛御著車 野外自動車鹵簿

御途中傷痍軍人整列

觀音山野外統監部 午前七時三十分著御 野外乘馬鹵簿
 午前九時發御 野外自動車鹵簿

演習御統監 (約一時間三十分)

御講評場

午前九時十五分著御 野外自動車鹵簿
 午後三時五十分又發御
 午後三時二十五分又發御

賜茶

午前十時 (列立大演習陪觀)
 (午前十時十分ヨリ約四十分)

御晝餐

步兵第十五聯隊記念品天覽 (午後一時二十分ヨリ約二十分)

參謀總長上奏

寫眞撮影場臨御

御講評

(午後二時二十五分)
 午後三時(寫眞撮影御取止ノ場合ハ)
 午後二時三十五分ヨリ約四十分

午後三時五十六分又ハ
 午後三時三十一分
 午後四時十一分又ハ
 午後三時四十六分
 午後四時十八分又ハ
 午後三時五十三分

御陪食 (午後六時三十分)

山名野外統監部ニ臨御ノ場合

午前六時五十分 大本營御出門 野外自動車鹵簿
 午前六時五十七分 前橋驛御發車 宮廷列車
 午前七時十二分 高崎驛御著車 宮廷列車
 午前七時十七分 高崎驛御發車 野外乘馬鹵簿
 午前七時三十二分 山名驛御著車 野外乘馬鹵簿

御途中傷痍軍人整列

山名野外統監部

午前七時四十分著御 野外乘馬鹵簿
 午前九時發御 宮廷列車

午前九時九分

午前九時二十五分

午前九時三十一分

高崎驛御著車 野外自動車鹵簿
 御講評場著御

其ノ他ハ觀音山野外統監部ニ臨御ノ場合ニ同シ

第二節 統監部編成

戰場審判官並東西兩軍審判官の職員表、左の如し。
陸軍特別大演習

第三節 審判官

統監部諸部隊職員表				
統監部 自動車班	長	陸軍 輜重兵 中尉	笠井 滿 福	
統監部 鳩班	長	陸軍 歩兵 少佐	田川 潤 一 郎	
統監部 無線監督班	長	陸軍 歩兵 少佐	鈴木 常 喜	
統監部 通信隊	長	陸軍 工兵 少佐	木村 得 志	
統監部 工兵隊	長	陸軍 工兵 中尉	萩原 吉	

掛	
班 二	
同同同同同同同同	同同同同同同同同
航 航 航 航 航 航 航 航	航 航 航 航 航 航 航 航
空砲歩砲重空砲歩歩歩空	空砲歩砲重空砲歩歩歩空
兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵
大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大
尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉
田吉遠神今淺石高野古龜	田吉遠神今淺石高野古龜
村永華谷坂野毛橋村谷山	村永華谷坂野毛橋村谷山
義新義新義新義新義新	義新義新義新義新義新
高尊悅三也夫三茂次郎衛	高尊悅三也夫三茂次郎衛
考 備	特務機關附屬
(兼)ハ兼職ヲ、(副)ハ副官ヲ、(庶)ハ庶務主任ヲ示ス	衛生掛
同同同同同同同同	同同同同同同同同
陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正
歩兵少佐	歩兵少佐
歩兵少佐	歩兵少佐
歩兵少佐	歩兵少佐
島湯岡正	島湯岡正
田淺田木	田淺田木
永友重宣	永友重宣
男雄一儀	男雄一儀

部 理									
者 觀 陪		賜 餞 掛		兵					
第 一 班		第 一 班		兵 奉		兵 供			
同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同
砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩	砲歩砲歩砲歩砲歩砲歩
兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵
大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大	大大大大大大大大大大
尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉	尉尉尉尉尉尉尉尉尉尉
長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐	長松間大廣町島長佐
谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤	谷村追潮田内谷藤
川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正	川重坦輝正
一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄	一夫平勝清二雄雄
同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同
陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武
健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之
吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦
同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同
陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武
健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之
吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦
同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同	同同同同同同同同
陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正	陸軍一等軍醫正
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐
岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武	岩崎武
健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之	健末顯之
吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦	吾喜二助二郎郎彦

第二				第一				
司令部	第三旅團			師司令部	通信隊	工兵第一大隊	野砲兵第一聯隊	騎兵第一聯隊
	步兵第二十九聯隊	步兵第四聯隊	司令部					
同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍二等重砲兵中佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍工兵中佐	同同同陸軍砲兵中佐	同同同陸軍騎兵中佐
北森島卓美	近藤本義孝	小田田銀之助	甘粕重太	山部孝一	貴志正三	石原章三	眞野五一	下野壽夫
(學)同陸軍步兵大尉	(學)同同陸軍步兵大尉	(學)同同陸軍步兵中尉	(學)同同陸軍步兵少尉	(學)同同陸軍二等重砲兵中尉	陸軍工兵大尉	(學)同同陸軍工兵大尉	(學)同同陸軍砲兵中尉	(學)同同陸軍騎兵大尉
梶崎卓次	大賀時	天野利正	加藤丈	白田末	齋藤二	齋藤二	近江小	河野正

第二			第一		
司令部	第二旅團		第一旅團		師司令部
	步兵第三聯隊	司令部	步兵第四十九聯隊	步兵第一聯隊	
(學)同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍步兵少佐	同同同陸軍二等重砲兵中佐
土早片手	那須田義和	飯田泰次	鈴木貞一	小松正道	池宮玉坂
(學)同同陸軍步兵中尉	(學)同同陸軍步兵大尉	(學)同同陸軍步兵大尉	(學)同同陸軍步兵中尉	(學)同同陸軍步兵中尉	(學)同同陸軍步兵中尉
長谷部清	門松正	中村忠	千宮健	有木義	西小重

第一騎兵旅						戰車第二大隊	團旅							
第二騎兵旅					集團司令部		工	砲	騎					
裝甲自動車隊	騎砲兵中隊	機關銃隊	騎兵第十六聯隊	騎兵第十五聯隊			旅團司令部	兵中隊	兵大隊	兵中隊				
陸軍步兵少佐 森	(學)陸軍砲兵少佐 石安部 川克 晉己	同陸軍騎兵少佐 古鹿兒島 澤末 達次	(學)陸軍騎兵少佐 橋本場 通正 義郎	同陸軍騎兵少佐 馬本場 通正 義郎	同陸軍騎兵少佐 佐森 竹桐 一樹	同陸軍騎兵少將 元稻葉 四郎	同陸軍騎兵中佐 安達三郎	同陸軍騎兵中將 宇佐美 興樹	同陸軍騎兵中佐 杉外谷 宗武 一夫	同陸軍騎兵中佐 高山縣 武儀 光造	同陸軍騎兵中佐 小川喜 一	同陸軍砲兵中佐 永山喜 一	同陸軍砲兵中佐 吉田內 權善 八次	陸軍騎兵少佐 吉田喜 八郎
			同陸軍騎兵少佐 米岡 原部 喜英 與一	同陸軍騎兵少佐 高吉 橋野 義芳 通三	(學)陸軍騎兵中佐 加藤 芳壽	陸軍騎兵中佐 秋山 秀	同陸軍騎兵大尉 春牧 野仁 正 王民	同陸軍騎兵大尉 高金 橋岡 喜嘉 作治	同陸軍騎兵中尉 佐久間 康夫		(學)陸軍砲兵中尉 島貫 常行			

一百第成混		團師						
步兵第一百二聯隊	步兵第一百一聯隊	旅團司令部	通信隊	工兵第二大隊	野砲兵第二聯隊	騎兵第二聯隊	團旅五十第兵	
							步兵第三十聯隊	步兵第十六聯隊
同陸軍步兵少佐 重名 松倉 吉正	同陸軍步兵少佐 藤村 益藏	同陸軍步兵少將 田尻 利雄	陸軍工兵中佐 川村 起	同陸軍工兵中佐 八隅 錦三郎	同陸軍砲兵中佐 小池 壹郎	同陸軍騎兵中佐 專森 吾盛 壽六	同陸軍步兵中佐 宮崎 周正 一文	同陸軍步兵中佐 田中 團義 透吉
(學)同陸軍步兵大尉 大土 西田 一	(學)同陸軍步兵大尉 久米 川好 春	(學)同陸軍砲兵中尉 高小 澤備 平見	陸軍步兵大尉 十川 正元	(學)同陸軍砲兵大尉 北村 連三	(學)同陸軍砲兵大尉 佐片 山井 木二 克己	(學)陸軍騎兵大尉 八代 重矩	(學)同陸軍步兵中尉 金橫 子山 倫彦 價真	(學)同陸軍步兵大尉 白清 見水 八克 郎巳

第十師					團			
第十二步兵		第七十二旅			師團司令部	通信隊	近衛工兵大隊	近衛野砲兵聯隊
步兵第十五聯隊	司令部	步兵第五十九聯隊	步兵第二聯隊	司令部				
同陸軍 步兵少佐 佐藤正一郎	同陸軍 步兵少佐 加藤榮次郎	(學)同陸軍 步兵少佐 安藤雄三	(學)同陸軍 步兵少佐 西村敬三	(學)同陸軍 步兵少佐 加藤定一	(學)同陸軍 步兵少佐 永津比朝重	同陸軍 二等主計正 湯川義一	同陸軍 二等主計正 遠藤三利	同陸軍 二等主計正 今井元清
同陸軍 步兵少佐 田中賢治	(學)同陸軍 步兵少佐 小村安哲	(學)同陸軍 步兵少佐 今伊藤秀一郎	(學)同陸軍 步兵少佐 柳吉原	(學)同陸軍 步兵少佐 永井友吉	(學)同陸軍 步兵少佐 小林忠長	同陸軍 二等主計正 小花宮修治	同陸軍 二等主計正 林井三郎	同陸軍 二等主計正 宮本七郎
同陸軍 步兵少佐 田中賢治	(學)同陸軍 步兵少佐 小村安哲	(學)同陸軍 步兵少佐 今伊藤秀一郎	(學)同陸軍 步兵少佐 柳吉原	(學)同陸軍 步兵少佐 永井友吉	(學)同陸軍 步兵少佐 小林忠長	同陸軍 二等主計正 小花宮修治	同陸軍 二等主計正 林井三郎	同陸軍 二等主計正 宮本七郎

近衛師							
近衛騎兵聯隊	第二旅			第一旅			師團司令部
	近衛步兵第四聯隊	近衛步兵第三聯隊	司令部	近衛步兵第二聯隊	近衛步兵第一聯隊	司令部	
同陸軍 騎兵中佐 隅木省三	(學)同陸軍 步兵少佐 角谷弘毅	同陸軍 步兵少佐 河野見登	同陸軍 步兵少佐 野村登	同陸軍 步兵少佐 川邊元三	同陸軍 步兵少佐 田邊元三	同陸軍 步兵少佐 河邊元三	同陸軍 二等主計正 佐藤正一郎
同陸軍 騎兵中佐 隅木省三	(學)同陸軍 步兵少佐 角谷弘毅	同陸軍 步兵少佐 河野見登	同陸軍 步兵少佐 野村登	同陸軍 步兵少佐 川邊元三	同陸軍 步兵少佐 田邊元三	同陸軍 步兵少佐 河邊元三	同陸軍 二等主計正 佐藤正一郎
同陸軍 騎兵中佐 隅木省三	(學)同陸軍 步兵少佐 角谷弘毅	同陸軍 步兵少佐 河野見登	同陸軍 步兵少佐 野村登	同陸軍 步兵少佐 川邊元三	同陸軍 步兵少佐 田邊元三	同陸軍 步兵少佐 河邊元三	同陸軍 二等主計正 佐藤正一郎

軍	通	信	隊	陸軍歩兵大佐 同歩兵中佐 同砲兵少佐 同砲兵大尉	百武晴吉 井上芳一 助廣博 築山博	陸軍 同同 同同 同同	大尉 大尉 大尉 大尉	瀧山三男 猪野富士 川道甚松 森藤
軍	對空	無線	電信	隊	陸軍航空兵中佐 同同	牧野演		

考備 一、(旅團)高級審判官ハ旅團下聯隊以下ノ審判官ヲ彼此融通スルコトヲ得
二、(學)ハ陸軍大學校學生ヲ示ス

第二章 大演習の狀況

第一節 御統監御模様

十一月十一日より十三日に至る、陸軍特別大演習間、大元帥陛下御統監の御模様は、左記の通と拜聞す。

十一月十一日(日曜)晴

演習 第一日

午前六時十五分 大本營御出門 野外自動車鹵簿
 午前六時二十二分 前橋驛御發車 宮廷列車
 午前七時三十二分 佐野驛御著車 野外自動車鹵簿・御徒歩
 午前七時五十分 寺岡野外統監部著御

約一時間三十分演習御統監遊ばさる。

午前九時二十四分 寺岡野外統監部發御(御徒歩、戰線御巡視乗馬鹵簿)
 御乗馬にて免馬、新田、大古屋道の戰線御巡視を遊ばされ道光にて自動車鹵簿に御立替、此の間約一時間半。
 午前十時五十五分 道光鹵簿立替所發御 野外自動車鹵簿
 午前十一時四分 佐野驛著御

此の時阿部東軍司令官御召車に參入約十分戰況を奏上す。

午前十一時十八分 佐野驛御發車 宮廷列車
 午後零時三十五分 前橋驛御著車 野外自動車鹵簿
 午後零時四十二分 大本營還御

御前講演 午後二時より約二十分間正廳に於て退役陸軍歩兵大尉黒田要一郎の「兩毛地方に於ける上杉・武田・

北條三氏の争覇に就て」と題する御前講演あり。

優良中堅教育者座談會 午後三時四十五分より親勅任官室に於て縣内優良中堅教育者十一名宮内大臣、侍從長を中
 心に座談會を催され知事・内務部長・學務部長列席六時二十五分終了、行幸主務官より御菓子を頂戴し退散す。座談
 會に先立ちて大本營構内にて記念撮影を爲す。

十一月十二日(月曜)晴

演習 第二日

御前講演 午前九時三十分より約二十分間正廳に於て後備役陸軍歩兵中尉高柳恒三郎の「箕輪城を中心とする長

陸軍特別大演習

野父子の事跡に就て」と題する御前講演あり。知事陪聴を差許さる。

午前十時荒木西軍司令官参内約二十分間戦況奏上を爲す。

午前十一時五十分 大本營御出門 野外自動車鹵簿

午前十一時五十七分 前橋驛御發車 宮廷列車

午後 零時二十九分 神保原驛御著車 野外自動車鹵簿

午後 零時五十分 神流川野外統監部著御

野外統監部及御展望所に於て約四十分間に互り演習御統監あり、此間陪觀將官等と記念寫眞の御撮影あり。(本市江原市長は特に此の撮影に加はるの光榮に浴せり)明日の野外統監部を山名と御決定遊ばさる。

午後 一時二十九分 神流川野外統監部發御 野外自動車鹵簿

午後 二時十五分 飯倉鹵簿立替所著御 戦線御巡視乗馬鹵簿

御乗馬にて神流、利根兩川合流三角點の堤防上を戦線御巡視約三十分間。

午後 二時四十分 沼之上鹵簿立替所發御 野外自動車鹵簿

午後 三時 五分 新町驛御發車 宮廷列車

午後 三時三十三分 前橋驛御著車 野外自動車鹵簿

午後 三時四十分 大本營還御

物産等の天覽 午後四時二十八分より一時間二十一分に互り大本營内に陳列の物産、特殊博物標本及學藝成績品の天覽あり。

物産は第一陳列、第二陳列の順序にて知事御説明申上げ、平本農務課長・深田林務課長・久保農事試驗場長・岩坪蠶

業試驗場長・井澤水産試驗場長・久合田種畜場長・塚越工業試驗場長御説明補助員として扈從す。

次に特殊博物標本室に成らせられ星子學務部長・横手視學官・安達成之(尾瀬)本間信一(貝類)熊谷佐平(植物)

角田俊夫(岩石・礦物)長坂亨三(動物)角田金五郎(地衣)伊藤春夫(粘菌)御説明補助員を相動む。次に學藝

成績品第一、第二兩室の天覽あり、星子學務部長・横手視學官御説明補助員として扈從す。

自午後七時四十五分至八時二十五分四十分間に互り更に特殊博物標本を天覽遊ばさる。特殊博物標本は十四日御統

監室に移さしめられ御研究あり、還幸に際し貝類標本と粘菌標本及目錄を御持歸り遊ばさる。

午後八時五十五分閑院參謀總長宮殿下御参あり。

十一月十三日(火曜)晴

演習 第三日

午前六時五十分 大本營御出門 野外自動車鹵簿

午前六時五十七分 前橋驛御發車 宮廷列車

午前七時十二分 高崎驛御著車

午前七時十七分 高崎驛御發車 宮廷列車

午前七時三十二分 山名驛御著車 野外乗馬鹵簿

午前七時三十九分 山名野外統監部著御

約一時間二十分演習御統監遊ばさる。

午前九時 九分 山名驛御發車 宮廷列車

陸軍特別大演習

午前九時二十五分 高崎驛御著車 野外自動車鹵簿
 午前九時三十一分 御講評場(歩兵第十五聯隊營内)著御
 參謀總長をして講評せしめられ勅語を賜はる。
 午後三時五十分 御講評場發御 野外自動車鹵簿
 午後三時五十六分 高崎驛御發車 宮廷列車
 午後四時十一分 前橋驛御著車 野外自動車鹵簿
 午後四時十八分 大本營還御

優良中堅青年座談會 午後五時より約一時間十分親勅任官室に於て宮内大臣を中心に縣内優良中堅青年十名の座談會あり、内務大臣・知事・學務部長列席す。開會に先立ち大本營構内にて記念撮影を爲し終了後行幸主務官代理より御菓子を頂戴す。午後六時三十分より統監部關係者其他へ御陪食あり。

第二節 東西兩軍の編成

東西兩軍の編成及其の職員表等左記の如し。

1. 東軍の編成
 軍司令官 陸軍大將 阿部 信行
 軍司令部

第一師團
 第二師團
 混成第一百旅團
 旅團司令部
 歩兵第一百聯隊
 歩兵第一百二聯隊
 騎兵第一中隊
 砲兵第一大隊
 工兵第一中隊
 戰車第二大隊
 騎兵第一集團
 集團司令部
 騎兵第二旅團
 騎兵第三旅團
 野戰重砲兵第三旅團
 旅團司令部
 野戰重砲兵第一聯隊
 獨立野戰重砲兵第七聯隊
 陸軍特別大演習

昭和九年 東軍編成概見表

特別大演習 軍司令部 師司令部 旅司令部 團司令部 連司令部 中隊司令部 小隊司令部 班司令部

Main organizational chart table with columns for units (e.g., 第一師, 第二師, 第三師), sub-units, and equipment. Includes symbols for various types of units and their counts.

兵力計(實設ノモノヲ示ス)

Summary table of personnel counts (兵力計) for various units, categorized by unit type and count.

軍司令部
近衛師團
第十四師團
獨立歩兵第百聯隊
陸軍特別大演習

2. 西軍の編成
陸軍大將 荒木貞夫

軍電線	軍通電	第一獨立中氣球隊	軍飛行隊	照第一野戰隊	高射三野戰隊	高射二野戰隊
			同 同 同 航空兵 航空兵 航空兵 小澤少佐 井上盛次郎 佐田農	軍飛行隊 陸軍少將 長嶺龜助		
陸軍航空無線電信隊 大尉 羽牟慶太郎	陸軍通信兵中佐 寺田繁一	陸軍航空兵第一中隊長 熊吉	陸軍航空兵第七中隊長 三郎	陸軍航空兵第四中隊長 鷹孝	陸軍航空兵大隊長 井下忠助	陸軍航空兵大隊長 藤野市之丞
				第一野戰隊 大尉 土屋善輝	第三野戰隊 大尉 林以美	第二野戰隊 高射砲中尉 正隆

陸軍特別大演習

- 聯隊本部
- 步兵第一大隊
- 機關砲小隊
- 戰車中隊
- 山砲兵中隊
- 工兵小隊
- 聯隊段列
- 戰車第十一中隊
- 騎兵第九聯隊
- 野戰重砲兵第四旅團
- 旅團司令部
- 野戰重砲兵第四聯隊
- 第十一乃至第十八野戰高射砲隊 (第十三乃至第十八野戰高射砲隊、假想)
- 第十一、第十二野戰照空隊 (第十二野戰照空隊、假想)
- 第一軍飛行隊
- 飛行隊司令部
- 飛行第五大隊
- 獨立飛行第五中隊

- 獨立飛行第十一中隊
- 獨立氣球第十一中隊
- 第一軍通信隊 (本部、野戰電信一中隊、無線電信六小隊)
- 第一軍對空無線電信隊
- 第一乃至第四架橋材料中隊 (假想)
- 第一軍兵站部

西軍職員表

軍司令官、幕僚	區分	師團(騎兵集團)長、幕僚	旅團(軍飛行隊)長、司令部員、副官	聯隊長	大隊(獨立隊)長
師團長 陸軍中將 鳩彦 王		近衛步兵第一旅團長 陸軍少將 高田 友助	近衛步兵第二旅團長 陸軍少將 飯沼 守	近衛步兵第一聯隊長 陸軍步兵大佐 小泉 恭次	1 陸軍步兵少佐 萩原 直之 2 同 步兵少佐 大岩 實 3 同 步兵少佐 阿蘇太郎 吉
參謀長 陸軍中將 澤田 大佐		近衛步兵第二聯隊長 陸軍步兵大佐 飯沼 守	近衛步兵第三聯隊長 陸軍步兵大佐 伯爵 奧 保夫	近衛步兵第二聯隊長 陸軍步兵大佐 飯沼 守	1 陸軍步兵少佐 堀 雄平 2 同 步兵少佐 梨岡 壽男 3 同 步兵少佐 皆已 貞作
參謀 陸軍步兵中佐 上村 幹男		近衛步兵第二旅團長 陸軍少將 子爵 大島 陸太郎			

陸軍特別大演習

獨立步兵 隊	戰車 第十 隊	騎兵 第九聯 隊	野戰 重砲兵 第四旅 團	獨立 重砲兵 隊	第十一 野戰 砲兵 隊	第十二 野戰 砲兵 隊	第十一 野戰 砲兵 隊	軍 飛行 隊	獨立 氣球 隊	軍 通信 隊	軍 對空 無線 電隊
			野戰重砲兵第四旅團長 陸軍少將 多田 駿				軍飛行隊長 陸軍少將 牧野 正通 部員 陸軍少將 坂口 芳太郎 同 航空兵少佐 佐藤 雄一 同 航空兵少佐 貞 雄 副官 航空兵大尉 高田 俊一				
獨立第百聯隊長 陸軍步兵大佐 村上 啓作	騎兵第九聯隊長 陸軍騎兵大佐 橫田 卓二	野戰重砲兵第四聯隊長 陸軍砲兵大佐 兒玉 清	獨立重砲兵第一中隊長 陸軍砲兵大尉 長沼 三郎	第十一野戰高射砲隊長 陸軍砲兵大尉 赤山 源三郎	第十二野戰高射砲隊長 陸軍砲兵大尉 寺尾 征太郎	第十一野戰砲兵隊長 陸軍砲兵大尉 寺尾 征太郎	飛行第五大隊長 陸軍航空兵大佐 田中 毅一	獨立飛行第五中隊長 陸軍航空兵少佐 難波 清作	獨立氣球第十一中隊長 陸軍航空兵大尉 大槻 剛山	軍通信隊長 陸軍航空兵少佐 平山 清助	軍對空無線電隊長 陸軍航空兵大尉 許斐 專吉
步兵第一大隊長 陸軍步兵中佐 中島 吉三郎	戰車第十一中隊長 陸軍步兵大尉 矢野 隆夷	1 陸軍砲兵少佐 中村 從吉 2 同 砲兵少佐 大越 幸一									

第三節 演習開始

今次の大演習に於ては、主として兵力編組を異にする大兵團の機動作戦の演練、特に夜間に於ける行動に重點を置き、演習前日たる十一月十日午後八時より、接敵行動は開始せられたるが、東西兩軍の方略と、命令の一部は左記の如し。

東軍想定

- 一、第一軍ハ富山地方ヲ根據トスル敵ニ對シ速ニ關東平地ヲ領有スヘキ任務ヲ有シ仙臺地方ヨリ鐵道輸送ニ依リ西那須野及水戸附近ニ下車後西那須野―宇都宮―栃木道、水戸―笠間―下館道及水戸―石岡―北條―下妻道ニ沿ヒ前進シ十一月十日夕別紙要圖(省略)ノ態勢ニ在リ
- 二、第一軍司令官ハ十日午後八時迄ニ左ノ狀況ヲ知ル
 - イ、二師團ヲ下ラサル敵ハ鐵道輸送ニ依リ上田附近ニ下車後前進シ昨日高崎及澁川附近ニ達シ宿營セリ
 - ロ、上田方向ノ敵情ヲ搜索スヘキ任務ヲ有スル騎兵第一集團ハ主力ヲ以テ利根川左岸地區ヲ前進シ騎兵第二聯隊ト共ニ本十日午後三時頃ヨリ桐生・太田・尾島ノ線附近ニ於テ澁川―前橋―大胡―桐生道及高崎―伊勢崎―太田道ニ沿ヒ前進セル各約一師團ノ敵ト輕戰ノ後日没頃該線ヲ撤シ騎兵第二聯隊ヲ以テ大久保(佐野西方約六軒)附近ニ集團ノ主力ヲ以テ館林附近ニ後退セリ
- 敵歩、騎兵ハ午後七時頃足利及小泉附近ニ進出セルモ其ノ主力ハ同時迄ニ葉鹿―太田―妻沼道ヲ越エタル形跡ナシ中山道方面ノ敵情ヲ搜索スヘキ任務ヲ以テ利根川右岸地區ヲ前進中ノ騎兵第一集團ノ一部ハ本夕熊谷附近ニ達シ深谷附近ニ在ル敵騎ト相對峙シアリ
- ハ、軍隊ヲ搭載セル約百輛ノ敵自動車部隊ハ本日中山道ヲ東進シテ午後四時頃高崎ニ進入セリ

- ニ、敵飛行隊ハ上田附近ノ飛行場ヲ根據トシテ活動中ニシテ其戰鬥飛行隊ノ兵力ハ我ヨリ著シク劣勢ナリ
- 三、西那須野以北ノ東北本線、水戸以北ノ常磐線、上田、直江津間ノ信越本線及直江津以西ノ北陸本線以外ノ鐵道並軌道ハ作戰ノ爲使用シ得サル状態ニ在リ
- 四、第一軍ノ編組別紙ノ如シ

制 令

- 一、想定ニ示ス諸配置及十日夜ニ於ケル警戒配備（斥候ノ派遣ヲ含マス）ハ同日正午以後行動ヲ起シ午後八時迄ニ之ヲ完了スヘシ
- 但其最前線ハ利根川左岸地區ニ在リテハ名草（足利東北方約六軒）東北方約二軒三角標高二五八米三、大沼田（足利東方約四軒）久保田（館林西方約五軒）各西端、多々良沼、近藤沼各東端、須賀（館林南方約五軒）西端ヲ連ヌル線。同河右岸地區ニ在リテハ北河原（熊谷東北方約七軒）、新島（熊谷西方約四軒）、上唐子（松山西方約五軒）各西端ヲ連ヌル線以東ノ地區ニ在ラシムヘシ
- 第二師團第二梯團ハ現在ノ宿營地ニ位置セシムヘシ
- 二、十日午後八時對敵行動ヲ開始スヘシ
- 三、第二師團第一梯團ハ十一日午前一時（斥候ハ十日午後十時）以前ニ、同第二梯團ハ十一日午前五時三十分（斥候ハ午前三時三十分）以前ニ皆川城内西端、富田（栃木西南方約五軒）、小山各南端ヲ連ヌル線ヲ越ユルヲ得ス
- 但第一梯團ヨリ一部ノ兵力ヲ先遣セムトスル時ハ步兵一大隊以下ニ限り十日午後八時以後隨時前記制令線ヲ越エシムルコトヲ得

- 四、鬼怒川以東ノ宿營部隊ハ十一日午前一時三十分（斥候ハ十日午後九時三十分、騎兵部隊ハ同夜十二時）以前ニ鬼怒川ヲ越ユルヲ得ス
- 五、晝間敵根據飛行場ヲ爆撃シ若ハ之ヲ偵察スル飛行機ハ先ツ桐生松山ヲ連ヌル線以西地區ヲ荒川左岸ニ進出シタル後戰鬪行動ヲ開始スヘシ

西 軍 想 定

- 一、第一軍ハ仙臺地方ヲ根據トスル敵ニ對シ速ニ關東平地ヲ領有スヘキ任務ヲ有シ富山地方ヨリ鐵道輸送ニ依リ上田附近ニ下車後上田―小諸―松井田―高崎―伊勢崎―太田道及上田―長野原―中之條―前橋―大胡―桐生道ニ沿ヒ前進シ十一月十日夕別紙要圖（省略）ノ態勢ニ在リ
- 二、第一軍司令官ハ十日午後八時迄ニ左ノ狀況ヲ知ル
- イ、二師團半ヲ下ラサル敵ハ鐵道輸送ニ依リ水戸及西那須野附近ニ下車後前進シ昨九日石岡・笠間・宇都宮附近ニ達シ宿營セリ
- ロ、本十日約一師團ノ敵ハ石岡―北條道ニ又步兵約一旅團砲三四十門ノ敵ハ笠間―岩瀬道ニ沿ヒ西進シ午後三時頃各其歩兵先頭ヲ以テ高道祖（下妻東方約六軒）下館ノ線ヲ通過セリ別ニ約一師團ノ敵ハ二梯團トナリ宇都宮―栃木道ニ沿ヒ南進シ同時頃各歩兵先頭ヲ以テ栃木及安塚附近ヲ通過セリ
- ハ、我兩師團ノ各前衛ハ本十日午後三時頃ヨリ尾島・太田・桐生ノ線附近ニ於テ砲ヲ有スル約二十中隊ノ敵騎兵ヲ攻撃シテ日没頃之ヲ擊退セリ敵ハ主力ヲ以テ館林附近ニ、一部ヲ以テ大久保（佐野西方約六軒）附近ニ後退シ我歩、騎兵ノ一部ハ之ヲ追撃シテ午後七時頃小泉及足利附近ニ進出セリ

水戸方向ノ敵情ヲ搜索スヘキ任務ヲ以テ利根川右岸地區ヲ前進中ノ騎兵第九聯隊ハ本夕深谷附近ニ達シ熊谷附近ニ在ル敵騎ト相對峙シアリ

ニ、敵飛行隊ハ水戸及大田原（西那須野東南方約八軒）附近ノ飛行場ヲ根據トシテ活動中ニシテ其戦闘飛行隊ノ兵力ハ我ヨリ著シク優勢ナリ

三、直江津以西ノ北陸本線、上田・直江津間ノ信越本線、水戸以北ノ常磐線及西那須野以北ノ東北本線以外ノ鐵道並軌道ハ作戰ノ爲使用シ得サル状態ニ在リ

四、第一軍ノ編組別紙ノ如シ

制 令

一、想定ニ示ス諸配置及十日夜ニ於ケル警戒配備（斥候ノ派遣ヲ含マス）ハ同日正午以後行動ヲ起シ午後八時迄ニ之ヲ完了スヘシ

但其最前線ハ利根川右岸地區ニ在リテハ小川（深谷南方約十五軒）、國濟寺（深谷東方約二軒）、間々田（深谷北方約七軒）各東端ヲ連ヌル線、同河左岸地區ニ在リテハ中島（熊谷東北方約九軒）、蛭沼、荒金、助戸、江川各東端、名草（足利東北方約六軒）西北方約三軒三角標高三八七米九ヲ連ヌル線以西ノ地區ニ在ラシムヘシ

二、十日午後八時對敵行動ヲ開始スヘシ

三、妻沼、太田、上強戸、小俣（桐生東南方約四軒）各東端ヲ連ヌル線以西利根川左岸地區ニ宿營シアル部隊ハ十一日午前一時三十分（斥候ハ十日午後十時三十分）以前ニ前記ノ線ヲ越ユルヲ得ス

但獨立歩兵百聯隊ニ在リテハ十一日午前一時三十分以前ニ其宿營地ヲ出發スルヲ得ス

四、晝間根據飛行場ヨリ離陸スル飛行機ハ先ツ松山、桐生ヲ連ヌル線以西地區ヲ荒川左岸ニ進出シタル後戰鬥行動ヲ開始スヘシ

東情第一

軍隊區分

軍 飛行隊

配 屬 部 隊

後 備 歩 兵 二 中 隊

第三、第四野戰高射砲隊

第一、第二野戰照空隊

無線電信一小隊

騎兵第一集團

配 屬 部 隊

步兵第四聯隊（第一大隊缺）

缺 除 部 隊

三 號 無 線 二 組

第 二 師 團

配 屬 部 隊

陸軍特別大演習

陸軍特別大演習

- 野戰重砲兵第一聯隊第一大隊
- 同 轄 重 半 部
- 第七、第八野戰高射砲隊
- 無 線 一 小 隊
- 區 處 部 隊
- 第三、第四架橋材料中隊
- 缺 除 部 隊
- 步兵第四聯隊 (第一大隊缺)
- 混成第一百旅團
- 配 屬 部 隊
- 無 線 一 小 隊
- 區 處 部 隊
- 第五架橋材料中隊
- 野戰重砲兵第三旅團轄重
- 第一師團
- 配 屬 部 隊
- 戰 車 第 二 大 隊
- 第一、第二野戰高射砲隊

- 無 線 一 小 隊
- 區 處 部 隊
- 第一、第二架橋材料中隊
- 軍 直 轄 部 隊
- 野戰重砲兵第三旅團 (旅團司令部及第一聯隊) (第二大隊同旅團轄重半部缺)
- 獨立野戰重砲兵第七聯隊
- 第五、第六野戰高射砲隊
- 軍通信隊 (無線四小隊缺)
- 三 號 無 線 機
- 獨立氣球第一中隊
- 對空無線一機

東軍第一軍命令 (十一月十日午後九時 於下館軍司令部)

- 一、敵狀 (略ス)
- 二、軍ハ明十一日敵ヲ攻撃スル目的ヲ以テ佐野及遊水池西側地區ニ向ヒ前進セントス
- 三、軍飛行隊ハ十日夜行動ヲ開始シ一部ヲ以テ敵飛行場ヲ爆撃シ且敵ノ夜間行動ヲ搜索明十一日拂曉一部ヲ以テ利根川右岸地區主力ヲ以テ同左岸地區ノ敵情ヲ搜索スルト共ニ第二師團及騎兵集團ニ協力スヘシ拂曉後二時間三國橋及藤岡北方橋梁ノ上空ヲ制空スヘシ

陸軍特別大演習

四、騎兵第一集團ハ依然利根川兩岸地區ノ敵情ヲ搜索シ且第二師團ノ左翼ニ連繫シ軍ノ進出ヲ掩護スヘシ敵ノ壓迫ヲ受ケ已ムヲ得サルモ大嶋村、板倉附近ヲ確保シ軍攻勢ノ支撐トナルヘシ特ニ昭和橋ヲ保持スヘシ
在館林ノ軍通信小隊ハ西岡(藤岡西方二軒)ニ到リ混成第百一旅團長ノ隸下ニ入ラシムヘシ
三號無線機二組ヲ十一日午前二時三十分迄ニ藤岡ニ出シ軍直轄タラシムヘシ
五、第二師團ハ速ニ一部ヲ山川附近ニ先遣シ敵ノ前進ヲ遲滞セシメ主力ハ明十一日午前一時皆川城内西端及富田ヲ出發シ佐野北側高地ヨリ佐野ヲ經テ飯田附近ニ互ル線ニ進出シ渡良瀬川右岸ニ於ケル軍ノ進出及爾後ノ攻勢ヲ容易ナラシムヘシ

步兵第四聯隊(第一大隊缺)ヲ十一日午前一時富田南端出發和泉、藤岡ヲ經テ富田ニ急行シ騎兵第一集團長ノ隸下ニ入ラシムヘシ

六、混成第百一旅團長(爾今成混成旅團ト略省ス)ハ左記下館附近宿營部隊ノ集合ヲ區處シ午前一時三十分列記ノ順序ニ從ヒ船玉橋梁ヲ出發セシムヘシ

- 騎兵第百一聯隊ノ一小隊
- 獨立野戰重砲兵第七聯隊
- 第五、第六野戰高射砲隊
- 獨立氣球第一中隊
- 戰車 第二 大隊
- 野戰重砲兵第三旅團(主力)

混成旅團主力ハ結城―和泉―藤岡ヲ經テ上新田ニ向ヒ前進スヘシ

步兵第百一聯隊ハ藤岡ニ於テ一時軍司令官ノ直轄タラシムヘシ

七、第一師團ハ明十一日午前一時三十分鬼怒川ノ線出發主力ヲ以テ遊水池南側地區、一部ヲ以テ同北側地區ヲ經テ大曲、岩田ノ線ニ向ヒ前進スヘシ

八、作戰地境左ノ如シ、線上ハ右ニ屬ス

第二師團 小山―竝木坪各北端―和泉、駒場各南端―越名沼南端―秋山川渡良瀬川合流點ヲ連ヌル線

混成旅團 關本―矢畑南端―間々田―伯仲―藤岡北端三叉路―大曲北端ヲ連ヌル線

第一師團 但シ和泉、駒場道ハ一時混成旅團通過ノ爲又藤岡北方渡良瀬川橋梁通過ニ關シテハ渡邊參謀ヲシテ區處セシム

九、戰車第二大隊、野戰重砲兵第三旅團、獨立野戰重砲兵第七聯隊、第五・第六野戰高射砲隊及獨立氣球第一中隊ハ船玉橋梁出發後野戰重砲兵旅團長ノ區處ヲ以テ結城―和泉―藤岡道ヲ前進左ノ如ク行動スヘシ但シ戰車大隊ハ小山ヨリ南下シ古河ニ於テ第一師團長ノ指揮下ニ入ルヘシ

一、野戰重砲兵第三旅團及獨立野戰重砲兵第七聯隊ハ野戰重砲兵旅團長ノ區處ヲ以テ大嶋村ニ陣地ヲ占領第二師團及騎兵集團ノ戰鬪ニ協力スヘシ特ニ主火力ヲ以テ渡良瀬川以南地區ヲ射擊シ得ル如ク準備スヘシ獨立氣球第一中隊ヲ配屬ス

ロ、第五・第六野戰高射砲隊ハ藤岡附近ニ陣地ヲ占領シ軍ノ隘路進出ヲ掩護スヘシ

十、軍通信隊ハ軍ノ前進ニ伴ヒ軍司令部ト第二師團、混成旅團、騎兵集團竝飛行隊トヲ連絡スヘシ

十一、對空無線電信隊ハ軍ノ爲對空連絡ニ任スヘシ

十二、予ハ明十一日午前二時三十分現在地ヲ出發藤岡ニ到ル

午前二時三十分以後情報蒐集所ヲ藤岡ニ設置ス

軍司令官 阿部 信行

東情第二

東軍第一軍命令 (十一月十一日午前六時四十分 於古河)

- 一、敵情 (略ス)
- 二、軍ハ重點ヲ第一師團方面ニ保持シ當面ノ敵ヲ攻撃セントス
- 三、第二師團ハ混成旅團ニ連繫シ當面ノ敵ヲ攻撃スヘシ
- 四、混成旅團ハ大嶋村附近ニアル歩兵二十九聯隊主力ヲ併セ指揮シ當面ノ敵ヲ攻撃シ爾後第一師團長ノ指揮ニ入ルヘシ
- 五、第一師團ハ重點ヲ左翼ニ保持シ敵ノ右翼ヲ包圍スル如ク攻撃スヘシ混成旅團ヲ其指揮ニ屬ス
- 六、作戰地境ヲ左ノ如ク延伸スヘシ (線上ハ左ニ屬ス)
- 渡良瀬川、秋山川ノ合流點、館林西北方鐵道橋、龍舞、金山(太田北方)ヲ連ヌル線
- 七、騎兵第一集團ハ第一師團ニ連繫シ敵ノ右側ヲ攻撃スヘシ
- 八、軍飛行隊ハ主力ヲ以テ第一師團ノ戰鬪地境內ノ敵ヲ爆撃スヘシ
- 九、軍司令部ハ當分古河ニアリ

軍司令官 阿部 大將

東情第三

統監ノ與フル東軍情況 (十一月十一日正午頃)

東軍情況第一

軍ノ戰鬪ハ現在ノ態勢ニ於テ交綏セリ

- 一、午後五時迄演習ヲ中止ス
- 二、演習中止間ト雖戰線整理ニ關スル命令、通報、報告及既往ノ事項ニ關スル通報、報告ヲ下達、傳達スルコトヲ得

西情第一

西一軍作命甲第一號

軍隊區分

- 軍飛行隊
- 長少將 牧野 正 迪
- 飛行 第五大隊
- 獨立飛行 第五中隊
- 獨立飛行 第十一中隊
- 配屬部隊
- 第十二、第十三野戰高射砲隊
- 第十一、第十二野戰照空隊
- 陸軍特別大演習

陸軍特別大演習

無線電信一小隊

對空無線電信一機

騎兵第九聯隊

配屬部隊

獨立步兵百聯隊ノ一中隊

近衛野砲兵一中隊

近衛師團

缺除部隊

野砲一中隊

配屬部隊

野戰重砲兵第四旅團(司令部及野戰重砲兵第四聯隊)

第十一、第十四、第十七ヲ除ク野戰高射砲隊

無線電信一小隊

第一、第二架橋材料中隊

第十四師團

缺除部隊

步兵第五十聯隊

配屬部隊

戰車第十一中隊

第十五、第十六野戰高射砲隊

無線電信一小隊

第三架橋材料中隊

獨立步兵百聯隊

缺除部隊

步兵一中隊

軍砲兵隊

獨立重砲兵第一中隊

協力部隊

獨立氣球第十一中隊

軍豫備隊

步兵第五十聯隊

軍直轄部隊

第十八野戰高射砲隊

軍通信隊(無線電信三小隊缺)

軍對空無線電信隊(一機缺)

第四架橋材料中隊

陸軍特別大演習

西一軍作命甲第一號

西軍第一軍命令

(十一月十日午後八時 於伊勢崎軍司令部)

- 一、敵情 (略ス)
- 二、軍ハ敵ノ分離ニ乘シ各個ニ是ヲ擊滅スル目的ヲ以テ遭遇ヲ豫期シ栃木西南方地區ニ向ヒ攻撃ニ前進セントス
軍主決戰方面ハ館林東北方地帯トス
- 三、軍飛行隊ハ本夜敵飛行場ヲ攻撃シ拂曉後ハ主力ヲ以テ先ツ獨立歩兵第百聯隊ノ古河ニ向フ前進ニ協力シ且栃木・下館・下妻地方ヨリ渡良瀬川河畔ニ向フ敵ノ前進情況ヲ搜索スヘシ
- 四、騎兵第九聯隊ハ成ルヘク速ニ行動ヲ開始シ栗橋町方向ヨリ敵ノ背後ヲ擾亂シテ已ムヲ得サルモ古河―栗橋ノ線以西ニ向フ敵ノ西進ヲ阻害スヘシ
- 五、近衛師團ハ明十一日午前一時三十分妻沼―太田東端ヲ連ヌル線ヲ出發シ主力ヲ以テ多々良沼南方地區ヲ經、渡良瀬川遊水池北方地區ニ向ヒ前進スヘシ
- 六、騎兵第九聯隊ハ成ルヘク速ニ行動ヲ開始シ栗橋町方向ヨリ敵ノ背後ヲ擾亂シテ已ムヲ得サルモ古河―栗橋ノ線以西ニ向フ敵ノ西進ヲ阻害スヘシ
- 七、兩師團間ノ作戰地境ヲ左ノ如ク延伸ス
- 八、獨立歩兵第百聯隊ハ明十一日午前一時三十分宿營地出發伊勢崎―太田―龍舞―蛭沼―赤岩―野邊―下三林―館林道方面ヨリ敵騎兵團ヲ突破シ速ニ古河町ニ向ヒ襲進シ敵ノ背後ヲ擾亂スヘシ
- 九、軍砲兵隊ハ第十四師團長ノ區處ヲ以テ十一日午前一時三十分桐生東南方四軒小俣町ヲ出發梁田村ニ向ヒ前進シ同地附近ニ陣地ヲ占領シ主トシテ古河、藤岡及和泉方面ヨリスル敵ノ前進ヲ阻害スヘシ
- 十、軍豫備隊ハ十一日午前一時三十分迄ニ太田町西南側地區ニ集合シ爾後近衛師團長ノ區署ヲ以テ太田―小泉―狸塚道ヲ狸塚ニ向ヒ前進スヘシ
- 十一、第十八野戰高射砲隊ハ明十一日午前五時迄ニ名和村(伊勢崎南方約四軒)附近ニ陣地ヲ占領シ上福島、沼之上坂東大

- 伊勢崎―太田―龍舞―蛭沼―赤岩―野邊―館林道ハ獨立歩兵第百聯隊前進ノ爲其通過ヲ容易ニシ特ニ砲兵其他ノ重車輛ハ是ニ先行セシメサルヲ要ス
- 六、第十四師團ハ明十一日午前一時三十分太田―上強戸―小俣各東端ヲ連ヌル線ヲ出發シ主力ヲ作戰地境ニ近ク右方ニ保持シ栃木西南方地區ニ向ヒ前進スヘシ
- 七、兩師團間ノ作戰地境ヲ左ノ如ク延伸ス
- 八、獨立歩兵第百聯隊ハ明十一日午前一時三十分宿營地出發伊勢崎―太田―龍舞―蛭沼―赤岩―野邊―下三林―館林道方面ヨリ敵騎兵團ヲ突破シ速ニ古河町ニ向ヒ襲進シ敵ノ背後ヲ擾亂スヘシ
- 九、軍砲兵隊ハ第十四師團長ノ區處ヲ以テ十一日午前一時三十分桐生東南方四軒小俣町ヲ出發梁田村ニ向ヒ前進シ同地附近ニ陣地ヲ占領シ主トシテ古河、藤岡及和泉方面ヨリスル敵ノ前進ヲ阻害スヘシ
- 十、軍豫備隊ハ十一日午前一時三十分迄ニ太田町西南側地區ニ集合シ爾後近衛師團長ノ區署ヲ以テ太田―小泉―狸塚道ヲ狸塚ニ向ヒ前進スヘシ
- 十一、第十八野戰高射砲隊ハ明十一日午前五時迄ニ名和村(伊勢崎南方約四軒)附近ニ陣地ヲ占領シ上福島、沼之上坂東大

橋各橋梁ヲ掩護スヘシ

三、軍通信隊ハ速ニ太田町ヲ起點トシ軍司令部ト兩師團、獨立歩兵第百聯隊、騎兵第九聯隊、軍砲兵隊及軍飛行隊間ノ通信ニ任スヘシ

三、軍對空無線電信隊ハ速ニ太田東端附近ニ開設シ傍受ニ任スヘシ

十四、第四架橋材料中隊ハ尾島町ニ向ヒ前進スヘシ

十五、予ハ十一日午前二時伊勢崎町軍司令部ヲ出發シ太田ヲ經テ藤川小學校(館林西北八杆)ニ到リ後狸塚ヲ經テ多々良村役場ニ移ル

情報蒐集所ヲ左ノ如ク開設ス

十日午後八時ヨリ太田東端

十一日午前四時ヨリ多々良村(館林西北約二杆)役場

軍司令官 荒木貞夫

下達法

要旨ヲ電話ニテ下達シ後命令受領者ヲ集メ口達シ印刷命令ヲ交付ス

西情第二

西軍第一軍命令 (十一月十一日午前六時 於藤川)

一、敵情(略ス)

二、軍ハ今ヨリ速ニ佐野東方地區ニ進出シ敵ニ決戦ヲ求メントス

三、近衛師團ノ攻撃目標ハ三轟山一帶ノ高地帯トス

重點ヲ越名沼西北方地區ニ有力ナル一部ヲ越名沼南側地區ヨリ深く敵ノ側背ヲ攻撃スヘシ

四、第十四師團ノ攻撃目標ハ佐野東北方地區トス

重點ヲ佐野東南方地區ニ指向スヘシ

五、作戰地境ヲ左ノ如ク延伸ス

葦川—駒場—富田ヲ連ヌル線トス

六、軍豫備ハ小羽田附近ヨリ作戰地境ニ沿ヒ前進スヘシ

以下略

軍司令官 荒木大將

西情第三ノ一

統監ノ與フル西軍狀況 (十一月十一日正午頃)

西軍情況第一

軍ノ戦闘ハ現在ノ態勢ニ於テ交綏セリ

制令

一、午後五時迄演習ヲ中止ス

二、演習中止間ト雖命令、通報報告ヲ下達、傳達スルコトヲ得

西情第三ノ二

統監ノ與フル西軍狀況 (十一月十一日午後三時)

西軍情況第二

軍ハ本夜敵ト離脱シ高崎附近ニ陣地ヲ占領シ機ヲ見テ攻勢ニ轉スルニ決ス

制令

午後三時以後偵察ノ爲所要ノ人員ヲ派遣スルコトヲ得

西情第四

西軍第一命令 (十一月十一日午後四時十二分 於小羽田)

一、敵情 (略ス)

二、軍ハ新狀況ニ基キ後方機動ヲ開始シ一舉ニ高崎附近ニ集結シ攻勢ヲ準備セントス

三、兩師團ノ作戰地境ハ佐野南端―野田(佐野西方二里)―太田北端―伊勢崎東端―下植木―下連取―玉村―山名―下高

田ノ線トス(線上ハ近衛師團ニ屬ス)

四、近衛師團ハ速ニ第一線ヲ撤シ利根川北方地區ヲ經テ藤岡附近ニ兵力ヲ集結スヘシ

五、第十四師團ハ速ニ第一線ヲ撤シ倉賀野附近ニ兵力ヲ集結特ニ二大隊ヲ基幹トスル部隊ヲ桐生ヲ經テ前橋ニ集結スヘシ

六、兩師團ハ川岸(太田南方二里)―太田町―足利北側高地ノ線ニ後衛ヲ殘置スヘシ

其撤退時期ハ後命ス

七、歩兵第百一聯隊ハ館林―小泉―尾嶋―境町―坂東大橋ヲ經テ先ツ木庄町ニ到ルヘシ

八、軍砲兵ハ速ニ陣地ヲ撤シ足利―桐生―前橋道ヲ經テ高崎ニ到ルヘシ
九、歩兵第百一聯隊及軍砲兵隊ハ各其屬スル作戰地境ニ於ケル當該師團長ノ區處ヲ受クヘシ
十、予ハ先ツ太田ニ到リ伊勢崎ヲ經テ倉賀野ニ至ル

軍司令官 荒木大將

西情第五

軍隊區分

軍飛行隊

飛行機三機ヲ缺ク外如故

軍騎兵隊

長大佐 笠原幸雄

近衛騎兵聯隊

騎兵第九聯隊

騎兵第十八聯隊

野砲兵一中隊

近衛師團

缺除部隊

歩兵一聯隊

陸軍特別大演習

陸軍特別大演習

野砲兵一中隊

配屬部隊

第十一、第十四、第十七野戰高射砲隊

無線電信一小隊

第一、第二架橋材料中隊

第十四師團

缺除部隊

前橋支隊

步兵一小隊

配屬部隊

戰車第十一中隊

第十五、第十六、第十八野戰高射砲隊

無線電信一小隊

第三、第四架橋材料中隊

軍砲兵隊

長少將 多田 駿

步兵一小隊

野戰重砲兵第四旅團司令部

前橋支隊

步兵第二聯隊(一大隊缺)

野砲兵第二十聯隊ノ一中隊

獨立步兵第百聯隊

軍豫備隊

近衛步兵一聯隊

軍直轄部隊

軍通信隊(無線電信三小隊缺)

軍對空無線電信隊(一機缺)

西一軍作命甲第十七號

西軍第一軍命令 (十一月十二日午後四時 於高崎軍司令部)

一、敵軍ノ情況別紙要圖ノ如シ (要圖省略)

二、軍ハ明拂曉ニ乘シ高崎前橋間ノ地區ヨリ東南面シテ敵ヲ其背後連絡線外ニ壓迫撃滅セントス

陸軍特別大演習

軍主決戦方面ハ第十四師團正面トス

三、軍飛行隊ハ明早朝ヨリ飛行ヲ開始シ主力ヲ以テ軍主決戦方面ノ戦闘ニ協カスヘシ就中利根川左岸ヨリ側射スル敵砲兵ヲ求メテ撃滅スヘシ

明拂曉後偵察機三機ヲ軍砲兵隊ニ配屬スヘシ

四、軍騎兵隊ハ本夜引續キ前任務ヲ續行シ明拂曉利根川左岸地區ヨリ敵ノ背後ヲ脅威スヘシ

五、近衛師團ハ依然一部ヲ以テ山名附近軍攻撃ノ支障ヲ確保シツツ主力ハ夜間行動ヲ起シ午前二時迄ニ高崎東南側地區ニ集結シ明十三日午前四時迄ニ佐野(高崎東南二軒)―宇名室ノ線ニ東南面シテ攻撃ノ準備ヲ完了スヘシ

重點ヲ左ニ保持スヘシ

一小部隊ヲ以テ白石西南方地區ヲ占領セシムヘシ

六、第十四師團ハ夜間行動ヲ起シ午前二時マテニ高崎東北方員澤―箱田―中尾間ノ地區ニ兵力ヲ集結シ午前四時マテニ南

大類―京目ノ線ニ東南面シテ攻撃前進ノ準備ヲ完了スヘシ

重點ヲ右ニ保持スヘシ

七、兩師團間ノ作戦地境ヲ左ノ如ク定ム

岩井(岩鼻町南方一軒)―高崎市中央役所―宇名室―河岸町(新町東北一軒)ヲ連ヌル線

線上ハ近衛師團ニ屬ス

八、獨立歩兵第百聯隊ハ本夜行動ヲ起シ明十三日午前二時マテニ平井村方面ニ集結シ明拂曉神流川上流地區ヨリ敵ノ左側

背ヲ脅威スヘシ

九、軍砲兵中獨立重砲兵中隊ハ依然現在方面ニ又野戰重砲兵聯隊ハ本夜一部ヲ以テ高崎西南方地區ニ主力ヲ以テ白石附近

ニ陣地ヲ變換主トシテ軍主決戦方面ノ戦闘ニ協カスル如ク天明ト共ニ適時砲撃ヲ開始スヘシ

但シ野戰重砲兵聯隊ノ新陣地ヘノ進入ハ兩師團ノ移動ヲ妨ケサル如ク實施スヘシ

十、前橋支隊ハ敵ノ前橋以北利根川渡河ヲ妨害シ明拂曉當面ノ敵ヲ撃破シ近ク主決戦方面ノ戦闘ニ協カスル如ク利根川左

岸地區ヲ攻撃ニ前進スヘシ

十一、軍豫備隊ハ明十三日午前三時迄ニ高崎東北一軒赤土小學校ニ集合スヘシ

十二、軍通信隊及軍對空無線電信隊ハ前任務ヲ續行スル外午前三時迄ニ有線ヲ以テ大阪山戰闘司令所ト軍豫備隊間トノ連絡ヲ確保スヘシ

十三、予ハ高崎市北方中學校ニ在リ天明以後ハ大阪山戰闘司令所ニ在リ

軍司令官 荒木貞夫

第四節 演習經過

十一月十一日兩軍の主力は午前八時頃より佐野附近に於て衝突し、戦闘は逐次南方に進展して、壯烈なる遭遇戦を惹起したるが、午前十一時戦闘交綏の状況となり、午後五時迄演習を中止せられたり。次で日没頃演習は再開せられ、西軍は本夜後方機動に依り、高崎附近に兵力を集結する爲め、夜半より行動を開始し、東軍は夜に入るも依然攻撃を續行中、敵の退却を察知して、之を利根川の線に向ひ追撃するに決し、主力を以て利根川左岸を、一部を以て同右岸を急進す。斯くて、十一月十二日西軍は利根川兩岸地區に互り退却を續行し、各一部を以て藤岡附近神流川の線より北方に互り、據點を占領して敵の追撃を遲滞せしめ、主力を以て高崎及吉井附近に兵力を集結して爾後の攻撃を準備し、東軍は追撃を續行中逐次主力を以て利根川右岸地區に移り、敵主陣地前に進出し爾後の攻撃を準備せり。而して兩軍の各一部は十二日午後

至り神流川の線より其の北方地區に互り戦闘を惹起す。斯の如くにして十一月十三日早朝兩軍は攻撃を起し、山名野外統監部附近より北方に至る地區は、兩軍の修羅場と化し、午前九時白兵戦を以て演習を終了せり。之が各日の經過概要左記の如く、經過要圖は別紙の如し。

演習 第一日 (十一月十一日)

東軍第一軍司令官は、敵を攻撃する目的を以て佐野及遊水池(藤岡東側)西側地區に向ひ前進するに決し、十日夜半行動を起し第二師團及騎兵第一集團をして、概ね佐野南北の線を占領せしめ、軍主力の渡良瀬川右岸に進出するを掩護す。十一日拂曉軍司令官は敵の前進するを知り、一部を佐野方向より指向すると共に、主力を渡良瀬川右岸に保持し、敵の右翼を包圍せんと企圖す。

西軍第一軍司令官は十一日敵の分離に乗し、各個に之を撃滅する目的を以て、栃木西南方地區に向ひ前進するに決し、十日夜半重點を近衛師團方面に保持して前進し、古河方面に對しては獨立第百聯隊及歩兵第一大隊を指向せり。

十一日拂曉、敵の一部が佐野及館林附近を占領せるを知り、速に佐野東方地區に進出し、敵に決戦を求めんとせり。

兩軍主力は概ね午前八時展開を終り、午前十時乃至十一時の間戦闘となる、爾後軍の戦闘は交綏せり。

西軍は本夜後方機動に依り、高崎附近に兵力を集結するに決し、主力を藤岡及倉賀野附近に、一部を本庄及前橋附近に到らしむ。

東軍は夜に入るも依然攻撃を續行せしが、敵の退却を察知して之を利根川の線に向ひ追撃するに決し、主力を以て利根川左岸を、一部を以て同右岸を急追せしむ。

演習 第二日 (十一月十二日)

東軍司令官は、午前一時其主力を利根川右岸に移し追撃を續行す。

西軍司令官は、藤岡南方福音寺及大阪山附近に據點を占領し、主力を以て高崎及吉井附近に兵力を集結し、機を見て攻勢に轉ぜんとせしも夜に入りて果さず、依て拂曉後高崎、前橋間の地區より東南面して敵を攻撃するに決す。

東軍司令官は、敵の殘置せる部隊を撃破し、夕刻主力を以て概ね利根川及神流川を渡る。

次で敵が高崎附近に停止せるを知り、本夜白石附近を奪取し且第二師團主力及騎兵第一集團を新町附近に集結し、軍主力を鎌川右岸に展開し、重點を山名西方高地に保持しつつ攻撃するに決す。

演習 第三日 (十一月十三日)

東軍司令官は、敵は高崎附近に強大なる兵力を集結し、山名附近を攻撃の支撐とし、機動防禦をなすものと判断し、十日拂曉用兵上重點を烏川右岸に保持し、逐次敵を攻撃するに決す。

西軍司令官は、拂曉兩師團は攻撃に前進すべきを命じ、敵の一部高崎西方高地進入の企圖あるを知り、豫備隊の一部を派遣して阻止せしむ。諸隊は銳意攻撃前進中、倉賀野及常慶を連ぬる線に於て、制令に依り前進を停止せしめらる。軍司令官は全般の状況に基き、軍は敵を包圍掩護する如く攻撃するに決す。

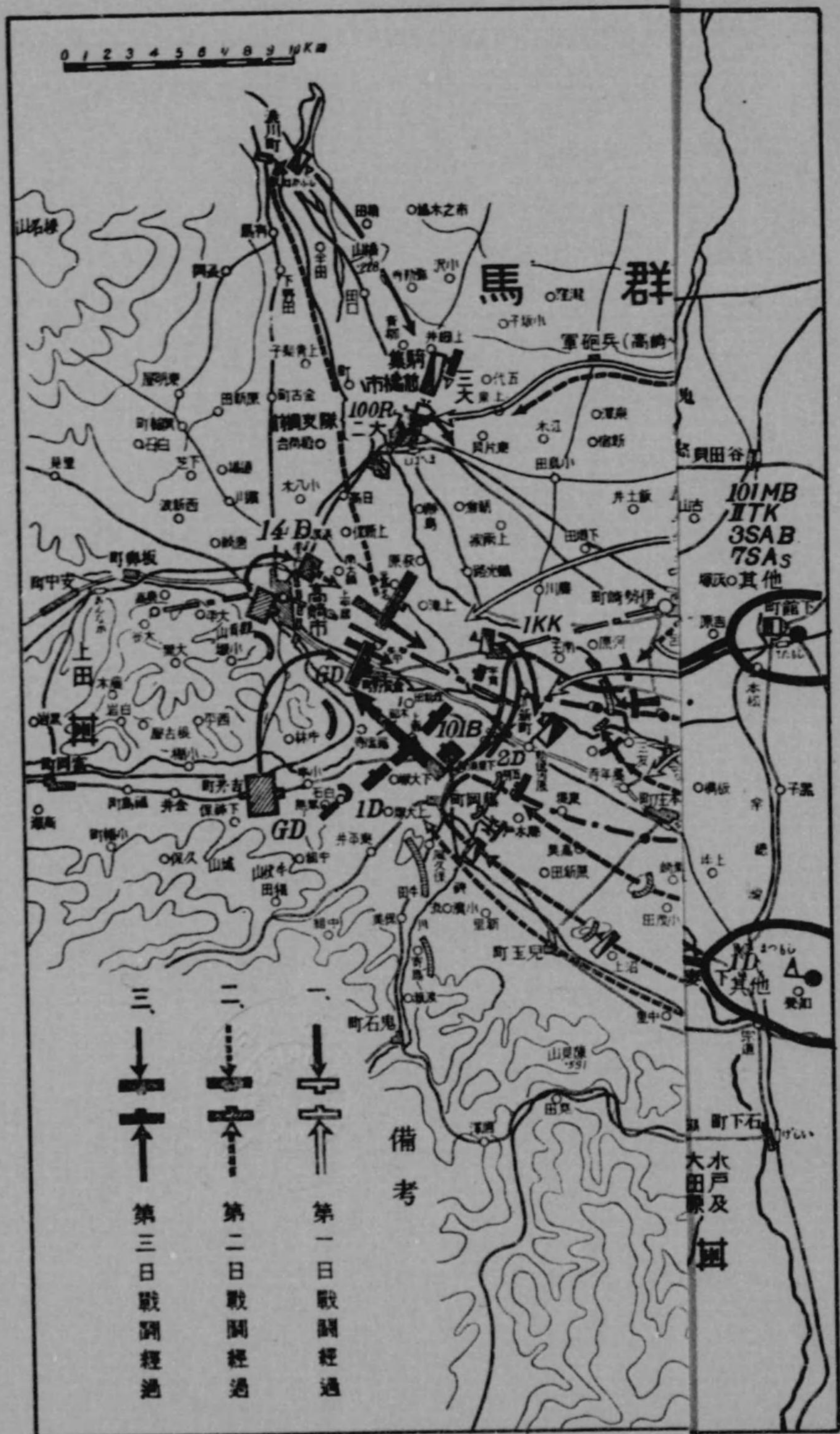
斯くて天明と共に兩軍主力の砲戦開始せられ、刻々其激烈の度を加ふ、午前七時頃に至るや兩軍主力の戦況白熱化し、壯烈なる空中戦亦隨所に演ぜられ、戦闘酣なる時演習中止さる。

第五節 演習終了

近代科學の粹を集めたる特別大演習は、十三日拂曉山名附近に於ける、空陸最後の大會戰を以て終了を告げ、御統監の大元帥陛下には、御講評場たる歩兵第十五聯隊に御臨幸の上、參謀總長載仁親王殿下をして、全軍將校に對する御講評を行はしめられたる後、參加將兵に對し、畏くも左の勅語を賜はりたり。

勅語

朕演習ノ經過ニ就テハ參謀總長ヲシテ之ヲ講評セシメタリ
今次特別大演習ハ主トシテ兵力編組ヲ異ニセル大兵團ノ機動作戰ヲ演練セシメタリ而モ將兵ノ志氣旺盛ニシテ作戰亦概ネ機ニ適ヒ其成績良好ナルヲ認メ朕之ヲ懌フ
汝將兵宜シク現下ノ情勢ニ鑑ミ益々其本務ニ精進シ以テ朕力信倚ニ副ハンコトヲ期セヨ



第三章 觀兵式

第一節 觀兵式御模様

特別大演習參加部隊の全將兵が、錦旗の下に、御親閱を仰ぎ奉る壯絶無比なる大觀兵式は、十一月十四日午前九時より高崎市乘附練兵場に於て舉行せられたり。

此の日夜來の雨は全く收りて一抹の浮雲なく、清澄なる秋光は天地に滿てり。拂曉より行動を起したる兩軍の將兵は、早くも午前八時以前に式場所定の位置に整列を終ると共に、陪觀者は岡田首相を始め各閣僚、貴衆兩院議員・外國武官・其他文武官・關係諸縣の有資格者等約四萬人の式場參入の外、拜觀者は練兵場を遶りて野に山に群集し、寔に未曾有の盛況を呈したり。

大元帥陛下には、午前九時大本營御出門、同七分前橋驛御發車、同二十二分高崎驛御著車、本庄侍從武官長御陪乘野外自動車鹵簿にて、沿道奉拜者に御會釋を賜ひつゝ、同三十四分軍樂隊の嘯唳たる國歌奏樂、諸員最敬禮裡に式場に著御、直に御愛馬「白雪」に召され、阿部諸兵指揮官の奏聞を御聽取の後、近衛騎兵の捧持する天皇旗を先頭に、皇族各宮殿下・本庄武官長・林陸相・各軍事參議官等扈從し奉り、御愛馬を進めて東軍第一師團より、順次、光榮に輝く全軍の威容を覽はせ給ひ、御閱兵終了と共に御座所前に著御、御乗馬のままにて立御あらせらる。午前十時五分阿部諸兵指揮官の指揮刀一閃、軍樂隊の行進曲吹奏につれ、壯烈極りなき分列行進は開始せられたり。各部隊は歩武堂々として分列を行ひ、御前通過に際し指揮官の號令にて諸兵一齊に頭を右にすれば、畏くも陛下には御馬上より御舉手の御答禮を賜ひ、斯くて分

列は東西兩軍の歩・工・砲・騎・輜重・戰車・高射砲隊と逐次進行すると共に、空軍の精銳は、三機・五機・九機と整然たる編隊を以て、東方より爆音勇ましく式場上空に飛來して分列を行ひ、空陸呼應して展開せる練武の精華は、實に言語に絶せる壯觀なりき。陛下には終始御乗馬の御英姿にて、全軍の威容を御親閱遊ばされ、茲に御恙もなく大觀兵式を御終了、午前十一時五十五分、無上の光榮に感激せる諸兵並陪觀者一同の最敬禮裡に、御機嫌殊に御麗しく式場發御、歩兵第十五聯隊内の賜饌場に向はせられたり。

當日の「式次第」「式職員」「式命令」「閱兵ノ爲諸隊整列位置要圖」等左記の如し。

昭和九年特別大演習觀兵式次第

- 一、午前九時 軍隊式場内所定位置ニ就ク
- 二、午前九時 大本營御出門
- 三、午前九時三十五分 式場著御
- 四、午前九時四十分 閱兵開始
- 此際閱兵ヲ受ケサル將官、統監部幕僚タル佐尉官以上及陪觀外國武官ニシテ乘馬者ハ扈從スルコトヲ得
- 五、午前十時 五分 分列開始
- 此際皇族・親補職以上ノ將官侍從武官・皇族附武官ハ乘馬トシ其他ハ下馬スルモノトス
- 六、午前十一時三十五分 觀兵式場發御

觀兵式職員

職	官	氏名
諸兵指揮官	陸軍大將	阿部 信行
諸兵參謀長	陸軍少將	小畑 敏四郎
諸兵參謀	陸軍歩兵大佐	田中 久一
	陸軍航空兵中佐	楠木 延一
	陸軍歩兵中佐	納見 敏郎
	陸軍砲兵少佐	千葉 茂樹
	陸軍歩兵大尉	太田 梅一郎
	陸軍歩兵少佐	齋 俊男
	陸軍歩兵少佐	宮内 良夫
諸兵副官	陸軍歩兵大尉	穴戸 清次郎

昭和九年特別大演習觀兵式命令 十一月十三日 於高崎 (附圖省略)

- 一、十一月十四日高崎練兵場ニ於テ特別大演習觀兵式ヲ行ハセラル
- 二、左ノ部隊ハ各其下記ノ如ク集成編合シ上級先任者之ヲ指揮スヘシ

陸軍特別大演習

陸軍特別大演習

統監部所屬部隊

統監部工兵隊

同 通信隊

同 無線監督班

同 鳩班

統監部通信隊

野戰重砲兵第一旅團ヨリ派遣ノ統監部傳令(統監部傳令隊)

東軍所屬部隊

東軍戰車第二大隊

同 騎兵第二旅團裝甲自動車隊 東軍戰車隊

同 騎兵第三旅團裝甲自動車隊

同 騎兵第一聯隊 東軍騎兵第一聯隊

同 騎兵第一百一中隊

同 騎兵第二旅團騎砲兵中隊 東軍騎砲兵隊

同 騎兵第三旅團騎砲兵中隊

東軍第一野戰高射砲隊 東軍野戰高射砲隊

同 第二野戰高射砲隊

同 工兵第一大隊 東軍工兵第一大隊

同 工兵第一百一中隊

東軍飛行隊

同 飛行隊司令部

同 飛行第三大隊(空中戰場審判官附)

同 飛行第一大隊(同右四ヲ含ム)

同 獨立飛行第四中隊(同右二ヲ含ム)

同 獨立飛行第七中隊(同右二ヲ含ム)

同 第三野戰高射砲隊

同 第一野戰照空隊

同 通信隊ノ無線一小隊

同 通信隊(無線一小隊缺)

同 特種情報隊 東軍通信隊

同 第一、第二師團通信隊

西軍所屬部隊

西軍獨立步兵百聯隊戰車中隊 西軍戰車隊

同 戰車第十一中隊

同 飛行隊司令部

同 飛行第五大隊(空中戰場審判官附)

同 獨立飛行第五中隊(同右二ヲ含ム)

同 獨立飛行第十一中隊(同右二ヲ含ム) 西軍飛行隊

陸軍特別大演習

西軍第十二野戰高射砲隊

同 第十一野戰照空隊

同 通信隊ノ無線一小隊

同 通信隊(無線一小隊)

同 近衛、第十四師團通信隊

近衛輜重兵大隊及輜重兵第一、第二、第十四大隊ヨリ參加シタルモノハ夫々其大隊長ノ指揮ニ復歸シ又兩軍ノ步兵及野戰重砲兵旅團無線通信班、野戰重砲兵旅團觀測班ハ各其原所屬隊ニ合シ東軍ノ騎兵集團司令部通信班、同騎兵旅團司令部無線通信班ハ當該集(旅)團ノ頭號聯隊ニ編合スルモノトス

三、諸隊 兩軍飛行ハ附圖第一ノ規定ニ據リ當日午前九時迄ニ附圖第二ノ位置ニ整列スヘシ隊形ハ附圖第三ニ據ルモノトス
四、臨御、還御並閱兵ノ際ニ於ケル敬禮ハ聯隊長ヲ含ムノ命(號)令ヲ以テ一齊ニ之ヲ行フヘシ
臨御並還御ノ際ニ於ケル敬禮ノ時機ハ一聲ノ喇叭號音ヲ以テ之ヲ示ス

五、閱兵ハ西正面第二線ニ在リテハ左翼ヨリ行ハセラル
閱兵ノ際出場人員ノ奏上ハ諸兵指揮官ニ限り又扈從ハ諸兵指揮官・軍司令官・師(集)團長及混成旅團長ニ限り之ヲ行フモノトス

六、閱兵ヲ終リタル部隊ハ直ニ運動ヲ起シ附圖第四ノ規定ニ從ヒ逐次分列發起點ニ向ヒ閉收シ分列ノ準備ヲ爲スヘシ
但第二(第三)線ヲ有スル第一(第二)線ノ各部隊ハ各第二(第三)線ノ閱兵終了ヲ待チ運動ヲ起スモノトス
分列ヲ行ハサル部隊ハ奉送終了迄其位置ヲ保持シ又其他ノ分列ニ加ハラサル者(輜重兵大隊徒歩中隊及列外小隊等)ハ他部隊ノ行動ヲ妨ケサル如ク適宜其位置ヲ後退若ハ右方ニ轉移シ奉送終了迄其位置ニ在ルモノトス

七、分列式ニ於ケル先頭部隊ノ發進ハ「進メ」ノ喇叭號音ヲ以テ示ス

分列ノ隊形及部隊間ノ距離等ニ關シテハ附圖第五ニ據ルヘシ

分列ニ方リ玉座側方後ヘノ進出ハ旅團長(含ム)以上ノミ之ヲ行ヒ又職爵氏名ノ奏上ハ之ヲ行フコトナシ

八、分列終リタル部隊ハ奉送ノ爲逐次附圖第六ノ如ク集合スヘシ

九、兩軍ノ飛行隊ハ閱兵式終了後直ニ東軍、西軍ノ順序ニ觀兵式場東方上空ヨリ概ネ西方ニ向ヒ分列飛行スヘシ

空中分列ノ隊形及經路等ニ關シテハ「別冊空中分列ニ關スル指示」ニ據ルヘシ(別冊省略)

十、解散ノ號音アラハ諸隊ハ附圖第六ノ示ス所ニ從ヒ退場スヘシ

十一、兩軍通信隊ノ無線電信各一小隊及兩軍對空無線電信隊ハ觀兵式諸兵參謀楠木航空兵中佐ノ指示ニ基キ諸兵指揮官ト兩軍飛行隊トノ連絡ニ任スヘシ

十二、各師團ハ附圖第二ノ位置ニ臨時救護所ヲ開設スヘシ

十三、各師團ハ午前八時三十分迄ニ觀兵式場玉座附近ニ左ノ如ク騎兵科將校以下ヲ差出シ觀兵式諸兵參謀太田步兵大尉ノ指示ヲ受ケシムヘシ

近衛、第一師團 各中(少)尉一、下士官一、喇叭手一

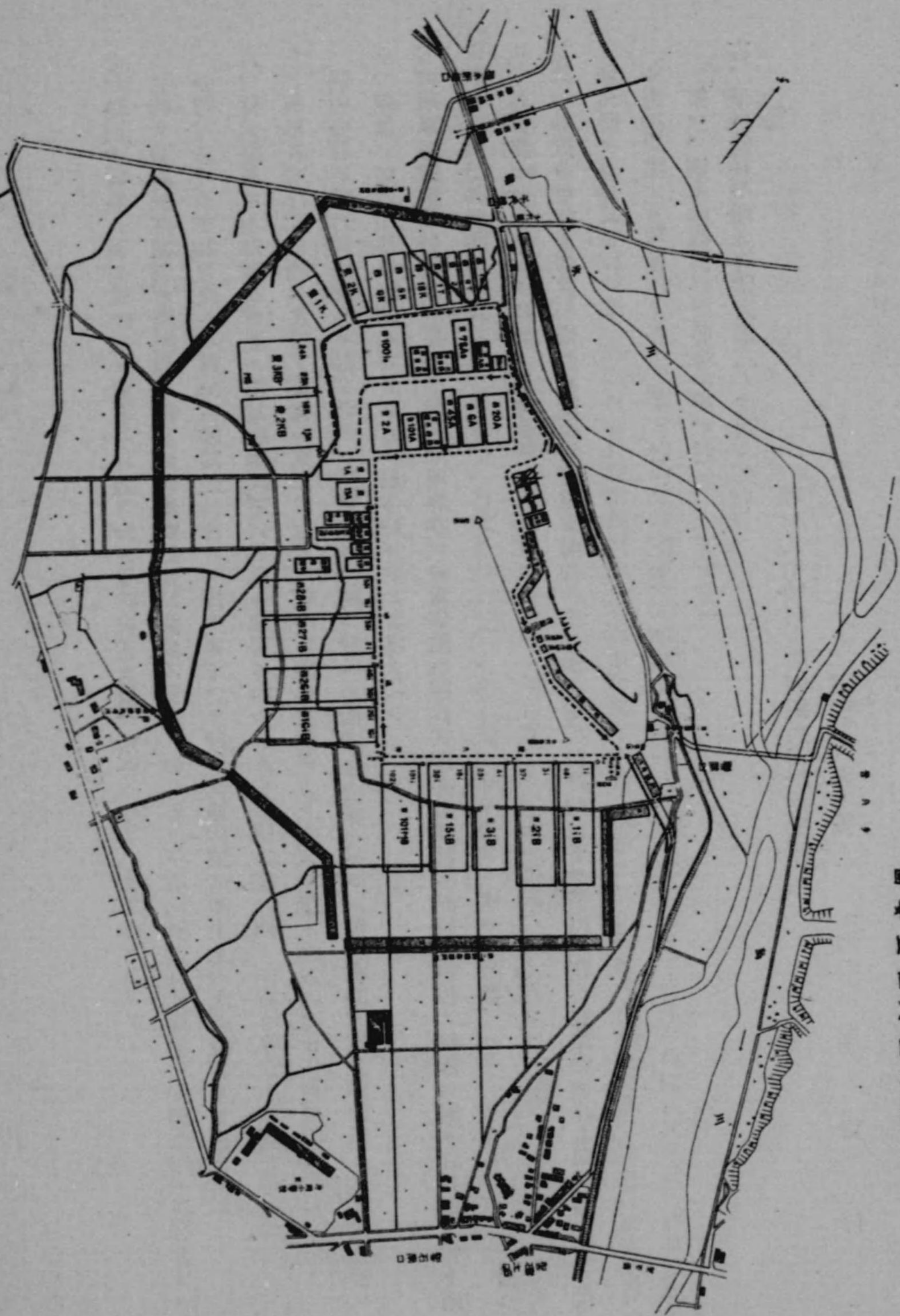
第二、第十四師團 各中(少)尉一、下士官一

十四、予ハ當日午前九時附圖第二ノ位置ニ在リ

昭和九年特別大演習觀兵式諸兵指揮官

陸軍大將 阿部 信行

國軍置位列整隊諸島ノ兵圖



第六篇 兵 事

第一章 事務の概要

第一節 事務の概要

兵事事務に關しては、一月十六日日本縣學務部長よりの照會に係る、「軍隊宿營力及米田收穫時期等調査方ノ件」を最初とし、縣の通牒照會等に基づき、漸次其の事務を處理し來りたるが、更に九月二十八日左記縣訓令の公布ありたるを以て、本市は之に準據し設備、宿營、其他各般の事務につき、専ら正確と迅速とに留意し、其の進捗に努めたり。尙「戦傷公病死者遺族調査」及「傷残軍人調査」等に關しては、本市の事務分掌に依り、奉迎係に於て之を處理したり。

訓令甲第十八號（社兵）

市 役 所

町 村 役 場

昭和九年陸軍特別大演習ニ關スル市町村事務取扱手續左ノ通定ム

昭和九年九月二十八日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

昭和九年陸軍特別大演習ニ關スル市町村事務取扱手續

兵 事

第一章 總 則

第一條 陸軍特別大演習ニ關シ市町村ニ於テ行フヘキ事務取扱ニ付

テハ別段ノ定アルモノヲ除ク外本手續ノ定ムルトコロニ依ル

第二條 軍隊ニ對シテハ誠意ヲ以テ諸事敏速確實ニ取扱フヘシ

第三條 參觀人演習中演習地域内ニ入り又ハ軍隊ノ行動ヲ妨ケ若ハ

田、畑、宅地、山林等ノ耕作物並建物其ノ他ノ工作物ヲ損壞スル

コトナキ様部内ニ示諭スヘシ

第四條 軍隊通過ノ沿道及演習地ニハ毎戸ニ國旗ヲ掲ケシムヘシ、

國旗ヲ掲クルニ當リ其ノ竿頭ヲ著シク沿道側ニ突出シ爲ニ乘馬等ノ通行ヲ妨クルカ如キコトナキ様注意スヘシ

第五條 軍隊宿營地ニ於テハ特ニ火氣ニ注意セシムヘシ

第六條 人畜ニ傳染病アル市町村ハ演習期間中其ノ沿道入口ニ病名患者數、發生地名ヲ記シタル標示ヲ爲シ且患家ノ門戸ニ其ノ旨掲示シ置クヘシ

第七條 軍隊通過ノ沿道又ハ宿營地ノ井水ニハ飲料ノ適否ヲ標示シ置クヘシ

第八條 河川ノ沿岸ニ人畜ノ傳染病アリテ病毒河水ニ混入ノ虞アリト認ムルトキハ河川ノ見易キ場所ニ「此ノ河川上流何地(約何米)ニ何病アリ」ト記セル標札ヲ立テ置クヘシ

第九條 危險ノ虞アル肥料、溜池、古井戸、穴等ニ對シテハ覆蓋、繩張等ヲ爲シ特ニ夜間ノ行動ニ際シ不慮ノ慘禍ヲ發生セシメサル様相當設備ヲ爲シ置クヘシ

第二章 委員 (保員)

第十條 市町村長ハ演習ニ關スル事務ヲ處理スル爲ニ必要アルトキハ所屬吏員ニ就キ委員 (保員) ヲ任命スヘシ但シ所屬吏員以外ノ者ニモ之ヲ囑託スルコトヲ得

第十一條 市町村長ハ概ネ左ノ區分ニ依リ各委員 (保員) ノ分擔ヲ定メ之ヲ指揮監督ヲ爲スヘシ但シ一人ヲ以テ數保ヲ兼務セシムルコトヲ得

- 一 庶務係
- 二 宿營係

三 寢具係

四 軍需品係

五 馬繫場係

六 損害賠償係

七 經理係

第十二條 市町村長ハ各委員 (各保員) ヲシテ相互連繫ヲ保チ縣委員及警察官吏ト協力シ確實迅速ニ事務ヲ處理シ且演習ニ關シ秘密ニ屬スル事項ハ之ヲ漏洩セシメサル様注意スヘシ

第十三條 市町村長ハ各委員 (各保員) ヲシテ左腕章ヲ纏結セシムヘシ

第三章 設備

第十四條 市町村長ハ必要ニ應シ適當ノ場所ニ市役所又ハ町村役場ノ出張所ヲ設ケ之ヲ標示シ夜間ハ門戸ニ標燈ヲ掲クヘシ

第十五條 市役所、町村役場及其ノ出張所ノ所在地ハ沿道ノ見易キ箇所ニ標示シ(要スレハ之ヲ圖示ス) 常ニ委員 (保員) ヲシテ勤務セシメ不在ノ場合ナカラシムヘシ

第十六條 市町村長ハ在郷軍人會、男女青年團、國防義會其ノ他諸團體ト協力シ軍隊通過ノ沿道及演習地ノ適當ナル場所ニ湯茶及馬用水供給所ヲ設備スルヲ要ス

湯茶供給所ハ概ネ左ノ要領ニ依リ設備スヘシ

一 飲料水ハ充分煮沸シタルモノヲ備ヘ置クモノトス

二 湯茶供給所ニハ煮沸飲料水ト標記シ容器ハ覆蓋アルモノヲ用ウルモノトス

三 茶碗、漏斗、藥罐及柄杓若干ヲ備フルモノトス

四 供給所ニハ保員ヲ置キ諸事幹旋セシムルモノトス

馬用水供給所ハ概ネ左ノ要領ニ依リ設備スヘシ

一 容器ハ清潔ナル四斗樽又ハ半切樽ヲ用ヒ「馬用水」ト標示シ柄杓及小桶若干ヲ備ヘ置クモノトス但シ漬物桶ヲ使用セサルコト

二 鹽若干ヲ備ヘ置クモノトス

三 常ニ用水供給ヲ充分ナラシムルモノトス

四 供給所ニハ可成人夫ヲ附シ置クヘキモノトス

第十七條 炊事場ハ相當ノ空地ヲ存シ附近ニ多量ノ飲料水アル箇所ヲ選定シ半切桶、板床、薪炭ノ類ハ何時ニテモ供給シ得ル様準備シ且雨天ノ場合ハ雨除ノ設備ヲ爲シ得ル様計畫シ置クヘシ

第十八條 馬繫場ハ貨厩、空家、物置、軒下等可成雨露ヲ凌クヘキ場所若ハ野繫ニ適當ナル箇所ヲ選定シ馬用水ヲ入ルヘキ四斗樽又ハ大甕、杖、棧及繩等ノ需用ニ對シ供給シ得ヘキ様豫メ相當ノ準備計畫ヲ爲シ置クヘシ

第十九條 砲廠ハ砲車ノ通スル道路近接ノ空地ヲ豫定シ置クヘシ

第二十條 神社、寺院ノ境内地ハ馬繫場ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第二十一條 演習ニ關係アリト認ムル道路橋梁ハ豫メ之ヲ調査シ軍

馬及砲車等ノ通行ニ支障ナキ様措置シ通路ニ障害アル樹木、枝梢及堆積セル木石等ハ相當ノ手續ヲ經テ之ヲ取除カシムヘシ

第二十二條 演習期ニ迫リ道路ニ塵土ヲ爲シ砂礫等撒布スルハ軍馬等ノ通行ニ困難ヲ生スル虞アルヲ以テ其ノ必要アル箇所ニハ豫メ之ヲ施行シ石橋ハ其ノ橋面ニ葺キ敷キ又ハ塵土ヲ爲シ若ハ支柱ヲ施ス等折損セサル様相當ノ注意ヲ拂フヘシ

第二十三條 道路ノ分岐點ニハ指導標ヲ建設シ通行ニ便ナラシムヘシ

第四章 宿 營

第二十四條 軍隊宿營ニ當リテハ市役所、町村役場及其ノ出張所ニハ左記要領ニ依リ調製シタル市町村要圖並部落實圖ヲ相當數備ヘ置キ必要ニ應シ之ヲ設置者ニ提供スヘシ

市町村要圖ハ各大字小字(市ニ在リテハ町以下同様)ノ大要ヲ縮寫シ左ノ各項ヲ標記スヘシ

一 大字小字ノ境界ハ黑點線(●)ヲ以テ標示シ其ノ大字小字名、宿舍供用戸數、同疊數ヲ記載スルコト

二 道路ハ黑ノ二條實線(==) 河川、沼、堤等ハ水色ヲ以テ表示スルコト

三 官公衙(○) 神社(⊕) 寺院(卍) 學校(文) 公會堂(公) 等ノ位置ヲ表示スルコト

部落實圖ハ各大字毎ニ調製シ前項ニ依ル外左ノ各項ヲ標記スヘシ

一 小字ノ境界及小字名ヲ標記スルコト

二 宿舍ニ供用スヘキ各戸ノ位置、世帯主氏名、供用室數(亞判

比強数字)並疊數(日本数字)及井戸(良)又ハ(不)並既舎

三 馬騾場(馬)炊事場(炊)砲臺(砲)ノ記號及其ノ坪數ヲ朱書スル

第二十五條 市町村長ハ豫メ軍隊ニ供用シ得ヘキ各戸ニ付室數並疊

數(家族使用ノモノヲ除ク)及井戸水ノ良否、既舎ノ有無ヲ調査シ

左記様式ニ依リ其ノ門戸等見易キ場所ニ之ヲ揭示スヘシ

市町村大字番地 氏 名

一 疊數 何 枚

何疊數 幾 間

同 同

一 既舎 何 頭分

一 井戸良(不良)

第二十六條 宿舍主ニ對シテハ別紙宿舍主ノ心得事項ヲ示達シ置ク

第二十七條 市町村長ハ宿舍主ニ於テ寢具ノ供給ニ不足ヲ告ケル場

合ハ宿營ニ關係ナキ者ヨリ之ヲ補充セシムル等適當ノ方法ヲ講シ

且宿營部隊ノ入浴ニ付テハ特ニ注意シ漏レナク入浴シ得ル様措置

スヘシ

軍需品供給票

何市町村

品名	數量	差出場所並日時	部隊名	摘要	受領者官氏名	受領印

第二十八條 宿營地ハ演習ノ都合上之ヲ豫定シ難キ場合多ク又豫定

ノ宿營地ヲ變更、廢止シ若ハ突如新ニ宿舎ヲ要求セラレルコトア

ルヘキヲ以テ市町村長ハ常ニ之ニ應ジ得ル様準備シ且隣接市町村

長ト相互ニ緊密ナル連絡ヲ保チ違算ナキヲ期スヘシ

第二十九條 市町村長ハ宿舍料、事務室借上料及軍需品代金等總テ

軍隊ヨリ支拂ヲ受クヘキモノニ付テハ係官出發前必ス請求シ受領

渡レナキ様注意シ受領後ハ直ニ之ヲ宿舍主其ノ他ノ關係者ニ交付

スヘシ

第五章 糧秣其ノ他軍需品

第三十條 糧秣其ノ他軍需品ニ付テハ不當ノ價額ヲ要求セシメサル

ハ勿論價額ノ均衡ヲ保チ甚シキ懸隔ヲ生セシメサル様注意スヘシ

第三十一條 薪炭、藁、魚類、野菜、精米、大麥、梅干等重ナル物

資ニ付テハ豫メ現在高、所有者並價額等ヲ調査シ置キ咄嗟ノ場合

直ニ軍隊ノ需ニ應ジ得ル様措置スヘシ

第三十二條 軍隊ヨリ糧秣其ノ他軍需品ノ要求アリタルトキハ其ノ

品目、數量、差出場所並日時部隊名委託者所屬部隊及官職氏名等

ヲ記載シタル傳票若ハ書面ヲ受領シ置クヘシ、糧秣其ノ他軍需品

等ヲ供給シタルトキハ左記様式ノ軍需品供給票ヲ作製シ受領官ノ

認印ヲ受クヘシ

第三十三條 人夫、車馬若ハ船舶等ハ臨時雇入又ハ借入ノ要求ニ應

ジ得ル様豫メ計畫シ向之カ要求ヲ受ケ供給シタルトキハ其ノ種類

員數、集合場所並日時及使用日數等ヲ記載シタル使用證票ヲ作製

シ係官ノ認印ヲ受クヘシ

第六章 損害賠償

第三十四條 演習ニ關係アリト認ムル地域内ノ耕作物ニシテ收穫シ

得ヘキ物ハ必ス演習開始前ニ收納シ以テ軍隊ノ行動ヲ自由ナラシ

メ且各自ノ損害ヲ辨カラシムル様注意スヘシ

第三十五條 演習參觀人耕作物等ヲ損壞スル虞アルトキハ警察官ニ

於テ取締ヲ爲スノ外耕作者自ラ之ヲ防衛スヘキモノニ付豫メ其ノ

旨耕作者ニ注意シ市役所、町村役場ニ於テハ青年團、在郷軍人會

國防義會等ト協力シ耕作物保護委員ヲ設ケ參觀人ノ爲ニ踏荒サル

ルコトナキ様努ムヘシ

第三十六條 演習部隊耕作物等ヲ損壞シタル旨被害者ヨリ申出アリ

タルトキハ當該市町村ノ委員ヲ以テ直ニ現場ニ立會セシメ其ノ當

否ヲ調査シ相違ナキモノハ演習部隊又ハ賠償係官ノ検査ヲ受ケ附

表第一ノ損害證明書ヲ交付ヲ受クヘシ

第三十七條 損害賠償ヲ受クヘキ正當ノ事由アリト認メタル者ニシ

テ未タ軍隊ヨリ之カ證明書ヲ受領セサル者アルトキハ市町村委員

ヲシテ演習中現地ニ於テ演習部隊ヘ申告シ證明書ヲ交付ヲ受ケシ

ムヘシ

前項ノ損害證明書ナキモノト雖演習部隊ニ於テ損害ヲ與ヘタルコ

ト明瞭ナルトキハ損害賠償請求書ヲ調製シ其ノ事實ヲ證明スヘキ

兵 事

證憑ヲ添ヘ被害ノ翌日迄ニ到着スル様縣社寺兵事課長ニ申告セシ

ムヘシ

第三十八條 損害賠償ヲ申告シタル被害箇所及其ノ他ノ物件ハ演習

終了後實地ニ付調査スヘキニ付其ノ現狀ヲ變更セサル様注意セシ

ムヘシ

第三十九條 市町村長ハ各被害者ノ損害賠償證明書ヲ取纏メ評價委

員ノ定メタル價額ニ依リ被害者ヲ代表シ附表第二ノ損害賠償請求

書及附表第三ノ損害物件内課書ヲ作リ之ニ損害賠償證明書ヲ添ヘ

正副二通ヲ被害後三日以内ニ書留郵便又ハ確實ナル方法ヲ以テ縣

社寺兵事課長ニ送付スヘシ但シ損害額評定書ノ交付ヲ受ケタルト

キハ併セテ之ヲ添附スヘシ

第七章 雜 則

第四十條 臨時發生ノ事項ニシテ本手續ニ依リ難キ場合ハ從來ノ慣

例ニ依リ取扱速ニ其ノ旨報告スヘシ

第四十一條 演習ニ關係アル市町村ハ其ノ區域内ノ名勝舊蹟ヲ記シ

タル木札ヲ適當ノ箇所ニ揭示シ置クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

宿營主ノ心得

一 演習期間及其ノ前後ハ何時ニテモ軍隊ノ宿營ニ應ジ得ル様豫

メ準備シ置クコト

二 軍旗ニ對シテハ不敬ノ行爲ナキ様特ニ注意スルコト

三 宿營軍人ニ對シテハ宿舍主ヲ始家族一同親切ヲ旨トシ徒ニ過

分ノ響應ヲ爲スコトナク專ラ誠意ヲ以テ家族的ニ之ヲ待遇スルコト

四 宿營軍人到着シタルトキハ直ニ湯水ヲ供シ休息セシムル様用意シ置クコト

五 夜間宿營主ノ氏名ヲ判別シ得ル様門標附近ニ燈火ノ用意ヲ爲シ或ハ電燈提灯等ニ氏名ヲ記シタル紙片ヲ貼用シ置クコト

六 軍隊ハ時間厳正ナルヲ以テ宿營軍人ヨリ指示ノ時刻ヲ遵守シ殊ニ出發ニ際シテハ時刻ニ遅レシメサル様注意スルコト

七 家屋内外、浴場及洗面所ハ清潔ニ掃除シ置クハ勿論所ニハ特ニ注意シ手洗水ハ毎日取替ヘ糞便ハ豫メ汲ミ取リ置キ尙夜間ハ可成點燈シ置クコト

八 宿舎ニ於テハ宿營前火鉢、湯茶ノ準備ヲ爲シ浴室アルモノハ入浴ノ用意ヲ爲シ置クコト

浴室ナキ場合ハ入浴シ得ラルル様適當ナル方法ヲ講スルコト

九 宿營スヘキ兵員ニ應ジ徒歩兵ト乘馬兵トヲ顧慮シ簡易ナル銃架(竹竿等ニ纏ヲ卷キタルモノ)ヲ屋内、土間等出發ノ際銃架ニ便ナル箇所ニ設ケ且背囊及裝具置場トシテ板ノ間又ハ椽側等

記

區 分	食		副 食		宿 舍 料	合 計
	一 日 分 計	朝 食	晝 食	夕 食		
准士官以上	四〇〇	二〇〇	〇五〇	〇九〇	二二〇	四四〇
下士官以下	二〇〇	一〇〇	〇五〇	〇九〇	二二〇	四二〇

適當ナル位置ニ寢蓐産類ヲ敷キ置クコト

一〇 被服ヲ掛ケルニ適當ナル設備ヲ爲シ置クコト尙雨天ノ場合ハ焚火其ノ他ノ方法ニヨリ乾燥ニ助力スルコト

一一 厩舎アル宿舎ハ其ノ收容馬匹ニ對シ馬用水ノ供給其ノ他ニ助力スルコト

一二 宿營軍人ヨリ依頼事項ニシテ若シ宿舎主ニ於テ處辨シ難キ事項ハ市役所、町村役場又ハ其ノ出張所若ハ係員ニ申出指示ヲ受クルコト

一三 寢具ハ良ク日光ニ曝シ且清潔ナルモノヲ使用スルハ勿論出來得ル限り充分給與シ就寢時間ハ可成靜肅ヲ旨トシ宿營軍人ヲシテ安眠セシムル様注意スルコト

一四 宿營ニ於ケル軍隊ノ給養ハ自炊ニ依ルヲ本則トスルモ軍隊及宿舎主相互ノ利便ヲ考慮シ總テ給養ハ宿舎主ニ於テ之ヲ爲シ軍隊ヨリ規定賄料ノ給付ヲ受クルコトニ特ニ軍部承認ヲ得タルヲ以テ此ノ旨了承ノ上給養並接待上萬遺憾ナキヲ期スルコト尙規定賄料代金左ノ如シ

一五 食料ハ總テ新鮮ナルモノヲ用ヒ生物及魚貝類ニシテ中毒シ易キモノハ之ヲ避ケ且供食ノ時刻ニ遅レサル様注意スルコト

一六 傳染病性疾患アル者ハ勿論其ノ他ノ病者ヲシテ飲食物ノ取扱ヲ爲サシメサルコト

一七 食事ノ時ハ兵員各員ニ配膳、給仕スルニ及ハス一個ノ食卓ニシテ自由ニ食事セシメ差支ナキモ食器ハ特ニ清潔ニスルコト

一八 辨當ハ一食分又ハ二食分ナルヤヲ確メ飯量ヲ不足ナク又副食物ハ腐敗シ易キモノヲ避ケ且温氣ノ去ラサル間ニ之ヲ容レサル様注意シ出發時刻迄ニ必ス用意シ置クコト

一九 軍隊ハ生水ヲ飲用セサルヲ以テ煮沸水ヲ提供シ殊ニ出發ノ際携帶スヘキ煮沸水ハ一人約六デシリットル(三合三勺)位準備スルコト

二〇 出發ノ際ハ遺留品ナキ様注意シ若遺留品アリタルトキハ直ニ現品ヲ添ヘ市役所、町村役場又ハ其ノ出張所若ハ係員ニ届出ツルコト

二一 宿營軍人ヨリ宿營券ヲ受領シタルトキハ之ニ捺印ノ上速ニ市役所、町村役場ニ差出し部隊人員等ハ便宜書留置キ宿舎料ヲ受領スル際ノ参考ニ供スルコト

附表第一(用紙半紙)損害證明書ノ例(※印ヲ附シアル箇所ハ記入ノ例ヲ示ス)

土地、耕作物 損害證明書		土地、耕作物 損害證明書	
被害物ノ種類	面積、幅員 又ハ人員數	被害物ノ種類	面積、幅員 又ハ人員數
損害ノ程度	被害物ノ所有者 住居何郡何村何番地何氏何氏	損害ノ程度	被害物ノ所有者 住居何郡何村何番地何氏何氏
損害ヲ生セシメタル理由	損害ヲ生セシメタル理由	損害ヲ生セシメタル理由	損害ヲ生セシメタル理由
部隊號	部隊號	部隊號	部隊號

附表第二 (用紙半紙罫紙)

損害賠償請求書
一金何圓何錢也

名稱	數量	單位	價	小計	摘要
麥	參百坪	一坪	〇四〇	一〇〇〇	步兵散兵壕構築ノ爲掘開ニ付復舊ヲ要ス
同	百五拾坪	同	〇四〇	六〇〇〇	砲兵陣地構築ノ爲掘開ニ付復舊ヲ要ス
同	貳百坪	同	〇一〇	二〇〇〇	部隊集合ノ爲踏荒シタル作物損害
雜木	至五百本(徑自二寸至五寸長六尺)	一本	〇一〇	五〇〇〇	射界清掃及陣地進入路修繕ノ爲伐採
何々々	、	、	、	、	、
何々々	、	、	、	、	、
何々々	、	、	、	、	、

但シ昭和何年何月何日及何月何日ニ於ケル損害
(損害物件内課書)(附表第三参照ノ通)
右請求候也

昭和何年何月何日

何縣何郡何町(村)長 氏

名 〇

何々御中

注意 一 集計上賠償金額ニ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ各人毎ニ切捨ツルコト
二 本書ハ正副各一通ヲ要ス

附表第三 (用紙半紙罫紙)

損害物件内課書

損害物件ノ名稱	數量	請求書ト對照用番號	住	所	所有者氏名
麥	何坪	壹	何縣何郡何村何番地	何	某
同	、	、	、	、	、
同	、	、	、	、	、
雜木	何本	參	、	、	、
同	、	、	、	、	、
同	、	、	、	、	、

注意 本書ハ正副各一通ヲ要ス

第二章 演習陪觀並拜觀

第一節 演習陪觀

陸軍特別大演習に際し參謀本部は、地方官民を陪觀・特別拜觀・團體拜觀の三種に區分して、演習の實況を拜觀せしめたるが、野外統監部に於て特に陪觀の光榮に浴したる本市關係者・本市所在の官衙長・學校長・其の他の者の職氏名及陪觀證の様式等は左記の如し。

演習陪觀者職氏名 (縣及在郷將校を除く)

前橋市長 江原桂三郎

兵 事

前橋市助役 堀 康雄
 前橋市收入役 大島 福太郎
 前橋市會議長 羽生 田俊次
 前橋市會副議長 角 田 慶助
 前橋地方裁判所長判事 石 田 伊太郎
 前橋地方裁判所檢事局檢事正 南 部 金 夫
 退職判事 吉 田 禎 佑
 前橋 舊藩主 伯爵 松 平 直 富
 前橋區裁判所監督判事 奈 良 武 一
 前橋區裁判所判事 大 野 豹 吾
 前橋 稅務署長 上 島 清 二
 前橋 刑務所長 長 谷 川 鐘 太郎
 前橋 郵便局長 今 井 富 次
 前橋 警察署長 清 水 生 松
 群馬縣農事試驗場長 久 保 貞 次
 前橋 測候所長 室 伏 万 吉
 群馬縣蠶業試驗場長 岩 坪 時 藏
 群馬縣穀物檢査所長 高 橋 武 雄

群馬縣學院長 近 藤 基 平
 群馬縣師範學校長 中 山 正 心
 群馬縣女子師範學校長 樋 渡 熊 雄
 群馬縣立前橋中學校長 松 下 雅 雄
 群馬縣立前橋高等女學校長 鈴 木 勇 次 郎
 群馬縣立勢多農林學校長 石 田 彰 郎
 群馬縣立勢多農林學校長 倉 林 佐 市
 群馬縣盲啞學校長 塚 越 萬 平
 前橋工業學校長 田 中 駒 治
 前橋商業學校長 山 田 武 治
 前橋市高等家政女學校長 佐 藤 鏡 太郎
 前橋市圖書館長 田 中 龜 一
 前橋市久留方高等小學校長 羽 中 耕 作
 前橋市桃井尋常小學校長 石 鳥 村 耕 猛
 前橋市中川尋常小學校長 牧 辰 雄
 前橋市城南尋常小學校長 中 昌 房 助
 前橋市數島尋常小學校長 星 野 元 治
 群馬縣會副議長 星 野 元 治

(表)

昭和九年陸軍特別大演習陪觀證

身分	氏名
----	----

(裏)

一、本證ハ一人一枚限リトシ表記ノ者ノ外使用スルコトヲ得ス
 二、本證ヲ有スル者ハ昭和九年特別大演習並同觀兵式ヲ統監部指定ノ場所ニ於テ陪觀スルコトヲ得
 尙本證ヲ以テ 陛下前橋驛著御當日奉迎ノ爲同構内ニ參集並拜謁若ハ天機奉伺ノ爲大本營ニ參入スルコトヲ得
 (拜謁若ハ天機奉伺ノ資格並日時ハ宮内省ノ定ムル所ニ依ル)
 三、本證ハ憲兵、警察官ヨリ需メラレタルトキハ之ヲ提示スルモノトス

尙、右陪觀許可者以外ノ本市係員にして、公務を以て野外統監部、其ノ他統監部指定位置に出入ノ必要上、統監部より統監部關係員證並腕章を交付せられたるもの氏名及統監部關係員證ノ様式は左ノ如シ。

庶務係長	主 事	新 井 保 彦	奉 迎 係	書 記	川 浦 近 治 郎
奉 迎 係 長	主 事	今 井 雅 一 郎	庶 務 係	書 記 補	清 水 政 次
接 伴 係 長	主 事	伊 能 健 一 郎	新 聞 係	書 記	阿 久 澤 龍 雄
兵 事 係 長	主 事	中 元 信 太 郎	兵 事 係	書 記	福 田 林 造
庶 務 係	書 記	小 野 正 利	兵 事 係	書 記	吉 野 修 治
工 營 係	技 手	兒 島 定 吉			

(表)

昭和九年特別大演習 統監部關係員證

身分	氏名
----	----

(裏)

一、本證ハ公務ヲ以テ野外統監部若ハ統監部指定ノ位置ニ出入ヲ許可セシ者ニ交付ス
 二、前項ノ場所ニ出入スル場合及特ニ需メラレタルトキハ憲兵又ハ警察官ニ之ヲ提示スルモノトス

第二節 傷 痍 軍 人

八月二日演兵第二十九號を以て、縣兵務部長より「傷痍軍人調査ニ關スル件」に併せ、演習陪觀を希望する傷痍軍人に對しては、特に野外統監部附近に於て奉送迎を爲し、陪觀を差許さるる旨通牒あり。依て之を各區長に移牒すると共に、係員は各區長と協力調査の上、傷痍軍人名簿(第二篇第十一章第三節參照)を作製、九月五日縣に提出せり。
 翌十月十日演兵第四十二號を以て、縣兵務部長より「傷痍軍人演習陪觀者ノ演習前夜宿泊希望調査ノ件」照會ありたるを以て、各傷痍軍人に對し左記通知を發し、之が希望の有無を徴したり。

演發第三六二號
 昭和九年十月十八日
 各 傷 痍 軍 人 宛
 兵 事

前 橋 市 長
 六二三

傷痍軍人演習陪觀者ノ演習前夜宿泊希望調査ノ件

其ノ筋ヨリ演習陪觀希望者中陪觀前夜集合場所ニ於テ宿泊希望者調査方照會有之候ニ就テハ左記事項御熟覽ノ上來ル十日迄ニ別紙様式ニヨリ申報相成度及通知候
追テ時日切迫ノ折柄期日ニ遅レサル様御提出相成度若シ期日ニ提出ナキモノハ宿泊希望ナキモノトシテ取扱フ可キニ付申添ヘ候

一、陪觀日時ハ演習第一日ヨリ第三日迄ノ間各一日ヲ縣ニ於テ選定シ野外統監部附近指定席ニ於テ陪觀セシムルモノトス
(前橋市ハ第三日)

二、宿泊場所及區域 (豫定ナルヲ以テ變更スルコトアルヘシ)

- (1) 演習第三日ノ前夜 (十一月十二日夜)
- | | |
|------|-----------------------------|
| 宿泊場所 | 高崎市小學校 |
| 區域 | 勢多郡 群馬郡 碓氷郡 吾妻郡 利根郡 佐波郡 山田郡 |
| | 前橋市 高崎市 桐生市 新田郡ノ一部 |

三、所要經費

- (1) 自宅ヨリ宿泊場所迄ノ汽車、電車、自動車等乗物代ハ自辨トス
 (2) 宿舍ノ寢具及食事(夕食、朝食、辨當)ハ縣ニ於テ負擔ス
 (3) 宿泊場所ヨリ陪觀指定地迄ノ乗物ハ縣ニ於テ用意ス (縣負擔)

(4) 陪觀指定地ヨリ歸路ノ乗物等ハ自辨トス

四、陪觀證及徽章及必要ナル注意事項ハ後日交付ス

(別紙)

(一) 宿泊希望者申告ノ件

住	所	氏	名	備	考
---	---	---	---	---	---

(二) 陪觀希望者ニシテ宿泊セサル者

住	所	氏	名	備	考
---	---	---	---	---	---

備考

- 一、宿泊希望ト否トニヨリ一方ニ記入報告スルコト
 二、附添人ヲ必要トスルモノニシテ宿泊ヲ要スル者ニ付テハ附添人ナルコトヲ明記備考欄ニ其ノ氏名ヲ掲記シ置クコト

右調査の結果、陪觀希望者三十六人中、二十一人の宿泊希望者ありたるを以て、同月二十二日縣に報告したり。

十一月二日縣兵務部長より、傷痍軍人陪觀證、陪觀心得、陪觀許可通知狀等の送付ありたるを以て、直に本人に交付し

たり。斯くて前記の宿泊希望者二十一人は、十二日夜高崎市片岡小學校に一宿し、翌十三日早朝出發、其の他は本市より直接、山名野外統監部附近に於ける指定の場所に到着、大演習掉尾の激戦を陪觀したり。

此の日畏くも 大元帥陛下には、中島侍從武官を御差遣遊ばされ、傷痍軍人に對し 容旨を傳達せしめらるると共に、御紋章入御煙草を下賜あらせられたり。(傷痍軍人名簿は第二篇第十一章第三節參照)

第三節 特別拜觀

縣特別拜觀に關しては、九月八日縣兵務部長より、左記通牒に接したるを以て、該當の資格者を調査し、九月二十二日縣に報告せしに十一月二日許可あり。別記名簿の者は十一月十三日山名方面に於て、壯烈なる演習實況を拜觀したり。

演兵第三二號

昭和九年九月八日

兵 務 部 長

市 町 村 長 殿

縣特別拜觀者調査ニ關スル件

今秋御舉行アラセラルヘキ陸軍特別大演習ニ際シ演習陪觀資格者ノ外別記記載ノ者ハ縣特別拜觀者トシテ野外統監部附近ニ定メラレタル拜觀場所ニ於テ統監部職員説明ノ下ニ拜觀スルコトヲ得ルモノニ有之候ニ付テハ拜觀希望者御取辦ノ上別記様式ニ依リ二通ヲ九月三十日迄ニ無相違報告相成度

追テ右資格者ト雖收容場所ニ制限有之從ツテ拜觀ヲ許可セラルヘキ人員ハ相當制限セラルル場合有之ヘク候條御了知

相成度尙資格者中確實ニ拜觀シ得ルモノノミニ付調査セラレ度拜觀日時及場所等ニ付テハ別ニ指示セラルルモノニ付爲念申添候

記

縣特別拜觀者資格

- 一 縣會議員(正副議長ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 二 副議長又ハ市參事會員タル市會議員(三市會議長及前橋市會議員長ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 三 官衛長並奏任待遇以上ノ職員(前橋市及其ノ隣接町村ニ在ル奏任待遇以上ノ官衛長ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 四 官立學校奏任待遇以上ノ職員、公私立中等學校長並奏任待遇以上ノ職員(官立學校勸任待遇以上ノ校長、職員及前橋市並其ノ隣接地ニ在ル公私立中等學校長ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 五 奏任待遇以上ノ神職(官國幣社宮司ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 六 六名以上ノ兵役服務者ヲ出シタル家ノ戶主
- 七 各種褒賞拜受者
- 八 感狀受領者
- 九 奏任待遇ノ小學校長(前橋市奏任待遇ノ小學校長ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 一〇 桐生市助役、收入役(三市長及前橋市、高崎市助役收入役ハ別ニ取扱ハルル見込)
- 一一 町村長及佐波郡芝根村助役、收入役、兵事係主任
- 一二 野外統監部ニ使用セラルル土地ノ耕作者若ハ使用者
- 一三 郡市聯合國防義會長

- 一四 特別大演習用及地方行幸先建物管理者
- 一五 特別大演習又ハ地方行幸ニ關係アル私設鐵道軌道會社社長
- 一六 赤十字社有功章佩用者
- 一七 濟生會有功章佩用者
- 一八 在郷軍人會有功章受領者
- 一九 愛國婦人會特別有功章佩用者
- 二〇 帝國飛行協會有功會員
- 二一 帝國軍人後援會有功會員
- 二二 海軍協會維持會員(但シ壹千圓以上離出者)
- 二三 千圓以上ノ軍事金品獻納者
- 二四 商工會議所會頭副會頭及前橋商工會議所常議員
- 二五 市特別大演習係長及市兵事係主任
- 二六 國有鐵道及私設鐵道特別大演習又ハ地方行幸ニ關係アル驛ノ驛長
- 二七 各種事業功勞者(縣ヲ一圓トスル主要團體代表者ヲ含ム)
- 二八 其ノ他名望家

備考

- 一 第三、第四、第一五、第二六號ニ付テハ直接該當者ニ照會調査スルヲ以テ市町村ニ於テ調査スルニ及ハス
- 二 同一人ニシテ二以上ノ資格ヲ有スル者ハ何レカ一資格中ニ入レ重複ヲ避クルコト

三代人ハ之ヲ認メス
(別記様式)

資格	住	所	官	職	氏	名
----	---	---	---	---	---	---

備考 用紙ハ美濃野紙トス

縣特別拜觀者名簿 (順位不同)

資格	住	所	官	職	氏	名
縣會議員	片貝町七	縣	會議員	勝山益太	勝山	清太郎
同	堀川町一〇	同	同	阿部善清	阿部	周造
同	神明町一	同	同	小林周	小林	藤太郎
市參事會員	榎町三五	市	會議員	石崎良太	石崎	野隆
同	本町一二	同	同	鹿野唯	鹿野	西登
同	岩神町七二	同	同	大野唯	大野	林久
同	萩町二七九	同	同	大野唯	大野	林久
同	才川町一〇二	同	同	片倉久	片倉	富次
同	萩町二〇	同	同	片倉久	片倉	富次
同	連雀町五	同	同	道下富	道下	村次
同	向町七二	同	同	木村次	木村	村次

兵 事

赤十字社有功章佩用者

- 田中町四四
- 才川町乙四一七
- 小柳町三六
- 榎町六
- 榮町九
- 榮町五五
- 堀川町六七
- 高田町四七八
- 百軒町一八
- 石川町八
- 南曲輪町九四
- 北曲輪町四三
- 神明町五九
- 岩神町二四一
- 岩神町八一
- 前代田一二七
- 萩町一一二
- 北曲輪町一七
- 神明町六三
- 堅町八
- 桑町六

前橋商工會議所副會頭

- 池昌龍
- 金井常
- 今井庄
- 野村重
- 西澤太
- 海津忠
- 湯山作
- 須田丙子
- 橋本
- 田中
- 羽鳥
- 野村
- 木村
- 新井
- 横地
- 横川
- 原田
- 金澤
- 三川
- 西川
- 鈴木

六三二

商工會議所常議員

- 堅町五六
- 諏訪町六二
- 榮町三一
- 清王寺町五三二
- 一毛町二三三
- 百軒町六二
- 琴平町九
- 萩町二四二
- 清王寺町一八四
- 芳町八八
- 堀川町六五
- 紅雲町八二
- 連雀町三一
- 紅雲町乙二三一
- 清王寺町二三三
- 萩町一二ノ一
- 清王寺町三〇八
- 南曲輪町一九
- 岩神町一六六
- 田中町四六
- 北曲輪町六〇

前橋商工會議所常議員

- 八木原良
- 田村榮
- 佐藤金
- 奈良
- 新井保
- 今井
- 伊能
- 中元
- 福田
- 瀧澤
- 島岡
- 桑原
- 宮澤
- 平野
- 關野
- 小井
- 中西
- 豐國
- 富塚
- 三輪
- 齋藤

六三三

兵 事

兵 事

各種事業功勞者

岩神町一四九
才川町四九
田中町一〇九
曲輪町一〇五
國領町三九九
細ヶ澤町三三
岩神町九〇
本町三四
紅雲町四一
横山町六
田中町五七

六三四
金子 尚雄
平田 健太
亦野 八百
篠原 秀吉
井出 仁作
高山 守衛
杉山 寅雄
中山 仙藏
中村 善右衛門
下手 録五郎
岩崎 吉

第四節 團體拜觀

五月十一日祕演兵第六號を以て、縣兵務部長より「特別大演習拜觀團體ニ關スル件」照會あり。依て各團體長に左記通牒を發したるに、別記團體より之が希望の申込に接したるを以て、六月一日縣兵務部長に報告し置きたる所、十月二十九日申込全部に對して許可あり。該團體は十一月十三日山名方面に於て、勇壯なる演習實況を拜觀せり。

演收第四六號

昭和九年五月二十一日
各 團 體 長 殿

前 橋 市 長

特別大演習拜觀團體ニ關スル件照會

今秋舉行セラルル特別大演習ニ際シ學校、青年團其ノ他公共團體ニシテ演習拜觀願出ノ者ニ對シテハ參謀本部ニ於テ拜觀ニ便ナル地點(鹵簿奉拜ニハ必スシモ便ナラサル所アリ)ヲ指定シ且將校ヲシテ指示説明ノ便宜ヲ與ヘラルル趣ニ付希望ノ向ハ左記様式ニ依リ三通ヲ來ルニ依リ御提出相成度 尙演習拜觀日時ハ十一月十一日ヨリ十三日迄ニ有之候へ共拜觀人員著シク多數ナルトキハ都合ニ依リ人員ヲ制限セラルルコトアル趣ニ付豫メ御承知相成度申添候 追テ期日迄ニ提出ナキ時ハ希望ナキモノトシテ取扱ヒ可致

(様式)

第 號
年 月 日
前 橋 市 長 宛

代 表 者 氏 名 印

記

拜觀團體名	指揮者住所氏名	人員	拜觀希望日時

右提出候也

兵 事

- 二 拜觀者ハ靜肅ヲ守リ軍隊ノ指揮號令ヲ妨害セサル様注意スルコト
- 三 拜觀者ハ何レノ場所ニ於テモ軍旗ニ遭遇シタル場合ハ敬禮ヲ爲スコト
- 四 拜觀者ハ可成團體ヲ成シ引率者ヲ定メ各個ニ行動セサル様注意スルコト
- 五 拜觀者ハ演習係員又ハ陪觀用ノ徽章其ノ他ノ標識ト紛ハシキ物ヲ用ヒ或ハ旗幟等ヲ掲ケサルコト
- 六 老幼者病弱者ニハ必ス相當ノ保護者ヲ附シ特ニ小兒ハ迷子トナラサル様注意スルコト
- 七 拜觀者ハ耕地ニ立入り其ノ他農作物ヲ踏ミ荒シ又ハ垣塙樹木等ヲ毀損スルカ如キコトナキ様注意スルコト
- 八 軍隊ノ通路ヲ填塞シ又ハ散兵線若ハ密集部隊ノ正面ニ停止シ或ハ伏兵潛行兵ノ附近ニ集合スル等軍隊ノ行動及射撃ノ妨害トナラサル様注意スルコト
- 九 軍隊ノ行軍ニ遭遇シタルトキハ隊伍間ニ混リ或ハ先頭ニ進ミ又ハ追尾シテ軍隊ノ進行ヲ妨害スルカ如キコトナキ様注意シ可成他ノ道路ヲ探ルカ又ハ相當ノ間隔ヲ置キテ後方ヨリ進行スルコト
- 一〇 橋上四道又ハ水田中ヲ通スル道路等ニ於テ砲兵及騎兵部隊等ト遭遇シタル時ハ可成速ニ通過シ之等ノ場所ニ停止シテ拜觀スルカ如キコトナキ様注意スルコト
- 一一 軍隊ノ休憩中ト雖其ノ附近ニ集合シ又ハ銃器ノ置場軍馬繫留所糞糞ノ集積地等ニ近寄ラサルコト

- 一二 防禦陣地歩哨線又ハ軍隊露營地附近ニ集合シ或ハ露營セサルコト
- 一三 演習中ハ晝夜ニ拘ラス喇叭ヲ吹奏シ又ハ屋外ニ於テ焚火ヲ爲シ、或ハ煙火ヲ打上ケ若ハ獵銃其ノ他發砲等ヲナササル様注意スルコト
- 一四 砲兵陣地附近ハ危險多ク從來ノ演習ニ於テ即死者又ハ重傷者ヲ出シタル例尠カラサルヲ以テ陣地前方ニ接近セサルハ勿論假令後方ト雖突如砲車ヲ轉廻スルコトアルヲ以テ砲車ニ付テハ特ニ注意ヲ拂フコト(砲車ノ位置百米以内ハ最危險多シ)
- 一五 小銃重機關銃ト雖空砲發射中(小銃五十米、機關銃百米以内)ハ勿論兵器ノ手入中ニ於テモ危險多キヲ以テ接近セサルコト小銃空砲及打發藥莢照明彈等モ亦危險ノ虞アルヲ以テ之ヲ收得シタルトキハ速ニ警察官吏又ハ憲兵ニ届出ツルコト
- 一六 糞糞集積地、航空機格納庫又ハ彈藥庫ノ附近ニ於テハ喫煙セサルコト
- 一七 臨時架設ノ電線ハ其ノ架設方法極メテ簡單ニシテ樹木ニ添加シ又ハ地上ニ敷設スルヲ以テ之ニ觸レサル様注意シ若切斷損傷等ヲ發見シタルトキハ軍隊、警察官吏又ハ憲兵ニ通報スルコト
- 一八 軍馬ニシテ白布ヲ覆ニ付セルモノハ咬癖尾毛ニ附セルモノハ蹴癖アルヲ示スモノナルカ故ニ之等ニハ特ニ注意シテ近寄ラサルコト
- 一九 負傷兵疾病者アルトキハ警察官吏憲兵又ハ市町村吏員ニ通報スルコト

- 二〇 演習中ハ軍帽ト紛ハシキ袴ノ鉢巻アル帽子ニハ白以外ノ布ヲ以テ之ニ覆フ附スルコト
- 二一 飛行機觀覽ニ付テハ左ノ各號ニ注意スルコト
 - イ 飛行機ノ許可ヲ付シテ飛行場ニ立入ラサルコト
 - ロ 飛行場ニ至ル道路ハ交通頻繁ニ付路上ニ立塞サルコト
 - ハ 飛行機離陸著陸方向ニ位置スルハ極メテ危險ニ付注意スルコト
- ニ 著陸後ト雖全然停止スル迄ハ危險ニ付注意スルコト
- ホ 不時著陸ノ狀態ヲ示シタルトキハ其ノ近傍ニ在ル者ハ直ニ退避スルカ若ハ樹木家屋堤防等ノ許ニ集合スルコト若其ノ邊ナキ

第三章 觀兵式陪觀

第一節 陪觀希望取纏

五月十八日觀兵式陪觀許可願出手續に關しては、縣告示に基き、市に於ては資格者ノ許可出願に便する爲、縣告示拔萃及出願用紙を印刷し、左記の通各區長宛宛部内毎戸に配布方を依頼し、又、引率成隊陪觀に關しては、各學校長・各青年訓練所主事に對し、別記通牒を發送せり。

演發第五六號

兵 事

トキハ直ニ伏臥スルコト

- ヘ 飛行機ノ降下ハ概ネ發動機ノ爆音不規則又ハ停止アロベラノ廻轉緩徐ナル等ノ顯著ナル異狀ニ依リテ之ヲ豫知スルコトヲ得ルヲ以テ、濫リニ周章狼狽シテ著陸ノ支障ヲ來サシメサル様注意スルコト
- ト 飛行機ノ著陸ニ際シ異狀ヲ認メタルトキハ速ニ救護ニ努メ一面最寄軍隊又ハ警察官吏若ハ演習係員ニ急報スルコト
- チ 不時著陸ノ際人命ニ異狀アリタルトキハ救護上必要アルモノヲ除キ器材ハ其ノ儘トシ當局ノ臨場アル迄現狀ヲ保持スルコト

兵 事
昭和九年五月二十三日
各 區 長 宛

前 橋 市 長
六四〇

特別大演習觀兵式陪觀資格者出願書等配付方ノ件

今秋舉行セラルヘキ特別大演習觀兵式陪觀許可ノ件ニ關シ別紙(群馬縣告示第二百四十二號拔萃)ノ如ク告示相成候ニ就テハ別送ノ告示拔萃並出願用紙各一枚ヲ貴區内毎戸ニ漏レナク配布ノ上必ス期日迄ニ市兵事係ニ提出セシムル様取計ヒ相成度此段御依頼候也

追テ願書不足ノ家庭ハ便宜調製ノ上提出方御配意相煩シ度申添候

(別紙)

群馬縣告示第二百四十二號 (拔萃)

- 第一、特別大演習觀兵式場ハ高崎市附近ノ豫定
- 第二、特別大演習觀兵式陪觀ヲ許可セラルヘキ者ノ資格左ノ如シ
- 一、親任官、同待遇者、勅任官、同待遇者及其ノ家族
- 二、貴衆兩院議長、同議長、同議員及其ノ家族
- 三、有位有勳者、有爵者、各宗派管長及其ノ家族
- 四、高等官、同待遇者、縣(市)會議長、同副議長、同議員、特別大演習ニ關係セル判任文官、地方委員及其ノ家族
- 五、傷痍軍人、同家族及軍人遺族
- 六、(削除)
- 七、紅綬褒章、綠綬褒章、藍綬褒章、黃綬褒章、紺綬褒章拜受者

- 八、神職、各宗教師、文部省功績狀受領者、軍資金品百圓以上獻納者、恤兵金品百圓以上寄附者、愛國恤兵會ニ百圓以上寄附者、濟生會有功會員、神宮奉贊會ニ百圓以上寄附者
- 九、赤十字社職員、同社員、武德會員、帝國海軍協會、海軍協會、日本海員救濟會、帝國軍人後援會、報效會役員、帝國水難救濟會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、忠勇顯彰會員、同仁會員、帝國飛行協會、新聞通信員
- 三、陸海軍大臣ノ表彰シタル軍事功勞者、內務大臣ノ表彰シタル者、各教育會ノ會員、市尙武會員、青年團員、縣(市)醫師會同業醫師會、同商科醫師會、同獸醫師會、同農會、辯護士會、地方森林會、大日本蠶絲會縣支會、畜産組合聯合會ノ各會長副會長、府縣知事ノ表彰シタル者、商工會議所會頭、同副會

頭、同議員

二、(削除)

- 第三、觀兵式陪觀ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ資格住所氏名ヲ具シ五月三十日迄ニ市長ニ申出ツヘシ
- 但シ現役將校、同相當官、准士官、下士官及其ノ家族、在郷陸海軍將校、同相當官、准士官及其ノ家族並在郷軍人會員、在郷軍人會、有功章受領者ヲ除ク
- 前項第一號第二號ニ掲ケル陪觀資格者ハ本人ヨリ知事ニ(市經由)各官廳ニ奉職スル者(家族ヲ含ム)ハ本人ヨリ官衙長ニ申出テ公私立中等學校ノ職員生徒ニ在リテハ學校ニ於テ取經メ官衙長又ハ學校長ヨリ市經由前記ニ準シ知事ニ申出ルモノトス
- 第四、第二項ニ掲ケル陪觀資格者以外ノ公共團體等ニシテ陪觀希望ノ向ハ其ノ名稱、目的、事業ノ概要、團體員ノ員數及規約會則等(貳通)ヲ具シ前項ニ準シ其ノ旨申出ツヘシ
- 第五、觀兵式場ノ都合ニ依リ陪觀者ノ數ハ之ヲ制限セラルルコトア

陸軍特別大演習觀兵式陪觀許可願 (一人ニ付一枚トス)
昭和 年 月 日 氏 名 印
前 橋 市 長 殿

- 第六、觀兵式陪觀ヲ許可セラルヘキ者(引率成隊ノモノハ引率者ノミ又本人ト同行スル家族ハ本人ノミ)ニ對シテハ陪觀證ヲ交付セラルルヲ以テ陪觀當日ハ必ス持參ヲ要スルモノトス

- 備 考
- 一、尙武會員ハ世帯主トス
 - 二、第三項中現役軍人在郷軍人ニシテ有位有勳者ハ第二項第三號ニヨリ申請スルモノトス
 - 三、感狀受領者、金鷄勳章拜受者並ニ前項第九號中赤十字社員ニシテ有功章所持者ハ願書ニ其ノ旨ヲ明瞭ニ記入ノコト
 - 四、本人ト同行スル家族ニ在リテハ願書備考欄ニ家族ノ數ヲ何人ト記入スルコト
 - 五、願書資格別欄ニハ該當資格(前記順位ニヨリ)全部ヲ記入ノコト
 - 六、期日迄ニ願書提出ナキ者ハ希望ナキ者トシテ處理ス

資 格 別	職業及 勤務先	現 住 所	氏 名	備 考
		前橋市 町 番 地		

兵 事

演發第五三號

前 橋 市 長

昭和九年五月二十二日
公立各學校長
各青年訓練所主事
私立各學校長

特別大演習觀兵式引率成隊陪觀ニ關スル件

今秋行ハルル特別大演習觀兵式陪觀ニ關シ職員・學生・生徒・兒童ニシテ引率成隊トシテ許可ヲ受ケムトスル向ハ左記様式ニヨリ五月三十日迄ニ本市經由出願相成度

記

陸軍特別大演習觀兵式陪觀許可願

學 校 名 冊

學校訓練所別	學校訓練所所在地	引率者職氏名人員	現役配屬將校官氏名

年 月 日

群馬縣知事宛

而して前記抜萃には省略せしも、縣告示第二の六項には、引率成隊の規定ありて、青年團員は之に含まれず、又十項には、一家より多數の兵役服務者を出すも、表彰せられざる家の代表者は、之に含まれざることを遺憾とし、本市に於ては此等未表彰者の家の代表者及青年團を引率成隊として、此の空前の光榮に浴せしめたる意圖より、參謀本部に對し照會の結果、幸にして其の恩典に接せしむることを得たり。其の往復文書左の如し。

演發第五二號

前橋市長 江 原 桂 三 郎

昭和九年五月二十一日
參謀本部副官 矢木孝治殿

特別大演習觀兵式陪觀ノ件照會

標記ノ件ニ關シ群馬縣廳ヨリ調査方照會有之候へ共左記ノ件縣ニ於テモ不明ニ付至急何分ノ御指示相成度此段及照會候也

記

一、一家ヨリ多人數兵役服務者ヲ出シテ表彰セラレタル家ノ代表者中ニ目下(昭和七年)申請中ニシテ未タ表彰ナキ家ノ代表者モ含マレタシ
右理由ハ昭和七年二月二十二日附ヲ以テ同時ニ(群馬縣經由)該當者七十名ヲ申請セシ處現在迄ノ表彰者十四名ニシテ未表彰者五十六名アリ之等ハ何レモ表彰ノ條件ニ適ヒタル者ト思考候モ表彰時ノ遅速(申請以來既ニ二ヶ年餘)ニ依リ觀兵式陪觀ノ榮ニ浴セサル者ヲ生スル場合ハ國家ノ功勞者トシテノ取扱ニ不公平ヲ來シ之等市民ニ對スル取

扱上市トシテ頗ル困難ヲ感スル場合アルニ付今回ニ限り特ニ申請中ノ者モ同様ニ取計ハレタシ
 二、青年團員ハ個人トナリ居ルモ團員六百五十名アルニツキ引率成隊ノ諸學校職員同學生及青年訓練所生徒ト同様引率成隊中ニ含マレタシ

特管第五號ノ十

特別大演習觀兵式陪觀ノ件回答

昭和九年六月二日

參謀本部副官

矢 木 孝 治

前橋市長 江原桂三郎殿

五月二十一日附演發第五十二號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件左記ノ通及回答候也

追テ群馬縣廳ニハ本回答ノ要旨ヲ通牒致置候ニ付爲念申添候

記

- 一、一家ヨリ多人數兵役服務者ヲ出シ表彰セラレタル家ノ代表者中ニ未タ表彰セラレサルモ目下申請中ニシテ表彰セラレ見込ノ者ヲ含マシムルコト差支無之候
- 二、青年團員ハ多クハ青年訓練所生徒等ノ先輩ナルト大演習事務委員ノ補助員等トシテ演習業務ニ服スル爲從來個人ノ取扱ト相成候モ引率成隊中ニ含マシメラルルコト當方トシテハ何等異存無之候但他ノ市町村トノ關係モ有之ニ付縣當局トモ御協議ノ上可然御處置相成度候

斯くて全市民中よりの、陪觀希望者取纏めを了し六月十九日縣に報告したり。其の資格別出願者數左の如し。

陸軍特別大演習觀兵式陪觀許可出願者調

(本表ハ本市ニ該當ノ分ノミ掲記ス)

告示資格區分	資 格 別	總計人員	資格者員數	同上家族數	小 計
第三號	5 從四位又ハ勳三等以上ノ金鷄勳章拜受者	七二一	一		一
	7 從四位又ハ勳三等以上ノ有位有勳者		三	一	四
	8 正五位又ハ勳四等以下ノ金鷄勳章拜受者		三〇	三七	六七
	10 正五位又ハ勳四等以下ノ有位有勳者		三一五	三二四	六三九
	13 高等官同待遇者及其ノ家族		七	一二	一九
第四號	14 市長、助役及其ノ家族	二八七	二		二
	15 縣會議長同副議長同議員及其ノ家族		二	四	六
	16 市會議長及同副議長同議員及其ノ家族		二八	二〇	四八
	17 特別大演習ニ關係セル判任文官及其ノ家族		八三	三四	一一七
	20 地方委員及其ノ家族		五八	三七	九五
第五號	21 傷痍軍人及其ノ家族	二二六	六	五	一一

計	第十一號 (特ニ詮議 キモノ)				第十號					53 帝國飛行協會員	54 新聞通信員
	78 市青年團員	77 市尙武會員	76 市教育會員	75 縣郡市町村國防義會役職員	74 海軍協會員	73 商工會議所會頭、副會頭、議員	72 知事ノ表彰シタル者	65 縣、市商科醫師會長、副會長	57 主務大臣ノ表彰シタル者		
六、七〇七	二〇四				一〇七					二八	一三
六、三三三	四二	一四四	一三	二	三	七	四	五	一	九〇	二八
四七四										九〇	二八
一、〇〇九	四一	一四四	一三	二	三	七	四	五	一	九〇	二八

第九號	第八號	第七號	第六號			22 軍人遺族
			26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	
49 愛國婦人會員	37 恤兵金品百圓以上寄附者	28 綠綬褒章拜受者	26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	22 軍人遺族
43 武德會員	34 各宗教師	31 紺綬褒章拜受者	26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	22 軍人遺族
42 赤十字社員	33 神職	30 多額納稅者	26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	22 軍人遺族
41 赤十字社員(有功章所持者)	32 各宗教師	29 綠綬褒章拜受者	26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	22 軍人遺族
40 赤十字社員	31 各宗教師	28 綠綬褒章拜受者	26 同青年訓練所生徒(職員ヲ含ム)	25 同青年訓練所職員(青年團ノ職員ヲ含ム)	24 引卒成隊諸學校學生生徒兒童(職員ヲ含ム)	22 軍人遺族
1,044	27	2	4,299	911	2,991	15
二四五	一七	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	六八一	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	六	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	五四	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	一四	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	六	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	一四	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	一七	一	三九七	九一一	二、九九一	一五
	二四五	一	三九七	九一一	二、九九一	一五

第二節 陪觀者心得

十月三十日公布せられたる、陸軍特別大演習觀兵式陪觀者心得の全文左の如し。

◎群馬縣告示第五百五十一號 (演兵)

昭和九年陸軍特別大演習觀兵式陪觀者心得左ノ通定メラル

昭和九年十月三十日 群馬縣知事 金 澤 正 雄

昭和九年陸軍特別大演習觀兵式陪觀者心得

第一 十一月十四日午前九時三十分ヨリ高崎練兵場ニ於テ特別大演習觀兵式ヲ舉行アラセラル

觀兵式ハ閱兵式、分列式共ニ行ハセラルル豫定ナルモ分列式ノミヲ、又ハ全部ヲ御取止遊ハサルコトアリ

觀兵式御舉行ノ有無ハ前日ノ午後九時三十分過又ハ當日午前三時頃「ラヂオ」ニ依リ此ノ旨ヲ放送ス

第二 左ニ掲クル者ハ觀兵式ノ陪觀ヲ許可セラル

一 陸海軍將校、同相當官

二 親任官、同待遇者、勳任官、同待遇者及以上ノ家族並特ニ陪觀ヲ許可セラレタル外國武官及新聞記者、同通信員、寫眞撮影者

三 貴衆兩院議長、同副議長、同議員及以上ノ家族

四 近衛師團所屬者及第一、第二、第十四師團管内居住者ニシ

テ左ニ掲クル者

イ 有位、有勳、有爵者、各宗管長、門跡及以上ノ家族

ロ 將校、同相當官ノ家族、在職准士官、下士官及同家族、傷痍軍人及同家族、軍人遺族在郷軍人會員、在郷軍人會功章所持者

ハ 外國總領事、領事及同館員

ニ 高等官、同待遇者、縣、市會議長、同副議長及同議員、市長、同助役、特別大演習ニ關係セル判任文官、町村長、町村會議員、地方委員及以上ノ家族

ホ 引率成隊ノ諸學校職員、學生、生徒、兒童、青年訓練所ノ職員、生徒

ヘ 紅綬褒章、綠綬褒章、藍綬褒章、黃綬褒章、紺綬褒章受領者

ト 多額納稅者、神職僧侶、各宗教師、文部省教育功績狀受領者、赤十字社有功章受領者、軍資金百圓以上獻納者、恤兵金百圓以上寄附者、濟生會有功會員、神宮奉養會ニ百圓以上寄附者

チ 赤十字社職員及社員、武德會員、帝國海軍協會員、日本

海員救濟會員、海軍協會員、帝國軍人後援會員、報效會員

帝國水難救濟會員、日本體育會員、愛國婦人會員、大日本國防婦人會員、忠勇顯彰會員、同仁會員、帝國飛行協會員

リ 一家ヨリ多數ノ兵役服務者ヲ出シ表彰セラレタル家ノ代表者、陸海軍大臣ノ表彰シタル軍事功勞者、内務大臣ノ表彰シタル者、優良町村ノ吏員、各市教育會員、各市町村向武會員、兵事會ノ役員、青年團員、縣市醫師會、同藥劑師會、同齒科醫師會、同獸醫師會、同農會、辯護士會、地方森林會、大日本蠶絲會縣支會、青産組合聯合會ノ各會長、同副會長、縣ノ表彰者、商業會議所會頭、同副會頭、同議員

五 統監部ニ於テ觀兵式ノ陪觀ヲ許可セル者

第三 軍服着用ノ陸海軍將校、同相當官及特別大演習陪觀證所持者以外ハ統監部發行ノ陪觀證(各人一枚宛)ヲ所持スルヲ要ス

第四 陪觀者ニシテ制服ヲ着用セサル者ハ不敬ニ涉ラサル適宜ノ

第三節 陪觀許可

本市に於ける陪觀許可出願者は、前記の通其の總數六千七百七人なりしも、希望者多數の爲制限せられ、十一月二日縣兵務部長より陪觀證の送付を受けたる者は八百五人なり。同月六日同兵務部長より「觀兵式陪觀者ニ對スル注意」と題する、印刷物の送付ありたるを以て、直に陪觀者に對し交付したり。而して右許可證交付を受けたる者の資格別人員表及陪觀證の雛形左の如く。又、觀兵式當日に於ける陪觀者位置は、別紙圖面の如し。

服裝トス

第五 陪觀者ハ十一月十四日指定セラレタル入口ヨリ入場シ午前九時十分迄ニ所定ノ位置ニ就クモノトス

參集ノ爲軍隊ノ集合整列ヲ妨害セサルヲ要ス又陪觀證及要圖ニ示セル各指定入口以外ヨリ入場スルヲ得ス

軍隊ハ概ネ午前五時頃ヨリ午前八時頃ニ互リ要圖指定ノ入口ヲ通過シ集合スル管ニ付陪觀者ハ同時刻以前若ハ以後ニ參集スルヲ便トス

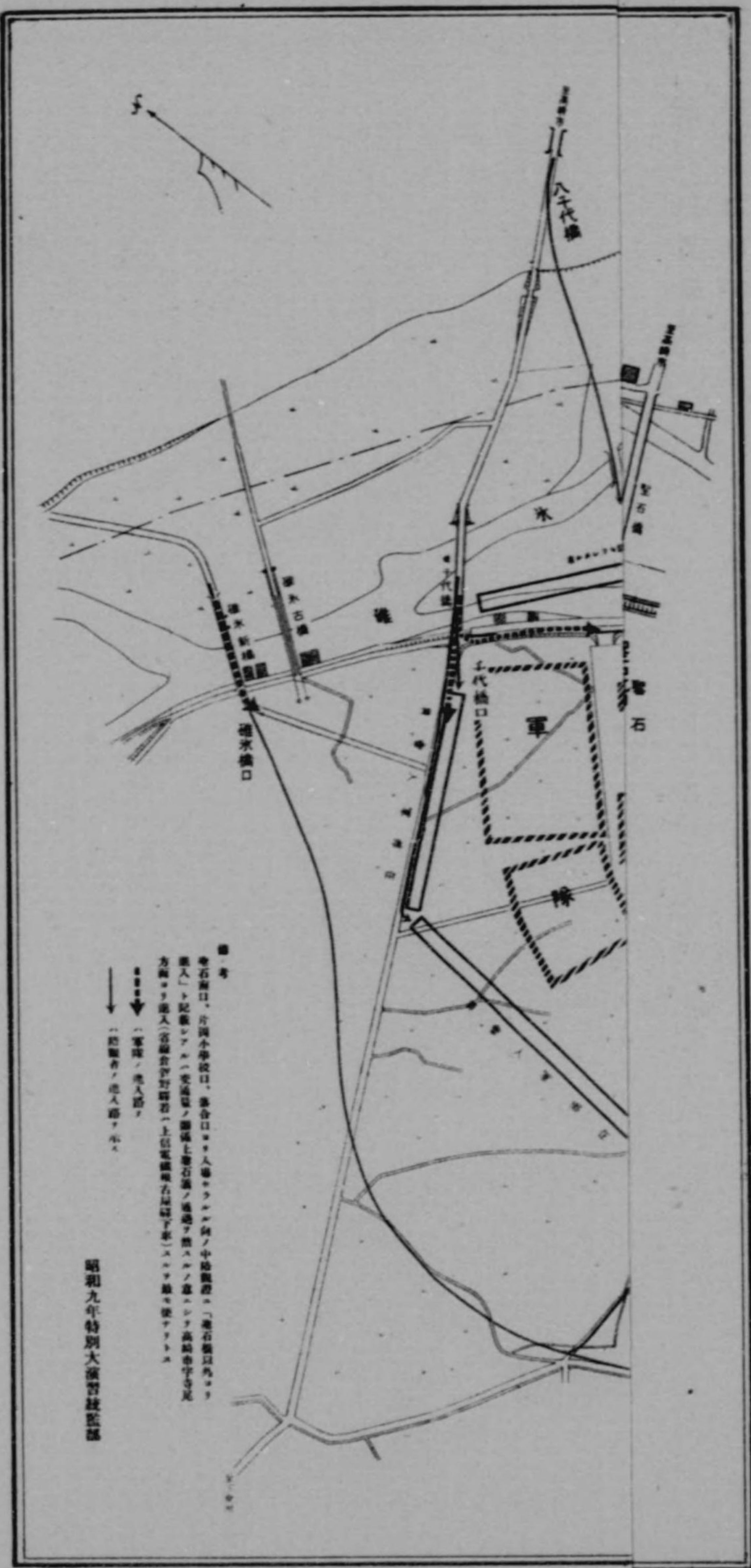
第六 觀兵式終了後 陛下還御(午前十一時四十分頃但シ分列式御取止ノ場合ニ在リテハ概ネ午前十時十分頃)アラセラレタル後モ賜饌ニ召サレタル者以外ハ軍隊退場以後ニ退散スルモノトス

第七 陪觀ノ資格アル者ト雖式場狹隘ノ爲參入ヲ制限スルコトアルルヘシ

第八 式場内ニ於テハ特ニ許可セラレタル者ノ外寫眞撮影ヲ禁ス

陸軍特別大演習觀兵式陪觀許可者資格別人員表

正五位勳四等以下ノ金鷄勳章拜受者	二七八	帝國飛行協會員	二八
正五位勳四等以下ノ有位有勳者	九二	新聞通信員	一三
高等官令待遇者及其ノ家族	七	一家ヨリ多數兵役服務者ヲ出シテ表彰セラレタル家ノ戶主	九〇
市長、助 役	二	主務大臣ノ表彰シタルモノ	一
市會議長、同副議長、同議員及其ノ家族	二八	縣市齒科醫師會長同副會長	五
特別大演習ニ關係セル判任文官	四〇	知事ノ表彰シタルモノ	四
地方委員及其ノ家族	二九	商工會議所會頭、副會頭、議員	七
傷痍軍人及其ノ家族	六	海軍協會員	三
軍 人 遺 族	一五	市國防義會役員	二
引率成隊ノ學生、生徒(職員ヲ含ム)	三三五	青 年 團 員	七
各種褒章拜受者	二	計	八〇五
多額納 稅 者	六	引率成隊ノ學校及團體內譯	
神 職	六	前橋工業學校	七〇人
各 宗 教 師	一四	前橋高等家政女學校	一〇〇
恤兵金百圓以上寄附者	一	私立共愛女學校	四〇
武 德 會 員	一七		



各青年訓練所
 商工專修學校
 私立昌賢學堂

四〇
 三七
 五

私立裁縫女學校
 計

四三
 三三五

前表の外、十一月四日縣兵務部長より、傷痍軍人家族に對し、陪觀許可證の送付ありたるも、右は曩に許可せられたる傷痍軍人の夫人に限られたるものなり。

(陪觀證雛形)

(表)

指定入口	昭和九年十一月十四日	特別大演習
聯隊口	特別大演習統監部印	特別大演習統監部印
取扱官廳(紹介者)名	身分	群
馬	縣	
氏名		

(本券ハ一枚一人限トス)

(裏)

陪觀者心得

一 觀兵式場ハ高崎市練兵場トス
 一 陪觀者ハ十一月十四日指定セラレタル入口ヨリ入場シ
 一 午前九時十分迄ニ所定ノ位置ニ就クモノトス
 一 陪觀者ニシテ制服ヲ着用セサル者ハ不敬ニ涉ラサル適宜ノ服裝トス
 一 陪觀者ハ參集及退散ノ際軍隊ノ行動ヲ妨害セサル如ク注意シ(軍隊ハ概テ午前五時ヨリ同八時ニ互リ入場ス)
 一 特ニ觀兵式終了後ニ在リテハ眼鏡ニ召サレタル者以外ハ軍隊退場以後退散スルモノトス
 一 陪觀ノ資格アル者ト雖式場狹隘ノ爲參入ヲ制限スルコトアルヘシ
 一 式場内ニ於テハ特ニ許可セラレタル者ノ外寫眞撮影ヲ禁ス
 一 觀兵式ハ多少ノ降雨アルモ行ハセラルル豫定ナルモ豪雨等ニテ其全部又ハ分列式ノミヲ取止メサセラルルコトアリ觀兵式御舉行ノ有無ハ前日夜若ハ當日午前三時前橋放送局ヨリ「ラヂオ」ニ依リ放送ス

第四章 軍隊宿營

第一節 宿營力調査

一月十六日祕社兵第三號を以て、本縣學務部長より「軍隊宿營力及米田收穫時期等調査方ノ件」照會ありたるにつき、各區長宛左記通牒を發して報告を求め、之が結果を別記の如く縣に回答せり。

親收第十一號

昭和九年一月二十四日
各 區 長 宛

前 橋 市 長

軍隊宿營力及米田收穫時期等調査方ノ件照會

本年秋季本縣下ニ於テ施行セラルル特別大演習ノ爲軍隊宿營力及米田收穫時期等調査方其ノ筋ヨリ照會越候條左記様式ニ依リ精査ノ上來ル二月五日迄ニ當廳へ到達スル如ク回答相成度候

追テ本件ハ特ニ演習上ノ祕密ヲ要スルニ付直接關係者以外ニハ祕密トシ公表セサル様取扱ハレ度申添候

記

(様式)

疊數調査表

第 區 長

町 名	全 戸 數	全 疊 數	軍隊ニ利用シ得ル戸數及疊數
			戸 數 一 疊 數

注 意

軍隊ノ利用シ得ル疊數ハ從來ノ秋季演習等ニ際シ軍隊ノ最多數宿營セシ場合ノモノヲ標準トシテ調査スルコト
米田收穫時期

例セハ 自 月 日 日 間
至 月 日 日 間

親收第十一號

昭和九年二月八日
群馬縣學務部長殿

前 橋 市 長

軍隊宿營力及米田收穫時期等調査方ノ件回答

一月十六日祕社兵第三號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之候

記

一、軍隊宿營力及米田收穫時期調査表

前橋市	戸数	全 数	軍隊ノ利用シ得ル 数
一五、七四二		一九九、三二六	一一、〇〇一

備考 前表ノ外空家戸數千四十一戸

二、米田收穫時期

自十一月二十日 二十五日間
至十一月十五日

越えて、九月七日より十五日に至るの間、市内を二十調査區に分ち係員分擔各區長と協力の下に、詳密なる調査を行ひたり。其の調査事項調査結果等左の如し。

調 査 事 項

- 一、調査期日ハ九月十五日迄ニ完了スルモノトス
- 一、各自受持區域ニシテ一見宿泊見込ナキ宿舍ハ調査スルニ及ハス
- 一、特別宿舍充當ノモノハ調査ニ及ハス
- 一、聯隊本部以上ハ特別宿舍ノ中ヨリ指定スルニ付大隊本部、中隊事務室、其ノ他將校宿舍ニ適當ナルモノハ其ノ旨調査表摘要欄ニ記入ノコト
- 一、間數疊數ハ實際軍隊ニ供用シ得ルモノトス
- 一、宿舍ニシテ電話ヲ有スルモノハ其ノ番號ヲ記入スルコト

一、六月以降傳染病患者發生ノモノハ除外スルコト

軍隊宿舍調査表

(第何區何町)

摘 要	疊 數	間 數	豫 定 人員	宿 泊 人員	番 地	舍 主 氏 名
-----	-----	-----	--------	--------	-----	---------

陸軍特別大演習軍隊宿舍調査表

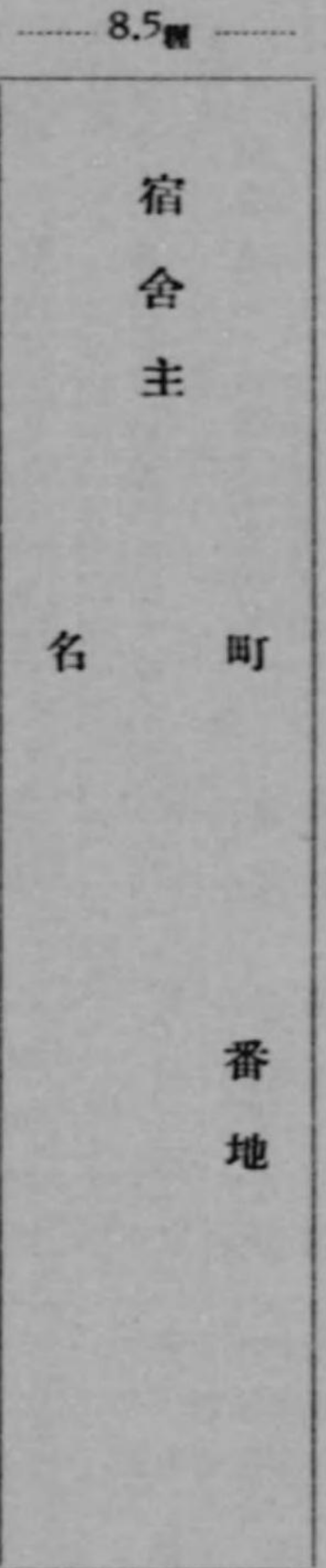
區名	町 名	全戸數	全疊數	宿舍ニ供用シ得ル 戸數	間數	疊數	區名	町 名	全戸數	全疊數	宿舍ニ供用シ得ル 戸數	間數	疊數
一	曲輪町	四〇五	九、九六三	七	七	四七	九	片貝町	三五五	二、八〇〇	四三	四三	二三五
二	南曲輪町	三五四	四、三三七	二八	一五六	九四七	一〇	中川町	二〇三	五八五	三四	三四	二二五
三	石川町	一六八	二、五三三	三	三三	三三八	一一	新町	三五八	三、八六五	五四	五四	三九五
四	堀川町	三〇	四、四四六	八一	八三	三六四	一二	天川町	三〇〇	一、八二〇	六三	六三	四五四
五	連雀町	一五五	一、三九九	六二	六六	三三七	一三	百軒町	四七六	七、三三五	八〇	八三	五四四
六	本町	一〇〇	一、八一〇	四五	四五	三三四	一四	大塚町	一三四	一、七二八	二〇	二二	一三八
七	相生町	一三七	二、一〇六	三三	四〇	二五一	一五	荳町	三二八	六、〇〇〇	三八	三六	二二六
八	田中町	五九四	一〇、三三九	九〇	一〇五	六八八	一六	榎町	三二二	四、〇〇〇	五九	八三	四八四

二九	清王寺町	八〇〇	八〇〇	一八	二〇	一、四三二	三〇	才川町	一、〇一九	一〇、一九〇	一〇八	二六	七四五
二八	諏訪町	三、五五五	二、八〇〇	六三	六三	三、八三三	四〇	高田町	二、九六	四、六五八	一〇八	一一	六〇九
乙二七	榮町	三、九九五	三、三〇〇	五九	五九	三、六〇〇	三九	天川原	三、三〇〇	一、八四〇	四八	四八	三、九三
甲二七	一毛町	八三〇	一、三〇〇	五三	五三	四四三	三八	宗甫分	一、八三三	一、三〇〇	六九	七七	六〇八
二六	小柳町	二七六	三、七〇〇	六〇	七五	四九八	三七	市之坪	一、二六	一、四六四	六三	八一	五九四
二五	細ヶ澤町	一、九〇	三、五四〇	七三	七三	四二七	三六	前代田	六〇	六〇〇	一〇	一一	八三
二四	向町	五二六	七、二二二	七二	六六	五五六	三五	前代田	五、八〇〇	二、三七五	四〇	四七	四八七
二三	神明町	四七七	七、〇〇〇	七八	九七	四七八	三四	紅雲町	一、六三三	一〇、七二五	一四三	一三五	七九六
二二	北曲輪町	三〇八	五、六六七	二二	二六	六九三	三三	琴平町	七二九	三、一〇〇	四三	四五	三六六
二一	立川町	三〇〇	三、九六四	六六	七五	四三〇	乙三三	柳神町	九六〇	四、一三八	一九	三九	一、三九一
一九	横山町	二二二	二、五五〇	五二	五三	三九九	甲三三	萩町	五三四	八、一三〇	一四七	一六	一、〇一八
一八	桑町	九三	一、二二四	四三	四三	三九九	三二	國領町	六八八	九、四四六	一〇六	一〇	七〇〇
一七	紺屋町	三六	六、〇三三	一〇六	二五	七六六	三一	才川町	一、〇一九	一〇、一九〇	一〇八	二六	七四五
計													
二九	清王寺町	八〇〇	八〇〇	一八	二〇	一、四三二	四〇	高田町	二、九六	四、六五八	一〇八	一一	六〇九
乙二七	榮町	三、九九五	三、三〇〇	五九	五九	三、六〇〇	三九	天川原	三、三〇〇	一、八四〇	四八	四八	三、九三
甲二七	一毛町	八三〇	一、三〇〇	五三	五三	四四三	三八	宗甫分	一、八三三	一、三〇〇	六九	七七	六〇八
二六	小柳町	二七六	三、七〇〇	六〇	七五	四九八	三七	市之坪	一、二六	一、四六四	六三	八一	五九四
二五	細ヶ澤町	一、九〇	三、五四〇	七三	七三	四二七	三六	前代田	六〇	六〇〇	一〇	一一	八三
二四	向町	五二六	七、二二二	七二	六六	五五六	三五	前代田	五、八〇〇	二、三七五	四〇	四七	四八七
二三	神明町	四七七	七、〇〇〇	七八	九七	四七八	三四	紅雲町	一、六三三	一〇、七二五	一四三	一三五	七九六
二二	北曲輪町	三〇八	五、六六七	二二	二六	六九三	三三	琴平町	七二九	三、一〇〇	四三	四五	三六六
二一	立川町	三〇〇	三、九六四	六六	七五	四三〇	乙三三	柳神町	九六〇	四、一三八	一九	三九	一、三九一
一九	横山町	二二二	二、五五〇	五二	五三	三九九	甲三三	萩町	五三四	八、一三〇	一四七	一六	一、〇一八
一八	桑町	九三	一、二二四	四三	四三	三九九	三二	國領町	六八八	九、四四六	一〇六	一〇	七〇〇
一七	紺屋町	三六	六、〇三三	一〇六	二五	七六六	三一	才川町	一、〇一九	一〇、一九〇	一〇八	二六	七四五

第二節 協議及準備

八月十八日市役所に於て、兵事保打合會を開催し、軍隊宿營に關する協議を行ひ、次で九月二十九日臨江閣別館に區長

會議（第一篇第二章第二節参照）を開會し、軍隊宿營に關する打合せを行ひたる外、縣主催の市町村兵事主任會議に出席して、各般の協議を遂げ、爾來著々其の準備を進捗せしめ、同月二十三日には、宿舍主名並宿營軍人數を表示すべき、左記様式の内紙を、各區長を経て豫定宿舍主に配付せり。



斯くて期日の切迫に伴ひ、同月三十一日には、曩に内交渉を経て豫定せる、市内八箇所の宿舍係出張所所有者に對し、十一月十日より十五日に至る六日間、建物使用方に關する依頼狀を發送すると共に、左表の如く出張所係員の分擔を定むる等、萬全の策を講じたり。

昭和九年陸軍特別大演習軍隊宿舎係一覽表

本部	出張所名	出張所係員	町名	分會關係	摘	要
	第一出張所 南曲輪町 影山工場 (電話三ノ甲)	主任 小坂橋一郎 書記 茂木二三 書記補 藤井精一	南曲輪町 石川町 北曲輪町 神明町 紅雲町	第一分會 區域	分會長 栗原喜代司 副長 岩崎健一	

委員長 助役 康雄	兵事係長 中元信太郎	主任 福田林造	主任 明治裁縫學校 (電九五五)	主任 前代田 城南小學校 (電七八九)	主任 新町 杉邊三代支氏宅 (電四七九)	主任 第六出張所 諏訪町 群馬銀行支店跡 (電一七〇呼出)
主任 書記 小林造酒藏	主任 書記 星野喜三郎	主任 書記 大山藤五郎	主任 書記 小樺原清隆	主任 書記 小阿瀬和夫	主任 書記 矢板三宣	主任 書記 梶田太郎平
主任 書記 小池正夫	主任 書記 江原壽之	主任 書記 堀井武雄	主任 書記 秋元 賞	主任 書記 鹽川 豊	主任 書記 小池正夫	主任 書記 小山榮次
主任 書記 荒井仙吉	主任 書記 安岡八郎	主任 書記 都 九 連	主任 書記 細野暉義	主任 書記 岩佐竹松	主任 書記 林 益 治	主任 書記 小池重松
主任 書記 横山 友 武	主任 書記 豊 島 元	主任 書記 山崎善三郎	主任 書記 岡部 彌 平	主任 書記 丸山 嘉 一	主任 書記 前川彦三郎	主任 書記 九山 嘉 一

第七出張所 小柳町 茂木馬吉氏宅 (電五四八)	主任 書記 上井 龜 雄	主任 書記 細川 澤 町	主任 書記 小柳 澤 町	主任 書記 小柳 澤 町
第八出張所 共同組購買入場 (電三三〇)	主任 書記 成塚 信 太郎	主任 書記 向 神 町	主任 書記 岩 神 町	主任 書記 岩 神 町
主任 書記 下田 良 象	主任 書記 成塚 信 太郎	主任 書記 向 神 町	主任 書記 岩 神 町	主任 書記 岩 神 町
主任 書記 下田 良 象	主任 書記 成塚 信 太郎	主任 書記 向 神 町	主任 書記 岩 神 町	主任 書記 岩 神 町
主任 書記 下田 良 象	主任 書記 成塚 信 太郎	主任 書記 向 神 町	主任 書記 岩 神 町	主任 書記 岩 神 町

尙、別に軍隊通過に際し、湯茶及馬用水供給所の必要を考慮し、各區長並に在郷軍人分會等に依頼して設備を施し、以て之が便宜に供したり。其の要領左の如し。

一、湯茶供給所

- イ、飲料水ハ十分煮沸シタルモノヲ備ヘ置クコト
- ロ、煮沸飲料水ノ容器ニハ「湯」茶」ト表示シ容器ニハ覆蓋ヲ設ケ塵埃及蟲類ノ混入ヲ防止スルコト

- ハ、茶碗三十個以上漏斗又ハ大ナル土瓶及柄杓數個ヲ備ヘ置クコト
- ニ、供給所ニハ係員ヲ配置シ諸事ヲ幹旋スルコト
- 二、馬用水供給所
 - イ、容器ハ清潔ナル四斗樽又ハ半切桶ヲ用ヒ「馬用水」ト表示シ柄杓及小桶(約七リットル入)ヲ備ヘ置クコト
 - ロ、鹽若干ヲ備ヘ置クコト
 - ハ、常ニ用水供給ヲ十分ナラシムルコト
 - ニ、供給所ニハ成ルベク人夫ヲ附シ置クコト

第三節 宿舍主心得

軍隊宿舍主の心得事項に就ては、九月二十八日縣訓令甲第十八號を以て、昭和九年陸軍特別大演習ニ關スル市町村事務取扱手續(本篇第一章第一節參照)中の、第二十六條に之を規定し、示達方公布せられたるを以て、本市に於ては之に準據し、「軍隊宿舍主ノ心得」を作製し、別に縣より送付せられたる「軍隊宿舍主衛生上ノ心得」とを併せ、各區長の手を経て豫定宿舍主に配布し、以て之が趣旨の徹底を期したり。其の全文左の如し。

軍隊宿舍主ノ心得

- 一、演習期間及其ノ前後ハ何時ニテモ軍隊ノ宿營ニ應シ得ル様豫メ準備シ置クコト
- 二、軍隊ニ對シテハ不敬ノ行爲ナキ様特ニ注意スルコト
- 三、宿營軍人ニ對シテハ宿舍主ヲ始メ家族一同親切ヲ旨トシ徒ニ過

- 分ノ懇應ヲナスコトナク専ラ誠意ヲ以テ家族的ニ之ヲ待遇スルコト
- 四、宿營軍人到著シタルトキハ直ニ湯水ヲ供シ休息セシムル様用意シ置クコト
- 五、夜間宿舍主ノ氏名ヲ判別シ得ル様門標附近ニ燈火ノ用意ヲ爲シ

- 或ハ電燈提灯等ニ氏名ヲ記シタル紙片ヲ貼用シ置クコト
- 六、軍隊ハ時間厳正ナルヲ以テ宿營軍人ヨリ指示ノ時刻ヲ確守シ殊ニ出發ニ際シテハ時刻ニ遅レシメサル様注意スルコト
- 七、家屋内外浴場及洗面所ハ清潔ニ掃除シ置クハ勿論便所ニハ特ニ注意シ手洗水ハ毎日取替ヘ兼便ハ豫メ汲ミ取り置クコト
- 八、宿舍ニ於テハ宿營前火鉢湯茶ノ準備ヲ爲シ浴室アルモノハ入浴ノ用意ヲ爲シ置キ浴室ナキ場合ハ入浴シ得ラルル様適當ナル方法ヲ講スルコト
- 九、宿營スヘキ兵員ニ應シ步兵、乘馬兵等ヲ顧慮シ簡易ナル銃架竹竿等ニ繩ヲ卷キタルモノ等ヲ屋內、土間等出發ノ際執銃ニ便ナル箇所ニ設ケ且ツ背囊及裝具置場トシテ板ノ間又ハ椽側等適當ナル位置ニ寢具類ヲ敷キ置クコト
- 一〇、被服ヲ掛ケルニ適當ナル設備ヲ爲シ置クコト尙雨天ノ場合ハ焚火其ノ他ノ方法ニヨリ乾燥ニ助力スルコト
- 一一、厩舎アル宿舍ハ其ノ収容馬匹ニ對シ馬用水ノ供給其ノ他ニ助力スルコト
- 一二、宿營軍人ヨリノ依頼事項ニシテ若シ宿舍主ニ於テ處辨シ難キ事項ハ市役所又ハ其ノ出張所(別記ノ通)ニ申出係員ノ指示ヲ受ケルコト
- 一三、寢具ハ良ク日光ニ曝シ且ツ清潔ナルモノヲ使用スルハ勿論出來

前橋市役所宿舍係出張所

第一出張所 南曲輪町 影 山 工 場 (電話二三三番甲)

區 域 〔北曲輪町、南曲輪町、神明町、紅雲町〕

- 得ル限り充分給與シ就寢時間ハ可成靜肅ヲ旨トシ宿營軍人ヲシテ安眠セシムル様注意スルコト
- 一四、宿營ニ對シ軍隊ヨリ宿舍主ニ給付スヘキ金額ハ准士官以上一人一日金八拾九錢下士官以下一人一日金七拾六錢國防義會前橋尙武會ヨリ支給スヘキ金額ハ階級ニ依ラス一人一日金貳拾錢トス(但シ特別宿舍ヲ除ク)
- 一五、食料ハ總テ新鮮ナルモノヲ用ヒ生物及魚貝類ニシテ中毒シ易キモノハ之ヲ避ケ且供食ノ時刻ニ遅レサル様注意スルコト
- 一六、食事ノ時ハ兵員各個ニ配膳給仕スルニ及ハス一個ノ食卓ニシテ自由ニ食事セシメ差支ナキモ食器ハ特ニ清潔ニスルコト
- 一七、辨當ハ一食分又ハ二食分ナルヤヲ確メ飯量ヲ不足ナク又副食物ハ腐敗シ易キモノヲ避ケ出發時刻迄ニ必ス用意シ置クコト
- 一八、軍隊出發ノ際ハ煮沸水ヲ提供スルコト其ノ分量ハ一人約六デシリットル(三合三勺)トス
- 一九、出發ノ際ハ遺留品ナキ様注意シ若シ遺留品アリタルトキハ直ニ現品ヲ添ヘ市役所又ハ其ノ出張所ニ届出ツルコト
- 二〇、宿舍券ハ宿舍料受領ノ際必要ニ付宿營軍人ヨリ交付ヲ受ケタルトキハ區長カ取廻メヲナス迄ハ宿舍主ニ於テ紛失セサル様保管スルコト

三七	宗甫分	五六	九	二七三	計	二、八〇四	七四六	一〇、四三三
三八	六 供	五二	一〇	二八一				
三九	天川原	五五	一〇	二二三				

3. 聯隊長以上宿舍一覽表

官 職	氏 名	町 名	宿 舍 主 氏 名
西軍司令部官	荒木大將	本町	小林志づ
第二師團長	秦中將	堀川町	田中敏雄
第十四師團長	畑中將	細ヶ澤町	藤井新兵衛
第十五旅團長	三宅少將	前代田	大島福太郎
第二十七旅團長	中牟少將	才川町	平田健太郎
第十六聯隊長	丹下大佐	田中町	會我治義
第三十聯隊長	關家大佐	芳町	小池龜三郎
第二聯隊長	横山大佐	萩町	金子文雄
第五十九聯隊長	富永大佐	一毛町	金子政次郎

4. 各隊事務室其ノ他一覽表

隊 號	町 名	宿 舍 主 氏 名
西軍司令部事務室	横山町	櫻井定吉
第二師團司令部事務室	田中町	木村國治郎
步兵第十五旅團司令部事務室	堀川町	山本義道
第二師團通信班事務室	宗甫分	林 齋造
第十四師團司令部事務室	細ヶ澤町	藤井新兵衛
步兵第二十七旅團司令部事務室	清王寺町	本橋歌次郎
第十四師團通信班事務室	岩神町	籠島忠作
步兵第二聯隊		
步兵第二聯隊事務室	萩町	金子文雄
步兵第二聯隊步兵砲隊事務室	國領町	船津保平
步兵第二聯隊通信班事務室	向町	佐田馨苗
第一大隊本部	北曲輪町	藤田五郎
第一大隊醫務室	北曲輪町	八木隆助

第一大隊 經理室	北曲輪町	高 荷 久 三 郎
第一大隊 第一中隊 事務室	桑 岡 太 郎	藤 岡 太 郎
第一大隊 第二中隊 事務室	立 川 町	龜 井 寬 而
第一大隊 第三中隊 事務室	立 川 町	九 條 嚴 英
第一大隊 機關銃隊 事務室	北曲輪町	關 口 孝 五 郎
第二大隊 本部	堺 始 男	堺 始 男
第二大隊 醫務室	神 明 町	小 原 澤 精
第二大隊 經理室	神 明 町	永 田 長 作
第二大隊 第五中隊 事務室	神 明 町	丸 山 勇 之 助
第二大隊 第六中隊 事務室	向 町	波 戶 場 信 次 郎
第二大隊 第七中隊 事務室	國 領 町	松 村 眞 鬼 太 郎
第二大隊 機關銃隊 事務室	神 明 町	今 井 善 治 郎
第三大隊 本部	國 領 町	結 城 山 松
第三大隊 醫務室	國 領 町	池 田 眞 喜 治
第三大隊 經理室	國 領 町	阿 久 津 貴 作

第三大隊 第九中隊 事務室	萩 町	廣 瀬 英 俊
第三大隊 第十中隊 事務室	岩 神 町	岡 田 源 太 郎
第三大隊 第十一中隊 事務室	萩 町	酒 井 喜 一
第三大隊 機關銃隊 事務室	岩 神 町	長 谷 伊 藏
步兵第五十九聯隊		
步兵第五十九聯隊 事務室	清王寺町	福 田 良 作
步兵第五十九聯隊 步兵砲隊 事務室	諏 訪 町	富 澤 征 露 治
步兵第五十九聯隊 通信班 事務室	一 毛 町	富 岡 國 三
第一大隊 本部	榮 町	佐 賀 山 汎
第一大隊 醫務室	榮 町	竹 內 常 雄
第一大隊 經理室	榮 町	中 村 忠 作
第一大隊 第一中隊 事務室	一 毛 町	中 村 忠 勉 次
第一大隊 第二中隊 事務室	諏 訪 町	藤 野 長 次 郎
第一大隊 第三中隊 事務室	榮 町	石 原 民 五 郎
第一大隊 機關銃隊 事務室	一 毛 町	田 中 榮 八

第二大隊本部	小柳町	守矢太一郎
第二大隊醫務室	小柳町	太田又次郎
第二大隊經理室	小柳町	茂木馬吉
第二大隊第五中隊事務室	細ヶ澤町	淺尾幸次郎
第二大隊第六中隊事務室	細ヶ澤町	山口誠亮
第二大隊第七中隊事務室	清王寺町	長谷川峻次
第二大隊機關銃隊事務室	才川町	大塚金次郎
第三大隊本部	才川町	關本富次郎
第三大隊醫務室	才川町	須永要次郎
第三大隊經理室	才川町	井口伊作
第三大隊第九中隊事務室	才川町	龜井七郎
第三大隊第十中隊事務室	才川町	野口コト
第三大隊第十一中隊事務室	琴平町	茨木平作
第三大隊機關銃隊事務室	琴平町	高島格磨

步兵第十六聯隊事務室	田中町	曾我治義
步兵第十六聯隊通信班事務室	本町	林由三郎
步兵第十六聯隊步兵砲隊事務室	紅雲町	野口源一郎
第一大隊本部	曲輪町	山形傳次郎
第一大隊事務室	曲輪町	小栗子之吉
第一大隊醫務室	紅雲町	柳澤儀質
第一大隊經理室	紅雲町	木村儀作
第一大隊第一中隊事務室	曲輪町	宮根コマ
第一大隊第二中隊事務室	南曲輪町	岡本東一郎
第一大隊第三中隊事務室	紅雲町	阿部源十郎
第一大隊機關銃隊事務室	紅雲町	中村吉次郎
第二大隊本部	連雀町	鈴木留太郎
第二大隊醫務室	連雀町	葛岡よぶ
第二大隊經理室	連雀町	縣社八幡宮社務所
第二大隊第五中隊事務室	田町	上野鹿藏

第二大隊第六中隊事務室	相生町	津久井誠一郎
第二大隊第七中隊事務室	片貝町	吉澤藤次郎
第二大隊機關銃隊事務室	片貝町	井上博夫
第三大隊本部	前代田	中島勇吉
第三大隊事務室	前代田	大島桑次郎
第三大隊醫務室	前代田	平松浦次郎
第三大隊經理室	前代田	石澤保三郎
第三大隊第九中隊事務室	六供	野田高次郎
第三大隊第十中隊事務室	前代田	小野田佐四郎
第三大隊第十一中隊事務室	前代田	大島卷太郎
第三大隊機關銃隊事務室	田中町	遠藤ふし
步兵第三十聯隊		
步兵第三十聯隊事務室	芳町	小池龜三郎
步兵第三十聯隊通信班	天川町	堀越幸八郎
步兵第三十聯隊步兵砲隊	高田町	池島龜雄

第一大隊本部	紺屋町	秋元柳四郎
第一大隊經理室	紺屋町	三澤七
第一大隊醫務室	紺屋町	丸山保太郎
第一大隊第一中隊事務室	榎町	五百部勝太郎
第一大隊第二中隊事務室	紺屋町	丸山ちか
第一大隊第三中隊事務室	天川原	平方林平
第一大隊機關銃隊事務室	紺屋町	大谷喜久松
第二大隊本部	百軒町	田村キ
第二大隊經理室	百軒町	渡邊文七
第二大隊醫務室	大塚町	今井文司
第二大隊第五中隊事務室	天川町	大島喜三郎
第二大隊第六中隊事務室	百軒町	齋藤勝重
第二大隊第七中隊事務室	中川町	山本啓治
第二大隊機關銃隊事務室	百軒町	萩原富士太郎
第三大隊本部	新町	太宰金藏

第三大隊經理室	新	町	松井浪太郎
第三大隊醫務室	新	町	小田富造
第三大隊第九中隊事務室	新	町	笛木林一郎
第三大隊第十中隊事務室	芳	町	齋藤敬一
第三大隊第十一中隊事務室	萱	町	加藤立成
第三大隊機關銃隊事務室	高田	町	須田馬太郎

5. 統監部電信隊宿營表

月 日	宿 營 人 員 計		馬 匹	宿 營 旅 館 並 給 養 額
	准士官以上	下士官以下		
自十一月二十六日	六	八四	八	市内東郷館、住屋、越後屋、前橋館ノ四旅館ニ分宿シ 給養額准士官以上二日金貳圓下士官以下金壹圓參拾錢ヲ支給サレタリ
至十一月二十三日	一	四三	二	
自十一月二十四日	六	八四	八	
至十一月二十五日	一	四三	二	
自十一月二十六日	六	八四	八	
至十一月二十七日	一	四三	二	
自十一月二十八日	六	八四	八	
至十一月二十九日	一	四三	二	
自十一月三十日	六	八四	八	
至十一月三十一日	一	四三	二	
計	一一一	一、四四四	一一八	

第五節 宿舍主給付

軍隊宿舍主に對する賄料は、規定に依り左表に示す如く、軍隊より給付せられたるも、更に國防義會前橋尙武會に於て一人一宿につき金貳拾錢宛の補給をなせり。但し特別宿舍及旅籠給養は之を除外せり。

區 分	主 食	副 食	宿 舍 料	軍 隊 給 付 額 計	市 尙 武 會 補 給 額	合 計
准士官以上	0.80	0.10	0.80	0.80	0.10	1.00
下士官以下	0.80	0.10	0.80	0.80	0.10	1.00
計	一一一	一、四四四	一、五六五	一一八	六六	一一八

尙、司令部、本部、事務室等に對する手當は、左の如く軍隊より支給せられたり。

名 稱	金 額	名 稱	金 額
師團司令部	一七、五〇〇	步兵砲隊事務室	一、〇〇〇
師團管理部	二、五〇〇	衛兵班事務室	一、〇〇〇
旅團司令部	五、〇〇〇	通信班事務室	一、〇〇〇
聯隊本部	三、〇〇〇	診斷所	一、〇〇〇
馬場損料(二頭)	三、〇〇〇		
		器具材料置場	一、〇〇〇
			五〇

精米	数量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
精麥	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
大麥	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
梅干	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
洋麩	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
梅漬	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
牛肉	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價
豚肉	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價	數量	單價

右の外、鶏肉、鶏卵、福神漬、佃煮類、味噌、醤油、砂糖、野菜、薬、薪炭等に就きては、價格を調査し、軍隊の要求に基き、即時供給方斡旋の準備をなせり。九月十四日第十四師團經理部長よりも亦物資、物價、商人等調査方に關する依頼越しありたるを以て、前記物資の外、自動車其の車輛供給見込調査を遂げて、同月二十七日回答せり。其の數量、料金等左の如し。

種 別	數 量	料 金		
		一日(二時間)	半日(六時間)	一時
乗用自動車	一	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
貨物自動車	一	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
馬車(人夫付)	五	四、五〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇
肩曳車(人夫付)	一	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
自 轉 車	一	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇

尙、軍隊の糧秣集積所は、縣立前橋商業學校を以て之に充用せり。

第二節 馬 繫 場

馬繫場は、各部隊の宿營區毎に、豫め適當なる空地を選定し、馬の收容力、給水方法(水道不便なる箇所在りては四斗樽を準備し人夫を配置して給水の便を計れり)點火箇所等を定め、馬繫用杭を設備し置きたり。而して宿營當日に至り宿舎割の結果、部隊の要求に依り、其附近の小空地を利用し、臨時設備を施して繫留せしものも、相當多數を算したるも豫め選定し且つ使用せる馬繫場は、左記四箇所なり。

馬 繫 場	
南曲輪町	市立桃井小學校北空地
田 中 町	永壽寺西空地
岩 神 町	溫井工場跡
紺 屋 町	大同銀行倉庫ノ空地

第六章 損 害 賠 償

第一節 損 害 賠 償

十月二日縣兵務部兵事係長より「市町村損害賠償係任命ニ關スル件」につき、左記通牒に接したるを以て、同月六日別

兵 事

六八〇

記の如く回答せり。

(演兵)

昭和九年十月二日
前橋市長殿

兵務部兵事係長

市町村損害賠償係任命ニ關スル件

標記ノ件昭和九年九月二十八日縣訓令甲第十八號昭和九年陸軍特別大演習ニ關スル市町村事務取扱手續第十一條ニ依ル損害賠償係一名ヲ同手續第十條ニ依リ任命シ其ノ職氏名ヲ來ル十月十日迄ニ御回報相成度
追テ該係ハ市町村兵事主任者ヲ任命スルヲ便宜ト認メラレ候ニ付爲念申添候

演發第三一三號

昭和九年十月六日
群馬縣兵務部兵事係長殿

前橋市長

市町村損害賠償係任命ノ件回報

十月二日(演兵)ヲ以テ御照會相成候標記ノ件左記ノ通ニ候條此段及回送候也
記

前橋市耕地整理組合書記

小山榮次

次で、十月八日演兵第四十一號縣兵務内務兩部長名ノ通牒に基き、關係區長宛左記通知を發し、損害輕減につき、豫め注意すべき事項を一般農家に周知せし結果、實際に當りては幸ひにも賠償を請求する程度ノ損害は絶無なりき。

演發第三八一號

昭和九年十月二十二日
關係地域各區長宛

前橋市長

耕作物ノ收納並保護ニ關スル件

本秋陸軍特別大演習舉行セラルルニ當リ關係區域内ノ耕作物ニ對シ多少ノ損害ヲ及ホスノ止ムヲ得サル場合モアルヘキニツキ可成之ガ損害ヲ尠カラシムル目的ヲ以テ其ノ筋ヨリ左記ノ注意申越有之候條御部内へ周知方御配意相成度

記

- 一、大演習時期ハ概ネ稻作刈取り直後ナルヘキモ若シ刈取期遅延ノ場合ニ生スル損害ハ甚大ナルヘキニ付特ニ注意シ刈取期ヲ早メ演習ノ爲メ損害輕減ニ努ムルコト
- 二、其ノ他耕作物ニシテ收穫シ得ヘキ大豆、小豆、蔬菜類等ハ極力演習開始前ニ收穫シ損害ヲ輕微ナラシムル様努ムルコト
- 三、未タ收納期ニ至ラサル耕作物或ハ永年物等ニ對シテハ損害ヲ可及的少クスル爲之カ防衛方法ヲ講スルコト

兵 事

六八一

四、從來ノ例ヲ見ルニ演習ノ爲メ生スル損害ヨリハ寧ロ演習拜觀者ニヨリ蒙ムル損害大ナルヲ以テ耕作者自ラ之カ保護ニ努ムル外在郷軍人、青年團等ノ協力ヲ求メ其ノ保護ニ萬全ヲ期スルコト

五、損害ヲ受ケタルモノハ其ノ狀況ニヨリ之カ賠償ヲ受クヘキニ付申出スルコト

第七篇 接 伴

第一章 準備事務

第一節 事務分掌竝心得事項

接伴事務は其の關係する所極めて廣く、且つ事前に幾多複雑なる準備を要するのみならず、大演習中に於ては、特に繁劇を加ふべきことを豫想し、縣と共同して十一月九日より十八日に至るの間、出張所を前橋驛前、前橋自動車會社内に開設せり。市役所内接伴係本部に於ては、主として皇族接伴係及出張所勤務係、其の他各方面との連絡に當り、出張所に於ては、貴賓の送迎受付、宿舍の案内、自動車の斡旋等に從事すべく事務を概分せり。

先之、一般接伴事務に關しては、縣係官其の他關係方面と數次の協議會合を経、又左記の如く、係員に事務を「分掌」「分擔」せしめ、尙、別記の通「接伴係員心得」の外、別に「接伴係心得事項」を定め、係員には各自擔任事務の研究を爲すのみならず、進みて他係の事務をも會得するに努めしめ、係員相互の密接なる聯繫を保つは素より、縣係員と提携し緩急に應じ機宜の措置を講じ、以て事務の進捗に遺憾なからむことを期したり。

1. 接伴係事務分掌

接伴係ヲ分チテ四係トシ左ノ事務ヲ分掌セシム

接 伴

接 件

- 一 庶務係 二名 但シ兼務ヲ置クコトヲ得
 - 1. 收發文書ニ關スル件
 - 2. 記念品及配布印刷物ニ關スル件
 - 3. 皇族奉送迎ニ付關係方面通報ノ件
 - 4. 記録ニ關スル件
 - 5. 日誌ニ關スル件
 - 6. 車輛ニ關スル件
 - 7. 諸規定ニ關スル件
 - 8. 他係トノ連絡ニ關スル件
 - 9. 他係ニ屬セサル諸事項ノ件
- 二 皇族接待係 五名 但シ兼務ヲ置クコトヲ得
 - 1. 御宿舎ニ於ケル所要事項ノ件
 - 2. 奉送迎(御接待)ニ關スル件
 - 3. 記念品其他献上ニ關スル件
 - 4. 其他御接待ニ關スル件
- 三 貴賓接待係 七名 但シ兼務ヲ置クコトヲ得
 - 1. 接待員出張所ニ關スル件
 - 2. 貴賓ノ宿舎訪問ニ關スル件

野外接件及外賓接待ニ付テハ本市ニ該當ナキ見込ナルモ若シ必要ヲ生スルトキハ更ニ臨機ノ措置ヲ講スルモノトス

- 3. 貴賓ノ送迎ニ關スル件
 - 4. 記念品其他贈呈ニ關スル件
 - 5. 驛、縣、合主其他關係方面トノ連絡ニ關スル件
 - 6. 其他貴賓ノ接待ニ關スル件
 - 四、新聞關係係 二名 但シ兼務ヲ置クコトヲ得
 - 1. 新聞記者、通信記者及寫眞班等ノ接遇ニ關スル件
 - 2. 新聞材料ニ關スル件
2. 接待係事務分擔
- | | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 接待係長 | 伊能健一郎 | 貴賓接待係員 | 山本龜藏 |
| 庶務係主任 | 西村忠三郎 | 書記 | 竹淵椿太郎 |
| 庶務係員 | 小島照吉郎 | 書記 | 戸崎壽雄 |
| 皇族接待係主任 | 伊能健一郎 | 書記補 | 山下正男 |
| 皇族接待係員 | 上羽鑑一郎 | 書記補 | 田村貢作 |
| 同 | 樋口政治郎 | 同 | 中村恒雄 |
| 同 | 中島謙 | 同 | 新保重雄 |
| 同 | 石井作郎 | 新聞關係係主任 | 阿久澤龍雄 |
| 同 | 室賀進郎 | 新聞關係係員 | 高木新作 |
| 貴賓接待係主任 | 伊能健一郎 | 書記補 | |

3. 接伴係員心得

- 一、係員ハ常ニ緊張シタル精神ヲ以テ勤務シ事務ハ確實敏活ヲ旨トスルコト
- 二、係員ハ獨自ノ行動ヲ避ケ他係及係内ノ連絡ニ留意シ秩序ト統制ヲ重シ相扶ケテ事務ノ圓滑ナル進捗ト遺漏ナキヲ期スルコト
- 三、係員ハ容儀、服装ヲ整ヘ特ニ言動ヲ慎ミ對者ヲシテ不快ノ念ナカラシムルコト
- 四、用務中ハ所定ノ徽章ヲ用ヒ上司ノ命ヲ承ケテ行動シ接伴補助員ノ誘導、督勵ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 五、係員ハ自己ノ名刺、手票、認印、諸心得、地圖、宿舍名簿其ノ他必要ナル印刷物ヲ携帯シ接遇上遺漏ナキヲ期スルコト
- 六、各自ノ行動及事務ノ概要又ハ異例、臨機ノ措置ノ如キハ別ニ定ムル手票ニ記入シ每翌朝之ヲ庶務係（接伴係中）ニ提出スルコト
- 七、他係其ノ他ヨリ係員ニ對シ電話又ハ口頭ヲ以テ照會アリタルトキハ懇切丁寧ニ應對シ本人不在ナルトキト雖其ノ用向ヲ聴取シ私用以外ハ電話受理簿ニ記載ノ上速ニ之ヲ處理スルコト
- 八、市其ノ他ヨリ贈呈スヘキ印刷物ノ配布並其ノ斡旋ニ方リテハ豫メ通覽シ置キ其ノ利用ニ便スル様心掛クルコト
- 九、宿舍訪問ノ際ハ必ス所定ノ名刺ヲ差出シ來意ヲ通シテ敬意ヲ表シ用務及贈呈品配布洩ノ有無等ニ留意シ臨機ノ措置ヲ誤ラサル様努ムルコト
- 十、宿舍主心得記載事項ノ勵行ニ留意シ且宿舍主等ヨリ宿泊者ノ動靜ヲ聞合セ宿舍主ト協力シテ接遇上遺憾ナキヲ期スルコト

- 十一、陪觀貴賓ヨリ依頼ヲ受ケタル事項ハ確實迅速ニ處辨シ其ノ結果ヲ依頼者ニ回答シ置クコト
- 十二、土産品、日用品等ノ物品調達ノ依頼ヲ受ケタルトキハ精良ナルモノヲ選擇シ月日、品目、數量、代價、調達人住所氏名等ヲ明ニスルハ勿論其ノ都度計算ヲ遂ケ總テ支拂漏ナキヲ期スルコト
- 十三、宿舍ノ訪問ヲ爲シタル者ハ別ニ定ムル訪問結果票ニ所要事項ヲ記入シ係長ノ檢印ヲ受クルコト
- 十四、係員ニシテ不審ノ點又ハ重要ナリト認ムル事項ハ接伴係本部ニ問合セ指揮ヲ受クルコト
- 十五、接伴係員ノ名刺ハ左ノ様式ニ依ルコト

職 名 前橋市接伴係 氏	名 接伴係本部前橋市役所
電 話 番	

六、皇族御宿舍係員ハ本心得ノ外尙皇族御宿舍係員心得ヲ遵守スルコト

手 票 (其ノ日ノ事務及行動ヲ記入シ翌朝庶務係ニ提出スルコト)

月 日	時 刻	接伴係員 皇族御宿舍係員 事務及行動ノ梗概

4. 接伴係心得事項

別ニ定ムルモノノ外尙左記事項心得置カレタキコト

記

- 一、接伴事務所本部ヲ市役所内ニ置キ接伴庶務係管掌ス
 - 二、接伴事務出張所ヲ前橋驛前、前橋自動車會社内縣事務出張所ト併置ス
 - 三、皇族殿下專屬係ハ御著當日可及の速ニ宮家付屬官ヨリ御滞在中ノ特別御行動(演習事務以外)ノ有無及御滞在中翌日ノ御行動ニ付テ敏速ニ之ヲ聽取スルニ力メ直ニ本部庶務係ニ通報スルコト
 - 庶務係ハ直ニ之ヲ上司及關係方面ニ通報方嚴守スヘキコト
 - 四、貴賓係員ハ翌日ノ御行動ヲ豫メ知悉シ接伴上萬遺憾ナキヲ期スルニ努メ必要ト認ムヘキ事項ニ付テハ接伴事務出張所若ハ本部ト打合ハセ機宜ノ措置ヲ講スルコト
 - 五、接伴係ハ市内ノ名勝市政ノ大要等ヲ知悉シ置キ御尋ネアルトキハ躊躇セス答ヘ得ル様セラレ度キコト
- 其ノ他縣ノ定メタル皇族御接伴係委員心得、接待係員勤務心得並ニ宿泊地ニ於ケル貴賓接待業務要領ヲ參照シ萬全ヲ期スヘキコト

第二節 行務豫定

十一月七日以降に於ける、接伴に關する行務を左記の如く豫定し、且つ之を實施したり。

接伴ニ關スル行務豫定

月 日	市長行事	助 役 行 事	接 伴 係 長 及 係 員 行 事
十一月七日	一、皇族殿下及大臣宿舍主訪問 挨拶	一、皇族殿下及大臣宿舍主訪問 挨拶	一、統監部宿舍番號及貴賓官職氏名札ヲ縣市協力宿舍主方ヘ貼付 二、新聞記者係員縣ト協力會場準備事務ニ從事 三、皇族御宿舍專屬係員ハ當該宅ニテ諸設備援助(今後モ必要ニ依リ從事)
十一月八日			一、驛前事務出張所設備縣市協同從事 二、新聞記者係員ハ會場詰勤務トナル
十一月九日		一、午後七時統監部及各縣市並選信局新聞記者關係係員懇談會出席	一、接伴事務出張所ヲ驛前、前橋自動車會社内ニ縣ト併置宿直開始 二、驛前受付所ニ於テ陪觀貴賓及新聞記者ノ新聞記者ニハ受付ニ於テ市印刷物贈呈 三、午後七時統監部各縣市選信局新聞記者關係係員懇談會ニ係長及新聞記者係員出席
十一月十日	一、陪院參謀總長宮殿下ノ御機嫌奉伺、茶菓類献上(隨行員携行) 二、大臣訪問挨拶印刷物贈呈(隨行員携行) 三、午後七時臨江閣別館ニ於テ知事新聞記者招待會開催ノ處招宴ニ付出席	一、親任官(大臣ヲ除ク)及親補職並代議士ヲ訪問挨拶印刷物贈呈(隨行員携行) 二、大演習關係新聞記者午前九時四十分講演場(會場所内)參集ニ付同時刻前ニ參會 三、新聞記者宿舍訪問挨拶 四、市長行事三事項ニ同シ	一、陪觀貴賓各宿舍訪問挨拶且ツ勅委任官ニ對シ印刷物贈呈 二、係長ハ助役行事二三事項ニ同シ 三、新聞記者係員ハ會場受付ニ於テ印刷物配付未済ノ分贈呈並ニ市招宴狀ヲ全員ニ手渡ス 四、係長ハ市長行事三事項ニ同シ 新聞記者係員ハ縣會場ニ應接
十一月十一日	一、前日ノ訪問未済分訪問 二、午後六時臨江閣別館ニ於テ市主催新聞記者招宴挨拶	一、前日ノ訪問未済分訪問 二、午後六時臨江閣別館ニ於テ新聞記者招宴ニ付出席	一、陪觀貴賓各宿舍訪問 二、係長及新聞記者係員午後五時迄ニ新聞記者招宴會場準備

十一月十二日			一、陪觀貴賓各宿舍訪問
十一月十三日	一、秩父宮殿下、賀陽宮殿下、閑院宮春仁王殿下、李王殿下、下ノ御機嫌奉伺、茶菓類献上(隨行員携行) 二、第二次大臣訪問	一、第二次親任官(大臣ヲ除ク)及親補職並ニ代議士訪問 二、外國武官ハ誘導將校引率ノ下ニ午後一時半來市勢多會館ニ代リ挨拶	一、陪觀貴賓各宿舍訪問 二、外國武官接待會場(勢多會館)準備係員西村書記以下從事
十一月十四日		一、外國武官ハ誘導將校引率ノ下ニ午後一時半來市勢多會館ニ代リ挨拶	一、陪觀貴賓各宿舍訪問 二、係長及係員西村書記、山本書記外午後一時迄ニ勢多會館行外國武官接待事務ニ從事
十一月十五日			一、陪觀貴賓殘留極メテ少ナキモ尙訪問ノ上遺憾ナキヲ期シタリ 二、事務上ノ殘務整理
十一月十六日	一、皇族殿下及大臣宿舍主へ不取敢迴禮		一、事務上ノ殘務整理
十一月十七日		一、親任官(大臣ヲ除ク)及親補職宿舍主へ迴禮	一、事務上ノ殘務整理 二、縣市協同宿舍主へ迴禮 (新聞記者宿舍主ヲ含ム)
十一月十八日			一、縣市係員協力諸設備ノ後始末 二、接待事務出張所閉鎖宿直ヲ廢ス 三、縣市協同宿舍主へ迴禮

附記 各訪問方ニ付テハ食事時分ヲ避ケ又夜間ハ九時頃マテトスルコト

第三節 宿舍の調査選定

二月二日日本縣學務部長より、管内旅館、料亭に於ける、宿營力の調査報告方に関する通牒に接したるを以て、直に之が調査に著手、同月九日左記結果を報告せり。

旅館料亭宿營力調査表

等級	旅館		料亭		計
	軒數	客間室數	軒數	客間室數	
上	五	七六	一一	五一	
中	一一	七四	三三	一二七	
下	一一	五五	一三	二九	
計	二八	二〇五	五六	二〇七	
					一、五三八
					二、三三
					三、一四
					四、八三
					五、三五
					六、二二

同月七日演祕接第一號を以て、本縣兵務部長より陸軍特別大演習接待豫備調査に関する件照會あり、依つて同月二十日之が調査結果を回答せり。其の等級区分に依る該當宿舍左の如し。

- 甲 勅任官以上 六十四戸
- 乙 奏任官程度 百七十八戸
- 丙 其他 九十三戸
- 計 三百三十五戸

次で四月二十日、演接第一號を以て本縣兵務部長より、統監部宿舍調査に関する件の依頼あり、且つ本件に關し、關係市町村協議會を、同月二十四日縣廳會議室に於て開催の旨別途通牒あり、依て當日本市接待係長及兵事係長は各係員を帶

同出席し、縣提案事項につき協議する所ありたり。提案事項及宿舍調査票様式並宿舍調査票調製に関する注意事項等、左の如し。

提案事項

一、接待事務ノ基準員數ニ關スル件

本秋舉行セラルヘキ陸軍特別大演習ニ際シ演習陪觀又ハ參加ノ關係ヨリ宿舍ノ選定提供又ハ接待ヲ要スル皇族、貴賓、審判官等ノ員數ニ就テハ今尙豫想ノ域ヲ脱セスト雖軍部ヨリノ通知ニ依レハ左ノ通トス

者	陪			皇族	區分	陪觀又ハ參加ノ豫想人員	備考
	親任官	勅任官	奏任官				
新聞記者						一三	
外國武官							
議員							
貴族院							
衆議院							
外ニ隨行官約五十名アリ							
外ニ親勅任官ノ隨行員タル奏任官アルヘキモ本表ニ含まス							
宿泊ニハ旅館十數戸ヲ充當ス							

審判官	下士以下	其ノ他(宮内鐵道選信放送局等)	計
五〇〇			一、三三三
宿泊ニハ高崎市ニ於テ旅館十五戸ヲ充當ス	宿泊ニハ前橋及高崎市ノ旅館十戸ヲ充當ス		

前表中皇族ニ對スル御接待、新聞記者ニ對スル接遇ハ夫々主務係ニ於テ行フモノナルモ宿舍ノ調査ハ接待係ニ於テ行フモノトス

二、接待事務ノ執行ニ關スル件

接待事務ノ内容ヲ的確ニ説明スルハ頗ル困難ニシテ臨機應變ノ措置ヲ必要トスル場合多キハ言ヲ俟タスト雖大別スレハ宿舍ノ選定調査宿舍主トノ連絡統制、乗用自動車ノ準備提供、貴賓陪觀者ノ送迎、宿泊者ノ訪問接遇、野外接待及案内等ニ區分スルコトヲ得ヘシ依テ之レ等事務ノ執行ニ當リテハ縣、市、町、村ハ相互ニ隔意ナキ連絡協調ヲ保チ秩序ト統制ニ留意シ以テ遺漏ナキヲ期セムトス

三、宿舍調査ノ標準戸數ニ關スル件

演習陪觀又ハ參加ノ爲來縣セラルヘキ皇族、貴賓或ハ審判官等ノ宿舍ハ前橋、高崎市及伊香保町ニ於テハ民家、旅館料亭ニ就キ磯部村ニ於テハ旅館、料亭ニ就キ調査ヲ行フモノニシテ其ノ戸數ハ毎戸ニ於ケル收容力トノ關係上決定至難ナルモ大體ノ標準ヲ協定シ相互ニ事務ノ簡捷ヲ期セムトス
而シテ茲ニ附言スヘキハ宿舍ノ準備ヲ要スル員數等ハ第一項記述ノモノヲ標準トスヘキハ勿論ナルモ此ノ外演習參加部隊勅任官宿舍トシテ前橋、高崎市ニ於テ約各二十五戸、陸軍諸學校生徒約千二百名ニ對スル宿舍準備方軍部ヨリ

宿舍調査票調製ニ關スル注意事項

- 一、宿舍番號ニハ各市町村ニ於テ調査スヘキ宿舍ヲ通シ一貫シタル番號ヲ記入スルコト
- 二、宿舍調査員ノ下ニ現地調査員捺印スルコト
- 三、位置欄ニハ宿舍ノ所在ヲ記入シ番地ハ一、二、三、一〇等ノ數字ヲ以テ表示スルコト
- 四、舍主ニシテ位階勳等ヲ有スル者ハ舍主氏名ノ右側ニ正八、勳八等ト略記スルコト
尙氏名ノ讀ミ難キ者ハ振假名ヲ附スルコト
- 五、舍主ニシテ政黨的關係アル者ハ氏名ノ下ニ(政)(民準)(中)等ト略記スルコト
- 六、舍主ノ業態欄ニハ簡潔ニシテ惡感ヲ抱カシメサル職業名ヲ記入シ判明ヲ缺ク嫌アルモノハ括弧ヲ附シ職業ノ内容ヲ説明スルコト
- 七、家屋ノ構造欄ニハ木造ニ階建瓦葺等ト記載スルコト
- 八、上水、照明各欄ニ於テ該當ナキ字句ハ之ヲ抹消スルコト
- 九、宿舍附近及交通ノ欄ニハ四圍ノ環境ニ稽ヘ靜喧ノ別ヲ記載スルモノナルモ稍靜最喧ト其ノ程度ヲ記載スルコト
- 一〇、洗面所欄ニハ屋内ニ専用設備ノ有無或ハ浴室兼用等ノ別ヲ記載スルコト
- 一一、浴室欄ニハ風呂、脱衣室ノ設備等最モ完備セルモノヲ甲、單ニ脱衣室ノ設ケアルモノヲ乙、以下ヲ丙トシ記載スルコト但シ浴室ノ設備ナキモノハ其ノ旨記載スルコト
- 一二、便所欄ニハ水槽(水洗)便所、改良便所ノ別ヲ記載シ在來ノモノハ記載ヲ要セス但シ便所ノ設備ヲ缺クモノ又ハ改修ヲ要スルモノノ如キハ其ノ旨附記スルコト
- 一三、供用室ニ對スル庭園欄ニハ使用室ニ對應スヘキ庭園アルモノニ限り見積坪數ヲ記載スルコト

- 一四、供用室ニ應接室アルモノハ應接室何坪ト記載スルコト
- 一五、舍主ノ經歷欄ニハ現ニ官公職、名譽職、組合役職員、會社員等ノ職ニアル者ハ其ノ官公職名等ヲ明記シ又前歴アル者ハ其ノ前歴ヲ記載スルコト
- 一六、家族ノ人員欄ニハ調査當時ニ於ケル人員(同居者ヲ含ム)ヲ記載スルコト
- 一七、家屋ノ經歷欄ニハ皇族顯官等ノ宿泊セラレタル前歴アルモノハ其ノ氏名、日時ヲ記載シ尙家屋新築ノ年次ハ大正五
年等ト記載スルコト
- 一八、摘要欄ニハ(一)舍主ノ家柄ニ付特ニ記載ヲ要スト認ムルモノ(二)舍主ノ性格ニシテ特徴アルモノ又ハ宿泊者ニ對スル特別ナル希望アルモノ何人ナル等(三)舍主又ハ家族中犯罪事項アル者ハ其ノ事項ヲ(四)舍主ノ資産推定五
萬圓以上ノモノハ其ノ推定額ヲ記載スルコト

右協議の方針と、曩に行へる豫備調査との結果を参考とし、候補宿舍三百二十戸を選出する豫定を以て、市内を六區に分ち、各擔當係員を定め、縣の協力と區長の援助とを得て、五月四日より十二日に互り、實地調査を施行したり。其の分擔區域及選出したる宿舍數左の如し。

調査區	調 査 區 域	選出宿舍數	擔 任 者	
			縣 保 員	市 保 員
一	曲輪町、南曲輪町、石川町、堀川町、連雀町、本町、相生町	五〇	農林技手 明石盛夫	書記 阿久澤龍雄
二	田町、片貝町、新町、百軒町、大塚町、芳町、蓋町、覆町、立川町、堅町	五〇	農林技手 松本千丈	書記 竹淵椿太郎
三	紺屋町、桑町、横山町、立川町、堅町、北曲輪町	四五	農林技手 佐野重一	書記 戸崎壽雄

四	神明町、向町、細ヶ澤町、小柳町、一	五四	農林技手 本間正邦	書記補 高木新作
五	諏訪町、清王寺町、才川町、國領町、	五四	農林技手 粕川岸郎	書記補、田村貢作
六	岩神町、琴平町、紅雲町、三ヶ月前代田、 宗甫分、天川原、高田町	三九	屬 高木一郎	書記 西村忠三郎
計		二九二		
外 = 寺院		一八		

以上の實地調査を完了したるを以て、宿舍調査及見取圖を作成し、宿舍順、序列順の各一覽表を添付し、五月二十一日縣に提出したり。

翌六月二十一日、來橋の參謀本部牟田口庶務課長一行と、縣に於て打合せを開催し、七月四日迄の間に岩本工兵大尉及千葉軍屬は、縣市係員の案内に依り、現地に臨み宿舍の精査を遂げたり。越えて、七月十四日充當宿舍の内定を見、其の後來橋貴賓の大體決定せらるるに及び、十月十八日縣市係員は各候補宿舍を訪問し、内定の向に對しては左記甲號を、又除外分に對しては乙號の書狀を手交し、狀況の概要を述べ挨拶する所ありたり。

(甲 號)

拜啓秋冷の候益々御清祥奉賀候

陳者近く御舉行あらせらるべき陸軍特別大演習陪觀賞賓宿泊用宿舍の義に付ては不絶不容易御配慮を煩はし居候處此頃漸く宿舍割内定致候に付本日別途係員を差遣はし御内示申上ぐる運と相成候遲延の事情不悪御諒承を賜はり度希上候就ては接遇上に關し宿舍主各位の御參集を得て隔意なき御打合せ致度候間御多忙中洵に御迷惑とは存候得共御繰合せの

上本月二十六日午後一時前橋市臨江閣別館へ御來駕相仰度此段得貴意候 敬具

昭和九年十月十八日

前橋市長 江原桂三郎

陸軍特別大演習兵務部長 星子政雄
群馬縣書記官

(乙 號)

拜啓秋冷の候益々御清祥奉賀候

陳者近く御舉行あらせらるべき陸軍特別大演習陪觀賞賓宿泊用宿舍の義に付ては不絶不容易御配慮を煩はし居候處此頃漸く宿舍割内定致候然るに宿泊貴賓は當初の豫想より減少の結果貴家は陪觀賞賓の宿舍として御願の要無之事と相成候に付本日別途係員を差遣はし御挨拶申上ぐる運と相成候種々御迷惑相懸け洵に恐縮に存候得共事情不悪御諒承を賜はり度希上候先は以寸楮御挨拶申上度如斯に御座候 敬具

昭和九年十月十八日

前橋市長 江原桂三郎

陸軍特別大演習兵務部長 星子政雄
群馬縣書記官

接件

七〇〇

第二章 高 貴

第一節 御來縣の皇族各宮殿下

御來縣遊ばさるる、皇族各宮殿下御宿舎概定の趣を以て、本縣兵務部長より、左記の如く通報せられたり。

演皇第一一九號

昭和九年十月五日

群馬縣兵務部長

前橋市長殿

皇族御宿舎概定ノ件

陸軍特別大演習ノ爲御來縣遊ハサル皇族各宮殿下ノ御宿舎別記ノ通概定相成候條及通報候也

皇族殿下御宿舎

閑院宮載仁親王殿下	前橋市曲輪町	群馬縣
秩父宮雅仁親王殿下	前橋市南曲輪町	手塚會館
賀陽宮恒憲王殿下	前橋市紅雲町	桑原政榮

閑院宮春仁王殿下	前橋市榮町	佐藤榮太郎
李 王 垣 殿 下	前橋市中町	岩崎メ吉
朝香宮鳩彦王殿下	高崎市椿町	須藤清七
梨本宮守正王殿下	高崎市柳川町	新井清兵衛
朝香宮孚彦王殿下	高崎市下和田	市川朝次郎
伏見宮博恭王殿下	高崎市連雀町	關根作三郎
李 鍵 公 殿 下	碓氷郡八幡村	沼賀大治
李 偶 公 殿 下	多野郡新町	堀八十四郎
竹田宮恒徳王殿下	多野郡藤岡町	星野兵四郎

非常御立退所

前橋市 臨江閣
高崎 市 歩兵第十五聯隊將校集會所内

(右通報中の伏見宮博恭王殿下には御來縣御取止めあらせられたり)

第二節 御宿舎主の心得

皇族各宮殿下御宿舎に就ては、參謀本部並縣市係員に於て慎重審議の上十月五日縣に於ては概定の御宿舎主全部を群馬會館に召集、係員列席して協議會を開き、御宿舎決定の件を内示すると共に、左記「皇族御宿舎主心得」及「宮家へ打合

接件

七〇一

接 件

事項」等につき詳細なる協議を遂げ、以て之が準備の萬全を期せり。

皇族御宿舍舎主心得

- 一、御接待ニハ誠意ヲ表シ虚飾ヲ避ケラレタキコト
- 二、家族御給仕役、使用人ノ健康ニ注意セラレタキコト
- 三、御宿舍ノ内外ハ常ニ清潔ヲ保持シ盜難、火災ニ注意セラレタキコト
- 四、御宿舍ノ門前ニ左ノ如キ門標ヲ掲ケラレタキコト

〇〇〇宮〇〇王殿下御宿舍

八寸

三 尺

- 五、門前ニハ國旗ヲ掲ケ玄關ニハ幔幕ヲ張り敬意ヲ表シ尙夜間ハ玄關ニハ高張提燈ヲ掲ケラレタキコト
- 六、奉 送 迎

(1) 御著舎ノ時

- イ、舎主ハ御下車地點ニ於テ御迎ヲ爲スコト
- ロ、主婦ハ玄關前ニ於テ御給仕役ヲ從ヘテ御迎ヲ爲スコト
- ハ、御著後舎主及家族ニ拜謁ヲ賜ハルヘキニ付豫メ奉

七、御宿舍設備標準大要

(1) 玄 關

- イ、椅 子 (脱靴用) 一 脚
- ロ、靴 脱 一 個
- ハ、上 履 (御召用) 一 足
- ニ、同 (御附官用) 一 足

(御召用ト號ナルモ)

(3) 御歸京ノ時

- イ、舎主ハ玄關前ニ於テ御送リヲ爲シタル上更ニ停車場ニ於テ御送リヲ爲スコト
- ロ、主婦及御給仕役ハ玄關前戶外ニ於テ御送リヲ爲スコト

(2) 御出入ノ時

- イ、舎主及主婦御給仕役ハ玄關前ニ於テ御送迎ヲ爲スコト 但シ場合ニ依リ適宜位置ヲ變更スルモ差支ナシ

書ニ名、年齢及舎主トノ續柄ヲ記載シ御附官ニ差出ス準備ヲ爲スコト

- ホ、伺候用卓子 (卓掛共) 一 個
- ヘ、硯 箱 (毛筆、墨共) 一 個
- ト、伺候簿 (奉書横二ツ折約十枚) 一 冊
- チ、衝立又ハ屏風 一 個
- (2) 御居間
 - イ、床飾 (軸物、香爐、生花、盆栽等) 一 式
 - ロ、御 机 一 個
 - ハ、硯 箱 (毛筆、墨共) 一 個
 - ニ、インク壺 (青、赤二種ペン共) 一 個
 - ホ、文庫籠 (巻紙、封筒、便箋、吸取紙、電報用紙等) 一 個
 - ヘ、苘 入 (巻苘共) 一 個
 - ト、座布團 一 枚
 - チ、脇 側 一 個
 - リ、呼 鈴 一 個
 - ヌ、手火鉢 一 個
 - ル、屏 風 一 個
- (3) 御次間
 - イ、鏡 臺 (可成大型ノモノ) 一 個
 - ロ、御帽子掛 一 個
 - ハ、御劍掛 一 個
 - ニ、衣 桁 一 個

- ホ、洋服掛 一 個
- ヘ、火 鉢 (鐵瓶共) (御室暖用ノモノ) 一 個
- ト、亂 籠 一 個
- チ、單 禪 (肌衣帶共) 一 組
- リ、屑 籠 一 個
- ヌ、唾 壺 一 個
- 御次間ナキ場合ハ右ノ調度品ハ御居間又ハ御寢室ニ適宜備付クルコト
- (4) 謁見所アル場合ニハ次ノ調度品ヲ備付クルコト
 - イ、大卓子 (卓子掛共) 一 個
 - ロ、大型椅子 (御召用) 一 個
 - ハ、小型椅子 三 個
 - ニ、苘入箱 (巻苘共) 一 個
 - ホ、手火鉢 (臺付) 一 個
 - ヘ、上 履 五 足
- (5) 御寢室
 - イ、床飾 (軸物、香爐、盆栽共) 一 式
 - ロ、寢 具 一 組
 - ハ、苘 入 (巻苘共) 一 個
 - ニ、亂 籠 一 個
 - ホ、呼 鈴 一 個

接 件

(6) 御洗面所

- ヘ、電氣スタンド 一個
- イ、洗面器 一個
- ロ、水差 (含嗽用水入) 一個
- ハ、含嗽碗 一個
- ニ、手拭籠 (手拭共) 一個
- ホ、石鹼籠 (石鹼共) 一個
- ヘ、齒揚子 (磨粉共) 一個
- ト、蓋付手桶水杓 (洗面用水入) 一個
- チ、唾 壺 一個
- リ、鏡 一個
- ヌ、洗面及含嗽用水ハ凡テ煮沸水タルコト

(7) 御浴場

- イ、鏡 一個
- ロ、亂 籠 一個
- ハ、足 拭 一個
- ニ、洗面器 一個
- ホ、小 桶 一個
- ヘ、腰 掛 一個
- ト、石鹼箱 (石鹼共) 一個
- チ、手拭籠 (手拭共) 一個

七〇四

(8) 御便所

- リ、小型籐椅子 一個
- ヌ、蓋付手桶、水杓 (洗面用水入) (レ置タコト) 一個
- イ、上 履 一 足
- ロ、手拭籠 (手拭共) 一個
- ハ、蓋付手洗桶 (常ニ清潔ナル煮沸水ヲ湛ヘ置タコト) 一個
- ニ、便所用紙 一 式

(9) 御附武官、宮内官室

- イ、床 飾 (軸物、置物、生花等) 一 式
- ロ、座布團 (内ニ枚ハ客用ノモノ) 四 枚
- ハ、蓆 入 (卷蓆共) 一 個
- ニ、洋服掛ト帽子掛 二 個
- ホ、机 一 個
- ヘ、硯 (毛筆、墨共) 一 個
- ト、インキ壺 (青、赤ペン共) 一 個
- チ、文庫籠 (巻紙、封筒、便箋、電報用紙共) 一 個
- リ、亂 籠 一 個
- ヌ、火 鉢 (鐵瓶共) 一 個
- ル、寢 具 一 組
- ヲ、單 禪 (肌衣帯共) 一 組

接 件

(10) 縣市係員警衛警察官室

- ワ、茶 器 一 組
- カ、屑 籠 一 個
- ヨ、唾 壺 一 個
- タ、鏡 一 個
- レ、脇 側 一 個
- イ、座布團又椅子 數 枚
- ロ、茶 器 一 組
- ハ、火 鉢 (葉燻共) 一 個
- ニ、寢 具 二 組

七〇五

四、御給仕役ニハ紋付ヲ著用セシメラレタキコト

宮家へ打合事項

一、御宿舎マテノ事項 東京御發前橋市御著ノ時。前橋市御滞在ノ日數。前橋市御出發ノ時。御隨員ノ氏名。御荷物ノ大體量。御召自動車御持參ノ有無。御召自動車ニ御同乗ハ御附武官ノミナルヤ。御附宮内官ハ御荷物ト同車セラルルヤ否。御宿舎御出入ノ時、門内狹隘ナルトキハ自動車ハ門前ニ御乗降ヲ願ハルルヤ。御乗車自動車ノ種類ニ付テノ御希望御伺ヒタシ。御閱覽ニ供スル新聞ノ御希望御伺ヒタシ。

二、御宿舎ニ於ケル事項 伺候簿ハ奉書横ニツ折十枚綴トシテ表紙ニ伺候簿ト記載スヘキヤ。又伺候簿ハ位階勲等官職氏名ヲ記載スヘキヤ。住所氏名ヲ記載スヘキモノナルヤ承リタシ。御室ト御附武官及宮内官室ニ「ベル」ノ設備ヲ要スルヤ。御室ニ付テ特ニ注意スヘキ點伺ヒタシ。御次ノ間、謁見室ニ付注意ヲ要スル點伺ヒタシ。

三、御食事ノコト 御食事ハ日本食、洋食何レヲ擇ハルルヤ。御酒類ノ内御好ノ品。清涼飲料水ノ内御好ノ品。果物類ノ内御好ノ品。菓子類ノ内御好ノ品。煙草類ノ内御好ノ品。御茶ハ何ヲ御好ニナラルヤ。其ノ他特ニ御好